

学部要覧

2020



日本大学歯学部

NIHON UNIVERSITY SCHOOL OF DENTISTRY

日本大学教育憲章

日本大学は、本学の「目的及び使命」を理解し、本学の教育理念である「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力を身につけ、「日本大学マインド」を有する者を育成する。

日本大学マインド

・日本の特質を理解し伝える力

日本文化に基づく日本人の気質、感性及び価値観を身につけ、その特質を自ら発信することができる。

・多様な価値を受容し、自己の立場・役割を認識する力

異文化及び異分野の多様な価値を受容し、地域社会、日本及び世界の中での自己の立ち位置や役割を認識し、説明することができる。

・社会に貢献する姿勢

社会に貢献する姿勢を持ち続けることができる。

「自主創造」の3つの構成要素及びその能力

<自ら学ぶ>

・豊かな知識・教養に基づく高い倫理観

豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。

・世界の現状を理解し、説明する力

世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。

<自ら考える>

・論理的・批判的思考力

得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。

・問題発見・解決力

事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。

<自ら道をひらく>

・挑戦力

あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。

・コミュニケーション力

他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。

・リーダーシップ・協働力

集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。

・省察力

謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができます。

日本大学歯学部

学部要覧

この「学部要覧」は、みなさんが実り豊かな学生生活を送る上で必要な事項が記載されたガイドブックです。

学修上の諸規定は、原則として入学時のものが一貫して適用されます。大切に保管し、必要な時に読み返してください。

歯学部の教育理念、教育目的及び教育基本方針（三つの方針）

歯学部の教育理念

大正5年、佐藤運雄博士が創立した東洋歯科医学校が、歯学部の前身です。当時の日本の歯学は、基礎医学の知識に乏しく技術偏重であったため、佐藤博士は、当時としては極めて先駆的な「医学的歯学」の教育理念、すなわち、歯学を単に口腔や歯だけにとどめず、全身との関連において組織的に学ぶことの重要性を強調しました。この理念は、現在、日本の歯科教育の基本となっています。

歯学部の教育目的

本学部は「日本大学の目的及び使命に則り、歯学の理論及びその応用を教授・応用し、併せて人格を陶冶して有為な歯科医師を養成すること」を教育目的としています。

すなわち、幅広い教養と総合的な判断力の上に立って、常に最新の科学的情報を基にして問題を探求する能力の高揚と、診療に際して患者本位の歯科医療に携わることのできる以下のスキルを備えた歯科医師を養成します。

1. 医学的歯学の理念に基づく歯科医学の専門知識と医療技術を備えている。
2. 豊かな教養と寛容な人間性を備え発信力のある医療人として活躍できる。
3. 生命を尊重し奉仕の心と高い倫理観を有している。
4. 医療・社会の進歩や変革、生涯学習に対応できる省察力と探求心を備えている。
5. 国民の健康維持・増進に貢献し、地域口腔保健活動でリーダーシップを発揮できる。

●歯学部「卒業の認定に関する方針」 (ディプロマ・ポリシー)

日本大学教育憲章では「日本大学マインド」として「日本の特質を理解し伝える力」、「多様な価値を受容し、自己の立場・役割を認識する力」、「社会に貢献する姿勢」の三つを掲げています。本学部は、日本大学の医療系学部として、自主創造の三要素「自ら学ぶ」、「自ら考える」、「自ら道をひらく」を基盤とした医療人を育成します。本学部は、所定の単位を修得し、課題探求能力や自己学習能力を高め、患者本位の歯科医療ができる人間性豊かで、的確な診察・治療を行える「社会に有為な歯科医師」として認められる学生に対し、卒業を認定し、学位（学士）を授与します。

DP1

コンピテンス：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観

コンピテンシー：医の尊厳を理解し、法と倫理に基づいた医療を実践するために必要な豊かな教養と歯科医学の知識を修得できる。

DP2

コンピテンス：世界の現状を理解し、説明する力

コンピテンシー：国際社会の現状と背景を理解し、地域社会における医療・保健・福祉の役割が説明できる。

DP3

コンピテンス：論理的・批判的思考力

コンピテンシー：多岐にわたる知識や情報を基に、論理的な思考や批判的な思考ができる。

DP4

コンピテンス：問題発見・解決力

コンピテンシー：自ら問題を発見し、その解決に必要な基本的歯科医学・医療の知識とスキルを修得できる。

DP5

コンピテンス：挑戦力

コンピテンシー：新たな課題の解決策を見い出すために、基礎・臨床・社会医学等の知識を基に積極的に挑戦し続けることができる。

DP6

コンピテンス：コミュニケーション力

コンピテンシー：医療をはじめとする様々な場面において、他者との円滑な意思疎通を行い、互いに価値観を共有し、適切なコミュニケーションを実践して自らの考えを発信することができる。

DP7

コンピテンス：リーダーシップ・協働力

コンピテンシー：患者を中心としたチーム医療において、責任ある医療を実践するためのリーダーシップと協働力を養うことができる。

DP8

コンピテンス：省察力

コンピテンシー：プロフェッショナルとして生涯にわたり、振り返りを通じて基礎・臨床・社会歯科領域において自らを高める能力を身に附けている。

●歯学部「教育課程の編成及び実施に関する方針」 (カリキュラム・ポリシー)

歯学部（歯学科）では、日本大学教育憲章（以下、「憲章」という）を基に、専門分野を加味した卒業の認定に関する方針に沿って基礎・専門的知識に基づく的確な医療技術と、常に最新の科学的情報を基にして問題を探求する能力を有する人間性豊かな歯科医師を養成することを目的とした教育課程を編成し実施する。

下表の「憲章」に基づく卒業の認定に関する方針として示された8つの能力（コンピテンシー）を養成するために、初年次教育、教養教育、専門教育等の授業科目を人間科学、基礎科学、生命科学、口腔科学、総合科学に区分・設定して、各能力に即して体系化するとともに、講義・演習・実験・実習等の授業形態を組み入れた多様な学修方法による教育課程を履修系統図に沿って各学年に編成し実施する。

また、学修成果の評価は、専門的な知識・技能および態度を修得する授業科目に関しては、授業形態や授業手法に即した多元的な評価と歯学系 OSCE・CBT（大学間共用試験）により、各授業科目のシラバスに明示される学修到達目標の達成度について各学年で判定し、「憲章」に示される日本大学マインドおよび自主創造の8つの能力（汎用的能力）への到達度に関しては、卒業の達成を測るための授業科目の修得状況や到達度をもとに段階的かつ総合的に判定する。

CP1

歯科医学と医療倫理の基礎的知識を修得し、社会人としての品格と医療人になるための自覚を養成する。

CP2

国内外の医療・保健・福祉の現状を理解し、基礎・臨床・社会医学の知識を基に、国際社会で活躍できる基本的能力を育成する。

CP3

幅広い教養と歯科医療に必要な体系的な知識を基に、論理的・批判的思考力と総合的な判断能力を育成する。

CP4

歯科医学の基礎知識を体系的に修得し、臨床的な視点で問題を解決する力を養成する。

CP5

研究で明らかとなる新たな知見と研究マインドをもとに、歯科医学の課題に挑戦する学生を育成する。

CP6

他者の意見を尊重し、明確な意思疎通のもと、円滑な人間関係を構築するためのコミュニケーション能力を養成する。

CP7

歯科医師の責務を自覚して、責任あるリーダーシップを發揮し、患者を中心としたチーム医療における適切なコミュニケーション能力を養成する。

CP8

各学年における学修で得た歯科医学の知識、技術および省察力をもとに、歯科医師として生涯にわたり学習する姿勢を育成する。

●歯学部「入学者の受け入れに関する方針」 (アドミッション・ポリシー)

本学部では基礎学力があり、健康で多様性に富んだ資質を兼ね備えた人を求めています。学生同士が「切磋琢磨」して自己を認め合い、高め合うことで、歯科医療に求められるプロフェッショナルとともに目指す意欲の高い人材の育成を行います。

AP1 自主創造の気風に賛同し自己研鑽できる人

AP2 医療人となる目的意識と高い倫理観をもつ人

AP3 自己の目標を実現する挑戦力を持ち努力する人

AP4 生涯にわたり学習意欲を持続し社会に貢献する姿勢をもつ人

新入生のみなさんへ



歯学部長 本田 和也

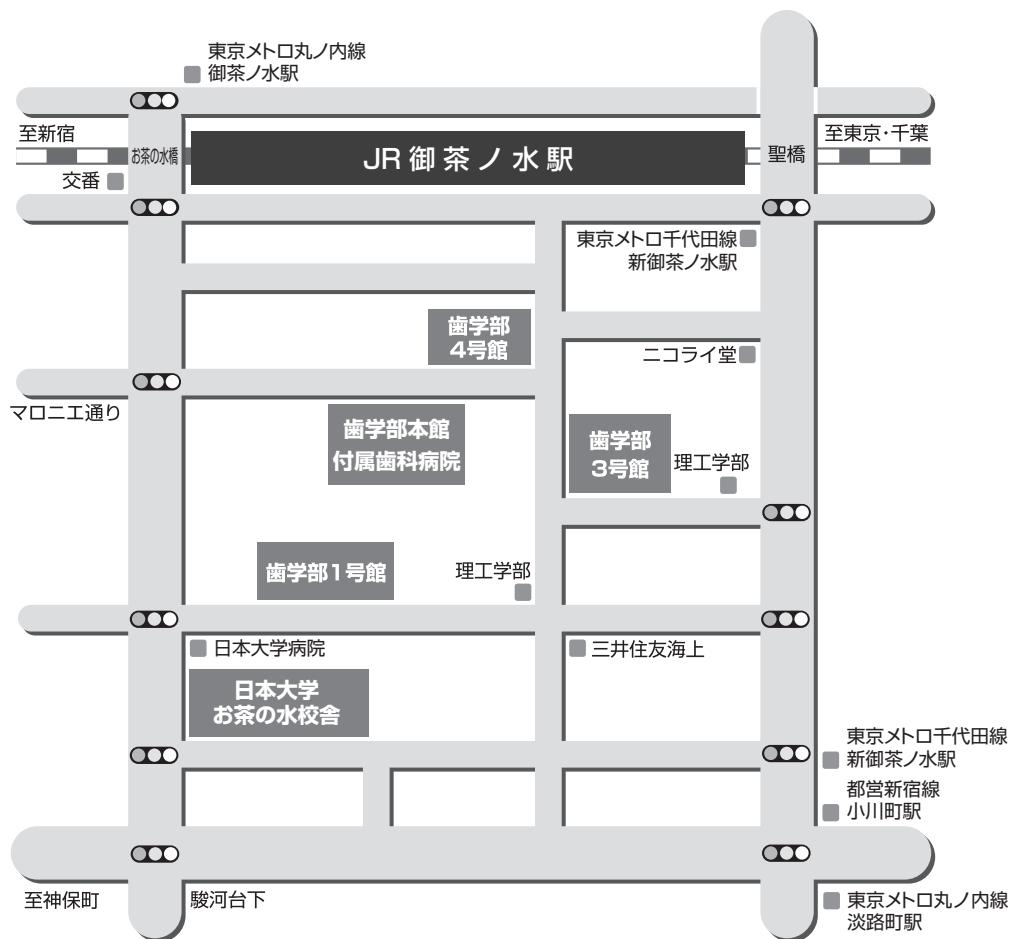
令和という新しい元号が交付され、日本の象徴の一つである天皇陛下が新たに即位されました。貴重な映像などをニュースでみながら、日本の長い歴史を感じ、今を生きている自分を振り返る方もいたのではないかと思います。

日本大学歯学部に入学された諸君は、歯科医師を将来の職業として選択し、その多くは勤務医あるいは開業医として地域歯科医療に携わり、歯科疾患の治療や口腔機能の改善・回復等に尽力されると思います。さて、超高齢社会であるわが国では近年、加齢に伴う口腔環境の脆弱性が増大した状態、すなわち「オーラルフレイル」への対策が進められています。人生100年ともいわれ始め、その長い高齢期での自立生活の維持を考える上で、低栄養を背景とする虚弱及びその根底をなす筋肉減弱（サルコペニア）という大きな問題があり、高齢者における食の安定性を改めて再考する必要があります。我々は高齢者の『食力』に焦点を当て、食環境および口腔機能の悪化から始まる筋肉減少を経て最終的に生活機能障害に至る構造を新概念として構築する必要があると思います。そのためには今まで以上に医師や看護師などと垣根

を越えて協力することがこれからの歯科医師には必要になると思います。

このような社会の要請に応えるために、本学部は、医学的な基礎に基づく最新の歯科医学の知識と技能とを身に備え、人間性豊かな人格を有する歯科医師を育成することをポリシーとした教育カリキュラムを編成しています。このカリキュラムポリシーは、本学部の創設者である佐藤運雄先生が約100年前に示した「医学的歯学」の考え方に基づいています。このカリキュラムを有効に活用するためには、まず学修スタイルを、これまでの「受動的な知」から「能動的な知」に転換させることが肝要です。自ら学ぶ意欲と向上心を大切にして、社会の要請に応えるべく立派な歯科医師になれるよう、充実した学生生活を築いてください。私たち教職員は、諸君が目標を達成して卒業するまで支援を惜しみません。

この「学部要覧」には、教育課程や学生生活に関する事項、学費、奨学金制度など、在学中に諸君が知っておかねばならない事項が網羅されています。この冊子によって、本学部での学業や生活についての理解が深まり、新しい環境での有意義な日々が一日も早くスタートすることを願っています。



日本大学 校章



歯学部 ロゴマーク

ホームページ

日本大学 <http://www.nihon-u.ac.jp/>

歯学部 <http://www.dent.nihon-u.ac.jp/>

歯学部同窓会 <http://www.aa-nusd.jp/>

日本大学及び歯学部はホームページを通じて様々な情報を発信していますので、定期的に閲覧しましょう。学部内向けページでは、ネットワークを利用するための各種情報、学生生活に関わる申請書類、クラブ活動における指導・伝達事項などの情報を得ることができます。また、共用試験 CBT の事前体験もできます。

年間行事予定

前 期

4月	◇第5学年登院式
	◇新入生オリエンテーションⅠ
	◇前期授業開始
	◇入学式（2日）
	◇東洋歯科医学校（現歯学部） 創立記念日（15日）
	◇クラブガイダンス
	◇実験動物慰靈祭
	◇新入生オリエンテーションⅡ
5月	◇定期健康診断
	◇球技大会
6月	◇後援会総会
	◇公開講座
	◇臨床能力試験 一斉技能試験 [第6学年]
7月	◇前期授業終了
	◇夏季休暇
	◇全日本歯科学生総合体育大会 (歯学体) 夏期部門
	◇定期試験 [前期]
8月	◇日本大学体育大会
	◇後期授業開始

後 期

10月	◇日本大学創立記念日（4日）
	◇父母懇談会
	◇桜歯祭・NU祭
	◇ワールドカフェ
	◇解剖体追悼法要
	◇留学生選抜、編入・転部試験
	◇リーダーズキャンプ
	◇公開講座
11月	◇付属・校友・公募 選抜試験
	◇臨床能力試験 臨床実施試験 [第5学年]
12月	◇冬季休暇
	◇全日本歯科学生総合体育大会 (歯学体) 冬期部門
	◇後期授業終了
	◇定期試験 [後期]
1月	◇定期試験 [後期] 再試験
	◇共用試験 CBT [第4学年]
2月	◇卒業判定
	◇統合試験 I II III
	◇一般選抜
	◇歯科医師国家試験
	◇共用試験 OSCE [第4学年]
	◇統合試験 I II III 追・再試験
	◇春季休暇
3月	◇第5学年校外研修
	◇進級判定
	◇卒業式・学位記伝達式（25日）
	◇編入生オリエンテーション
	◇学年ガイダンス

目 次

日本大学の沿革と現状	8
歯学部の概要	9
教 育 課 程	10
■ 教育課程の概要		
履 修 課 程	11
■ 授業科目の区分		
■ 授業科目		
■ 履修系統図		
■ 学年別の授業科目		
授 業	18
■ 授業時間		
■ 授業計画（シラバス）		
■ 実習・演習等の受講		
■ 休講（校）・変更		
■ 欠席		
■ 急病		
試 験	22
■ 定期試験		
■ 追試験		
■ 再試験		
■ 受験上の注意		
成 績 評 価	24
■ 成績評価点		
■ 学年評価点		
■ 成績評価表示		
■ 単位の認定と学業成績		
■ G P A (Grade Point Average)		
進級・卒業・原級	26
■ 進級・卒業		
■ 原級		
■ 原級者の履修		
休学・退学・除籍・再入学	27
■ 休学		
■ 退学		
■ 除籍		
■ 再入学		
共用試験	29
■ 共用試験の構成		
■ 試験結果		
専任教員一覧	31
歯科医師臨床研修制度	33
■ 研修制度の目的		
■ マッチング及び選考試験		
■ 本学部の研修制度及び施設		

情意育成行事 34

- 新入生オリエンテーション
- 解剖体追悼法要
- 実験動物慰靈祭
- 校外研修

海外研修 35

- 研修先(サマースクール)
- 成績評価
- 参加条件

学生生活 36

学年主任とクラス担任 36

学生支援室 36

健康管理 37

- 定期健康診断
- 健康相談
- 病院受診
- 日本大学学生生徒総合保障制度

学生行事 38

- 球技大会
- 桜歯祭
- N U 祭
- 全日本歯科学生総合体育大会
(歯学体)

学生会 39

- 学年代表者会
- クラブ協議会
- 各種実行委員会

課外活動 40

- 本学部のクラブ
- クラブの公認
- クラブの入退部
- 課外活動中の事故

クラブ一覧 41

校舎・学内施設などの使用 42

- 使用時間及び届け出
- 使用にあたって
- 学生用ロッカー
- 女子更衣室
- 部室並びに道場
- 学生ラウンジ「いこい」
- 掲示板

一般心得 44

- 変更の届け出
- 通学
- アルバイト
- 貴重品の管理
- 防災の心得
- 交通安全
- 人権相談
- 情報管理
- ソーシャルメディア利用
- 喫煙
- 大麻や薬物
- 飲酒
- 販売や加入などの勧誘

表 彰 制 度

日本大学の表彰制度	48
■ 日本大学学長賞・優等賞等	

本学部の表彰制度	49
■ 日本大学部科校長賞（歯学部長賞）	

証明書・届出書・願書

学生証	50
■ 学生証の発行	
■ 学生証の提示	
証明書	51
■ 手続き及び手数料	
■ 学割	
■ 通学定期券の購入	
■ 事務取扱時間	
届出書・願書一覧	53

学 費 等

学費	54
■ 納入額	
■ 滞納	
■ 納入方法	
教科書・実習器材費	55
後援会費・校友会費（在学生・準会員）	55
■ 入会金・会費（委託徴収）	
■ 学生への支援事業	

奨 学 金 制 度

■ 日本大学特待生（給付）	
■ 日本大学創立130周年記念奨学金（第1種・第2種）（給付）	
■ 日本大学事業部奨学金（給付）	
■ 日本大学歯学部佐藤奨学金（給付）	
■ 日本大学歯学部佐藤奨学金（貸与）	
■ 日本大学歯学部同窓会奨学金（給付）	
■ 日本学生支援機構（給付）	
■ 日本学生支援機構奨学金（貸与）	

付属施設・付属機関

図 書 館	59
	■ 利用案内	■ 図書館のサービス
歯 科 病 院	61
	■ 診療日・時間	■ 診療概要
	■ 歯科医学教育への役割	■ その他の診療部科の概要
厚 生 寮	64
	■ 日本大学本部管理の厚生寮	
学 生 寮	64
歯科体育施設	65
	■ 歯科体育施設の定期使用	

関 係 規 则 等

日本大学学則（抜粋）	66
歯学部部則	70
日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程（抜粋）	71
校舎施設使用要領	73
日本大学歯学部学生会に関する要項	73
日本大学歯学部のクラブ（部及び同好会）に関する要項	74
歯科医師法（抜粋）	74

そ の 他

歯学部電話番号一覧	76
日本大学学部等一覧	77
歯科大学・歯学部一覧	78
校舎平面図	79
日本大学校歌	91
日本大学歯学部部歌	91
日本大学応援歌（花の精銳、水の霸者日大）	92

日本大学の沿革と現状

日本大学は、明治 22 年（1889 年）10 月 4 日、時の司法大臣山田顕義によって創立されました。山田顕義は吉田松陰門下の逸材で、明治維新の功労者として、我が国の近代化に尽くした功績はまさに偉大であります。当時の社会情勢と世界の趨勢を考慮し、新日本建設を担う人材の育成を目指して、日本法律学校を創立しました。これが日本大学の前身で、明治 36 年に日本大学と改称、大正 9 年には大学令による大学へ、昭和 24 年 4 月には新制大学となり、その後も、短期大学部、大学院の設置や学部の新設・拡充を図り、飛躍的発展を続けています。

歴代総長（学長）は、金子堅太郎（初代校長）、松岡康毅、平沼駿一郎、山岡萬之助、呉文炳、永田菊四郎、鈴木勝、高梨公之、木下茂徳、瀬在良男、瀬在幸安、小嶋勝衛、酒井健夫と続き、現学長（平成 25 年度より総長職位廃止）は大塚吉兵衛です。

日本の伝統的精神を基調として欧米文化を導入し、文化の進展と人類の福祉とに寄与するという建学の精神は、いまなお脈々と受け継がれています。教育方針は、心身ともに健全な人材の育成をモットーとし、自由な学風のもと、自主創造の気風を堅持しています。

本学は、創立以来 131 年、我が国最大の総合大学として大学院 22 研究科をはじめ、法・文理・経済・商・芸術・国際関係・危機管理・スポーツ科学・理工・生産工・工・医・歯・松戸歯・生物資源科・薬の 16 学部、通信教育部 4 学部、短期大学部 4 学科 1 専攻科、34 の研究所と、このほか認定こども園・付属幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校を持ち、優れた教育・研究組織を誇っています。在籍学生数等は約 10 万名、教職員数は約 7 千 2 百名です。校友は約 118 万名を数え、それぞれ各分野の中核として社会に貢献しています。さらに、本学と同じ教育理念に立つ諸外国の大学との間での積極的な交流を行っています。毎年、夏期には欧米諸国等への海外研修に多数の学生が参加して、国際交流を深めています。

平成 6 年 10 月、本学創立 100 周年記念事業の一環として総合学術情報センターが開設され、学術情報などの受・発信基地として、また図書情報・研究情報・校友情報などをデータベース化し、全国に展開する各キャンパスを有機的に結ぶため、ネットワークのインフラ整備や衛星通信による情報提供、遠隔授業への技術支援など、教育・研究活動を強力にサポートしています。

さらに、本学は平成 9 年 4 月、（財）大学基準協会による相互評価の第 1 回認定校となっています。

本学は、法科大学院の設置、国際産業技術・ビジネス育成センターを設置し、21世紀をリードする総合大学として、教育・研究組織の強化を図るとともに、教育環境の一層の充実に努めています。また、教育・研究の内容においても、進展する情報化社会に対応し、学生一人ひとりの能力の開発に重点を置き、カリキュラムの改定を実施し、本学独自のアカデミズムの樹立を目指しています。



日本大学会館（千代田区・市ヶ谷）

歯学部の概要

日本大学歯学部は、優れた歯科医師を育てる基本としています。入学から卒業までの6年間の体系的な一貫教育によって、学問や技術に秀でた歯科医師のみならず、幅広い視野と科学的思考力、人間性豊かな感性、人間としての魅力を備えた、歯科界でリーダーシップをとれる有為な歯科医師の育成に努めています。

本学部は100年を超える長い歴史をもつ伝統ある学部です。創立当時、わが国の歯科医学は技術偏重であり、一般医学に比べて、学問的に遅っていました。そのような中、大正5年（1916年）4月15日、佐藤運雄博士は、歯学を口腔に止めず「医学的基礎学、歯科の技術的練磨を期しながら、師による人格の教化、学生同士による知識の交換、切磋琢磨」を建学の主旨として、有能な歯科医師を育成することにより地位向上を図りたいという志から、「東洋歯科医学校」を創立されました。

大正10年4月、東洋歯科医学校は、日本大学との合併によって、これまでの施設・設備及び教育の一切を日本大学が継承し、翌年6月に日本大学専門部歯科として正式認可されました。終戦による国内教育の大変革を機として、昭和22年6月18日（4月1日付）、日本大学専門部歯科から「日本大学歯学部」として設立・認可され、大学予科3年制、学部4年制のいわゆる7年制歯学部が誕生しましたが、昭和25年度からは2年制予科に改組されました。

昭和30年4月からは学校教育法の一部改正にともなって歯学教育は進学課程2年、専門課程4年の6年制教育が定められ、34年間続きました。平成元年、進学課程と専門課程の枠が廃止され、6年一貫教育が現在まで継続し、佐藤運雄博士の考えに沿った歯科医学教育が実践されています。これは、現在も日本の歯科教育の根本理念として脈々と継承されています。こうした歴史と伝統をさらに発展させ、近年のめざましい生命科学分野の成果に基づく基礎医学・医療技術の進展に努め、今日まで数多くの俊英



創設者 佐藤運雄先生

が巣立ち、わが国の歯科医療・歯科医学に貢献し、高い評価を得ています。その数は全国の歯科医師の1割以上を占めています。

現在、歯科病院、歯科体育施設、大学院歯学研究科をはじめ、総合歯学研究所、歯科技工専門学校、歯科衛生専門学校を有する学部にまで発展し、幅広い教養、自主的・総合的な判断力と高いレベルの専門的知識・技術とを有する歯科医師を育成し、社会に貢献しています。

歯学部

修業年限 6年 募集人員 128名

卒業者数 19,797名（令和元年度まで）

研修歯科医

修業年限 1年 募集人員 140名

大学院歯学研究科

修業年限 4年 入学定員 30名

修了者数 1,528名（令和元年度まで）

付属機関

総合歯学研究所 歯科病院

歯科技工専門学校 歯科衛生専門学校

付属施設

図書館 歯科体育施設

教育課程

歯学部の教育目的は、「日本大学の目的及び使命に則り、歯学の理論及びその応用を教授し、併せて人格を陶冶して有為な歯科医師を養成する」ことです。この教育目的を時代に即して達成するため、本学部は教育課程の改善に努めていますが、なによりもみなさん自身が歯学について基本的な理解をもって、主体的に学ぶことが必要です。

教育課程の概要

科学リテラシーの涵養

本学部の教育課程は、医学的基礎に基づく歯学知識・技術と、人間性豊かな人格を有する歯科医師を育成することを目的として編成されています。すなわち、「幅広い教養と総合的な判断力」の上に立って、関連医学・医療と連携させた「歯科医学・医療に関する基本的な問題解決能力」を修得し、生涯学習の礎が培われた医療人の育成に配慮したものです。

縦断的配置と知の統合

授業科目は、6力年一貫の構想のもと、一般・基礎的な科目から専門・臨床的な科目へと展開します。まず、生命科学へつながる自然科学一般を扱う「基礎科学」、次に、全身から口腔へという総合かつ体系的な理解を目指す「生命科学」、さらにそれらを踏まえた歯学の理論や歯科医療の実践を目的とした「口腔科学」の各科目群を配置しています。

また、人文社会科学の教養を備えた裾野の広い歯科医療人の育成を期す「人間科学」、学修意欲と研究マインドを備えた誇り高い歯科医療人の輩出を期す「総合科学」の科目群は、学年縦断的な配置をしています。

とくに、総合科学では、総合大学の特性を生かした全学共通初年次教育プログラムにおいて、少人数・テュートリアル方式による学びを体験し、第2学年では、学びに基づく知識を自らの糧として統合・活用する技法の鍛錬・体得を目指します。第3学年では、これから歯科医療人として不可欠な研究マインドの開化に向けた取り組みをします。

これらと並行して、歯科医師免許の取得に向けて、各学年で確実かつ格段の学力向上を期する6力年縦断的な演習科目も用意されています。

幅広く充実した臨床実習

第5学年では、立地条件に恵まれ、多数の診療科を擁する付属歯科病院が学びの場となります。実践的な歯科臨床を学ぶための充実したプログラムが数多く組まれています。

学年進級制

第1学年から第6学年にわたる系統的な学修が求められることから、各授業科目の履修は学年進級制としています。また、高い医学的・社会的責務を負う歯科医師を養成する観点から、多くの科目は必修に指定されており、学修の達成度判定に対しては明確な基準が設けられています。

履修課程

授業科目の区分

カリキュラムは、6年間を通しての体系的な学修の実現を図るために、5つに区分された授業科目群で構成されています。

日本あるいはよりグローバルな教育事情、歯学界の動静によっては、在学中にカリキュラムの一部改定も生じます。改定がなされた場合には、その時点で周知します。

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
人間科学						
基礎科学						
生命科学						
口腔科学						
総合科学						

人間科学 人間性豊かで、社会に有為な歯科医師となるための資質や医療人としての社会知識を養い、国際化に対応し得る語学力やコミュニケーション力を修得するための授業区分で、個性を主体的に育み人格形成を促すことを目指します。第1学年から第6学年に配置されます。

基礎科学 第1学年に配置した授業区分で、生命科学・口腔科学を学ぶための基礎的知識・技能を修得することが目標です。歯科医学・医療を理解する上で必要となる数理的・物質的な基礎的知識を学修します。

生命科学 第2、第3学年に配置した生命現象に関する基礎知識を修得する授業区分で、人体の正常（健康）と疾患及び人体の発生・発育とこれらの異常にについて学修します。

口腔科学 頸・口腔・咽頭領域の構造と機能及びその異常を理解し、国民の健康増進に貢献できる優れた専門知識と歯科医療技術を修得するための授業区分です。授業科目は第2学年から配置され、口腔とその関連領域の構造と機能、感染症などの病態、健康の維持などの基礎歯科医学・臨床歯科医学を学修します。また、領域別・疾患別科目では、歯科疾患の検査・診断及び歯科治療法の手技を修得します。とくに、第5学年では臨床実習に取り組み、隣接医学についても学修します。第6学年では専門的・先端的歯科治療学を学修します。

総合科学 主体的な学びの方略や問題解決能力を育成するための授業（第1～3学年配置）及び各学年での学んだ事項の充分な理解や統合化を期する歯科学統合演習（第1～6学年配置）の2つの授業科目群からなります。本学部の歯学教育を完成させ、歯科医師国家試験合格に向けての準備を行います。

授業科目

教 科

授業科目には必修科目と選択科目があり、各学年に配当されている授業科目は次の表のとおりです。

授業科目の多くは、1～2単位の教科（講義、演習、実習、実験、実技）が複数組み合わされています。開講する教科は毎年度見直しを行い、授業計画（シラバス）に記載されています。

授業科目一覧

-  …必修科目 卒業の要件に含まれるので、必ず履修しなくてはならない。
-  …必修科目 単位認定はなく卒業要件外だが、必ず受講しなくてはならない。
-  …必修選択科目 卒業の要件に含まれるので、教科あるいは課題等を選択必修する（17ページ参照）。
-  …選択選択科目 語学3教科のうち、1教科を選択必修する。卒業の要件に含まれる。
-  …自由選択科目 必修ではないので、自由に選択できる。単位修得はできるが、卒業の要件に含まれない。

区分	授業科目	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
		前期	後期										
人間科学	医療人間科学Ⅰ												
	医療人間科学Ⅱ												
	医療人間科学Ⅲ												
	医療人間科学Ⅳ												
	医療人間科学Ⅴ												
	医療人間科学Ⅵ												
	医療人間科学Ⅶ												
	医療人間科学Ⅷ												
	教養総合講義												
	英語Ⅰ												
	英語Ⅱ												
	英語Ⅲ												
	英語Ⅳ												
	英語Ⅴ												
	英語Ⅵ												
	英語Ⅶ												
	英語Ⅷ												
基礎科学	ドイツ語												
	中国語												
	韓国語												
	アドバンスト外国語Ⅰ												
	アドバンスト外国語Ⅱ												
	健康科学Ⅰ												
	健康科学Ⅱ												
	数理情報科学												
	基礎自然科学												

区分	授業科目	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
		前期	後期										
生命科学	生命基礎科学												
	解剖組織学												
	生体機能学												
	感染・微生物学												
	病理病態学												
	生体機能制御学												
口腔科学	口腔形態学												
	顎顔面発生学												
	口腔機能学												
	歯科材料学												
	口腔健康学												
	薬物療法学												
	歯冠修復学												
	欠損修復学												
	咬合学												
	顎機能治療学												
	顎機能診査診断学												
	顎口腔疾患・治療学												
	歯髄・歯周疾患治療学												
	顎口腔診査診断学												
	臨床歯科学Ⅰ												
	臨床歯科学Ⅱ												
	隣接医学Ⅰ												
	隣接医学Ⅱ												
	隣接医学Ⅲ												
	社会歯科学												
	専門歯科学												
	先端歯科治療学												
	アドバンスト歯科学演習												
総合科学	生体基礎総合演習												
	特別研究												
	歯科学統合演習Ⅰ												
	歯科学統合演習Ⅱ												
	歯科学統合演習Ⅲ												
	歯科学統合演習Ⅳ												
	歯科学統合演習Ⅴ												
	歯科学統合演習Ⅵ												
	自主創造の基礎1												
	自主創造の基礎2												
専門総合特別講義													

自己学習について

授業時間割には“自己学習”の時間帯が設けられています。大学の授業科目には単位数が与えられており、1単位は45時間の学修が基礎となっています。例えば、講義科目1単位の学修は、授業時間15時間と自宅などでの自己学習30時間から構成されています。授業時間割に設けてある“自己学習”的時間帯は、図書館、自宅などで授業の予習・復習等に有效地に利用してください(18頁参照)。

グループ学習について

第1学年の授業時間割には“自己学習”とは別に“グループ学習”的時間帯が設けられています。グループ学習のねらいは、協同する学生の、学修への取り組み方や異なる視点での考え方を知ることです。また、グループ学習の場で互いに教え合うことは知識をアウトプットする機会となり、より深い理解につながります。自分のペースで勉強する自己学習とグループ学習を上手く組み合わせて、低学年から主体的に学修するスタイルを身につけてください(18頁参照)。

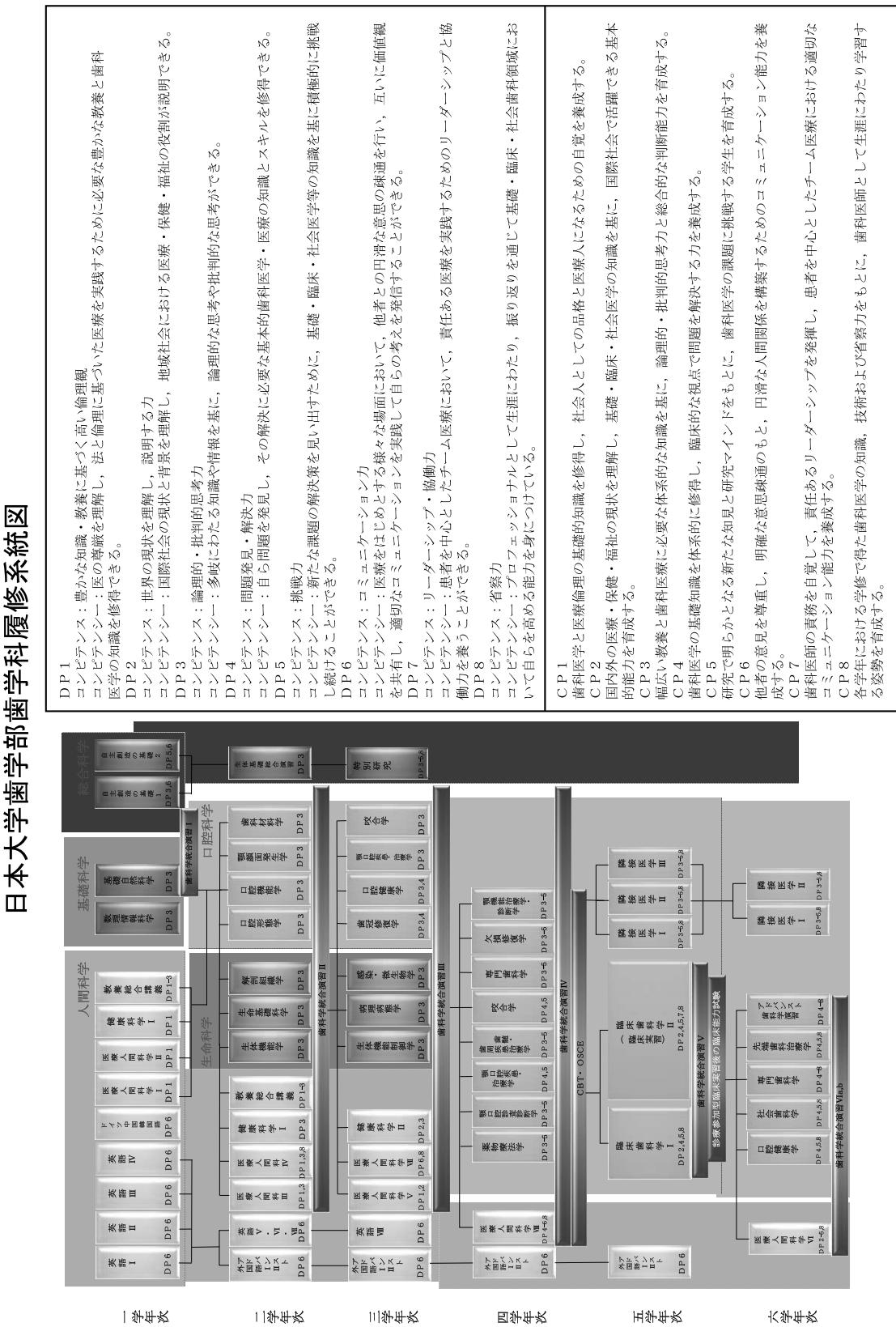
自主創造の基礎

平成25年度から導入された全学共通初年次教育科目で第1学年で開講されています。前期では大学教育における基本的学修スキル、情報収集の方法、個人レポートの作成・発表、後期ではキャリア教育、ディベート等を学びます。

歯科学統合演習・統合試験について

本学部のカリキュラムは、医学的基礎に基づく歯学の知識・技術とともに人間性豊かな人格を備えた歯科医師育成を目的に専門の基礎・臨床及び教養の教科が数多く設けられています。これらの学問内容について、学年縦断的に演習形式で学習することによって、既存教科の学修内容をより一層深めることを目的としています。特に、歯科医師国家試験あるいは共用試験等に対応できる学力向上を図ります。

履修系統図



URL : <https://www2.dent.nihon-u.ac.jp/only/nusd/kyomu/>

(日本大学歯学部ホームページ→学部内向けページ→教務課のページから閲覧できます。)

学年別の授業科目

履修の方法は学年進級制によるため、各学年で履修する授業科目が定められています。各学年の授業科目とその単位数は、次の表のとおりです。ただし、「教養総合講義」は必修選択科目で第1、2学年の間に履修します。

なお、★印の授業科目は成績の評価を“成績評価表示”(25頁参照)で行う科目です。また、☆印の授業科目は自由選択科目です。(単位修得はできるが、卒業の要件に含まれない。)

第1学年

区分	授業科目	単位数
人間科学	医療人間科学Ⅰ	1
	医療人間科学Ⅱ	1
	★教養総合講義	2*1
	英語Ⅰ	1
	英語Ⅱ	1
	英語Ⅲ	1
	英語Ⅳ	1
	英語Ⅴ	2*2
	イ　　ツ	2*2
	中　　国	2*2
	韓　　国	2*2
	健　　康	1
	科　　学	2
基礎科学	数理情報科学	3
	基礎自然科学	15
総合科学	★自主創造の基礎Ⅰ	2
	★自主創造の基礎Ⅱ	2
	★歯科学統合演習Ⅰ	1
合　　計		35

第2学年

区分	授業科目	単位数
人間科学	医療人間科学Ⅲ	1
	医療人間科学Ⅳ (★教養総合講義)	2 (一)* ¹
	英　　語Ⅴ	1
	英　　語Ⅵ	1
	英　　語Ⅶ	1
	☆アドバンスト外国語Ⅱ	(1)* ³
	健　　康　科　　学Ⅰ	1
生命科学	生命基礎科学 解剖組織学 生体機能学	10 5
口腔科学	口腔形態学 顎顔面発生学 口腔機能学 歯科材料学	3.5 2.5 4 3
総合科学	★生体基礎総合演習 ★歯科学統合演習Ⅱ	1 1
合　　計		38 (1)* ³

第3学年

区分	授業科目	単位数
人間科学	医療人間科学Ⅴ	1
	医療人間科学Ⅶ	1
	英　　語Ⅷ	1
	☆アドバンスト外国語Ⅰ	(1)* ³
	健　　康　科　　学Ⅱ	1
生命科学	感染・微生物学 病理病態学 生体機能制御学	6 3 5
口腔科学	口腔健康学 歯冠修復学 顎口腔疾患・治療学 咬合学	3 10 5 2
総合科学	★特　別　研　究 ★歯科学統合演習Ⅲ	1 1
合　　計		40 (1)* ³

第4学年

区分	授業科目	単位数
口腔科学	医療人間科学Ⅷ ☆アドバンスト外国語Ⅱ	1 (1)* ³
	薬物療法学	4
	欠損修復学	10
	咬合学	2
	顎機能治療学	2
	顎機能診査診断学	2
	顎口腔疾患・治療学	4
	歯髄・歯周疾患治療学	8
	顎口腔診査診断学	4
	専門歯科学	2
総合科学	★歯科学統合演習Ⅳ	2
合　　計		41 (1)* ³

第5学年

区分	授業科目	単位数
口腔科学	☆アドバンスト外国語Ⅰ	(1)* ³
	臨床歯科学Ⅰ	2
	臨床歯科学Ⅱ	10
	隣接医学Ⅰ	1
	隣接医学Ⅱ	1
	隣接医学Ⅲ	3
	★歯科学統合演習V	3
	合　　計	

第6学年

区分	授業科目	単位数
口腔科学	医療人間科学VI	1
	口腔健康学	1
	社会歯科学	3
	専門歯科学	2
	先端歯科治療学	2
	アドバンスト歯科学演習	3
	隣接医学Ⅰ	1
	隣接医学Ⅱ	1
	★歯科学統合演習VI	10
	合　　計	

*¹：第1、2学年の間で必ず選択

*²：3科目のうち1科目を選択

*³：アドバンスト外国語Ⅰ・Ⅱを隔年開講

*⁴：24ページ参照

授業科目と単位

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。また、教育上必要と認められる場合には、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもって代えることができる。

- ① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- ② 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- ③ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の中から併用により授業を行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して定める時間の授業をもって1単位とする。

1単位の授業時間

授業の方法等	授業時間
講 義 科 目	15 時間
外 国 語 科 目	30 時間
演 習 科 目	15 時間～30 時間
体 育 実 技 科 目	30 時間
実 習・実 験 科 目	40 時間～45 時間

教科・課題の選択

「教養総合講義」は指定の複数の教科から一つ以上を選択します。指定教科は、学部内または次に述べる日本大学相互履修科目（学部外）で受講するものです。

「外国語科目」はドイツ語・中国語・韓国語の中から一つを選択します。

「特別研究」は多数の課題から構成されています。履修を希望する教科・課題の選択については、初回授業時の案内に従ってください。

日本大学相互履修制度

日本大学では総合大学であることの特色を活かし、学部の壁を越えた幅広い分野の学修を目的とする相互履修制度があります。本学部では、この制度を自己啓発のみならず専攻の異なる学生との知的交流の機会のひとつとして位置づけています。学部外の相互履修科目を受講するための時間帯は、第1学年（後期）に設けています。

授業

各学年は 15 週ずつの 2 学期に分かれています。

授業は原則として講義、実習・実験・実技、演習の 3 通りのいずれかによる方法で、月曜日から金曜日までの週 5 日制で行われます。授業の場所は、授業時間割に記載されています。

授業時間

時限

授業時間は 1 時限を 50 分とし、以下のとおり 1 日 7 時限です。

1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限	7 時限
9:00	10:00	11:00	13:00	14:00	15:00	16:00
9:50	10:50	11:50	13:50	14:50	15:50	16:50

上表の時限と時限の間の 10 分は、休憩時間です。なお、2 時限以上を連続する実習・実験・実技、演習科目では、休憩の時間は授業担当者の指示によります。

自己学習・ グループ学習

授業時間割にある自己学習やグループ学習を、授業の予習や復習、試験勉強等に充ててください。また、学修方法についての相談や学修内容への質問等は、教員を積極的に活用してください。

*自己学習やグループ学習で問題解決に行き詰った場合、それについて教員が示唆を与えます。質問等がある場合、各教科のシラバスに記載されているオフィスアワーを事前に確認の上、訪問してください（31、32 ページ参照）。

授業計画（シラバス）

「授業計画」には、各教科の履修上の注意のほか、授業時間ごとの内容が説明されています。

記載の項目は、

- ① 担当教員
 - ② 一般目標 (GIO)・到達目標 (SBOs)
 - ③ 成績評価方法
 - ④ オフィスアワー
 - ⑤ 授業の方法・実務経験
 - ⑥ アクティブラーニング
 - ⑦ 教材（教科書、参考図書、プリント等）
 - ⑧ ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー
 - ⑨ 準備学修（予習・復習）
 - ⑩ 準備学修時間
 - ⑪ 全学年を通しての関連教科
 - ⑫ スケジュール
 - ⑬ 注意事項
- などです。

授業前に「授業計画」に目を通すことにより、授業の目標・内容・身に付ける能力が明確となりますので、授業内容の理解に役立ちます。

シラバスは、平成 30 年度から Web シラバスとなり、また、当該年度のシラバス（6 学年分）を一括閲覧できる iPad アプリも部内イントラネットで配布しています。

URL : <http://web-sv.priv.dent.nihon-u.ac.jp/SyllabusGaku/Default.asp?isfirstdisplay=1>



実習・演習等の受講

講義・演習・実習中の無断での写真撮影について

定期試験の受験停止

臨床歯科学Ⅱ（第5学年
臨床実習）での注意事項

実習・実験においては、特に指示のない限り、清潔な白衣を着用し、学年別実習バッジ（5年生はスチューデントデンティストとしての ID）を付けます。なお、実習バッジを紛失したときは、学生課（3号館 1階）に申し出てください。再交付は有料です。

患者の個人情報保護、使用教材に関する著作権の保護または周囲の履修学生の学修への影響などの観点から、無断での写真撮影は禁止とします。ただし、担当教員から写真撮影を指示された場合は、この限りではありません。自修に必要な資料がある場合は、担当教員に申し出てください。

実習・実験・実技、演習科目で所定の授業内容が完了していない場合には、学則第 35 条および部則第 9 条によって、定期試験の受験資格を失うことがあります（69、71 リンク参照）。

臨床実習では、e ログブック（電子版ログブック）で出欠確認するとともに、実習した項目を記録し、実習状況の把握や評価に用いています。また、入力されたデータは、臨床研修歯科医のマッチングにおける評価にも利用されます。

出欠席の確認、実習内容の記録にかかわらず、e ログブック使用時の不正または不当な行為は、日本大学学則第 76 条及び 77 条に基づく懲戒対象となり、退学、停学又は訓告となりますので、十分に留意してください（70 リンク参照）。

休講（校）・変更

学校行事による休講（校）、授業担当者のやむを得ない理由による休講並びに授業日時の変更は、掲示あるいはメール（NU-MailG アドレス宛）で連絡されます。なお、急な変更が生じる場合もありますので、毎日確認するように心掛けましょう。

交通機関運休の場合の授業の取扱いについて

原則として、授業を実施することを前提としますが、休講の措置を講じる場合には、日本大学歯学部教務課サイト（google サイト）やメール等にてお知らせしますので、各自必ず確認してください。

なお、休講措置を講じる際の目安は、次のとおりとします。
(休講措置の目安)

台風や地震、大雪等の自然災害等により、次のいずれかの交通機関が当該区間で運休または運転見合わせをした場合には、以下の目安により授業を休講します。

交通機関及び区間：

JR 中央・総武線各駅停車（千葉～三鷹）、JR 中央線（東京～高尾）、JR 山手線
休講の目安：

午前 7 時の時点で運休の場合は、午前の授業（1～3 時限）を休講とする。

なお、午前 11 時までに運休が解除されない場合は、午後の授業（4～7 時限）も休講とする。

※休講とせずに授業を行った場合であっても自然災害等を理由に遅刻・欠席した学生を対象として補講・補完を行う等の対応を取りますので、その場合には、教科担当責任者へ申し出してください。

交通ストライキ時の取扱いについて

交通機関のストライキが行われた場合の授業の取り扱いは、次のとおりです。

- 1) ストライキが予定されている当日の午前 6 時までにストライキが中止になっていた時は、当日の授業は、平常どおり行います。
- 2) 午前 6 時を過ぎてもストライキが行われている時は、当日の授業は臨時休講とします。
- 3) JR 東日本・東武・京成・東急・京王・小田急・西武・京浜急行・東京メトロ・都営地下鉄のうち一社でもストライキを行っている場合は、上記の取り扱いとします。
- 4) ストライキが連続して行われた場合も、上記の取り扱いとします。
- 5) 臨床実習については、特別の指示がない限り平常どおり行います。

欠 席

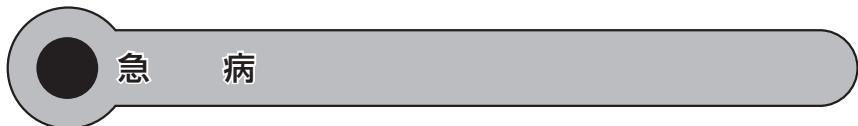
欠席届

授業を欠席した場合、欠席理由の消失後、最初に登校した日に、欠席届（記入後、学生課にて受付印を貰う）を教科担当責任者に提出してください。また、実際に休んだ授業の担当者が、教科担当責任者と異なる場合は、その担当者を訪ねて欠席理由を伝えるのも基本的なマナーのひとつです。

なお、以下の場合は、直ちに学生課に連絡をしてください。欠席理由によっては、欠席届に添付書類が必要になります。

欠席理由	添付書類
学校感染症 (インフルエンザ・風疹・麻疹・結核等)	診断書 (診断名記載のもの)
その他の疾病で 1 週間以上欠席した場合	診断書
正課・課外教育中又は課外活動中に発生した傷害事故	傷害事故報告書

忌引届	親族が死亡したときは、忌引届を学生課に提出してください。
届出用紙	上記の欠席届、忌引届の各用紙は学生課に備えてあります。
補完授業	欠席の理由によっては、補完授業が行われる教科がありますので、必ず届け出を行い、授業担当者の指示を受けてください。



授業時間中に、身体の具合が悪くなったり、救急の措置が必要な場合には、授業担当者に申し出てください。また、授業時間以外のときには、学生課あるいは保健室（3号館1階）に申し出てください。

試

験

試験には、定期試験・追試験・再試験があります。また、教科によっては平常試験も行われます。

定期試験

定期試験は、各学期の履修科目について、学期末に筆記試験によって行われます。

受験資格

定期試験を受験するには、所定の実習・実験・実技、演習を完了していることが必要です。

追試験

病気その他の理由によって、定期試験を受験することができなかったときには、願い出により必要と認められた場合に限り追試験を受けることができます。

追試験については、最高 80 点で採点されます。

受験願

追試験を願い出るときには、「試験欠席届・追試験受験願」を教務課に提出し、教科担当責任者へ申し出てください。この際、診断書の添付が必要となることもあります。

追試験受験を放棄した者は、再試験は行いません。

成績評価は、授業計画（シラバス）記載の成績評価基準に基づき、平常試験並びにレポート等、定期試験以外の評価項目により成績評価を行います。定期試験のみで評価する場合には 0 点とします。

再試験

定期試験終了後、教科の成績（成績評価点）が 59 点以下の場合、教科別に再試験が実施されます。

再試験については、最高 60 点で採点されます。

受験願

再試験を願い出る場合は、必ず再試験対象者発表後、定められた期限内に教務課（3 号館 1 階）で手続きをしてください。再試験受験願いの手続きをするとともに、受験料（1 教科：1,000 円）を納入してください。

受験上の注意

- 1) 受験の際は学生証が必要です。
- 2) 受験中は必ず学生証を机上に提示してください。また、教科書・参考書・ノートなどはカバンなどにしまい、携帯電話も含めて一切の電子デバイスは身につけることなく、机上には必要な筆記用具のみを置いてください。
- 3) 試験開始 5 分前までに指定の座席に着席し、静粛にして受験に備えてください。5 分前までに入室していなかった場合、監督者の判断で、定刻での受験開始が認められないことがあります。
- 4) 遅刻は認められません。ただし、やむを得ない理由がある場合は、試験開始後 20 分以内であれば受験が認められます。
- 5) 学年番号・氏名など必要な事項の記入のない答案用紙は、無効となります。
- 6) 受験中の用具（鉛筆・消しゴム・その他）の貸借は認められません。
- 7) 退室は試験開始後 20 分を経過しなければ許可になりません。また、試験終了時刻の 5 分前からは、指示があるまで退室することはできません。
- 8) 受験中はすべて試験監督者の指示に従ってください。

不正行為

受験中に不正と疑われるような行為があり、試験監督者の注意に応じない場合は、不正行為とみなされます。試験等における不正行為等により懲戒処分を受けた学生は、その懲戒の種類にかかわらず、原則として当該学期に履修しているすべての科目（実験・実習・実技・ゼミナールを除く）の成績が無効となる。

学生証を忘れたとき

試験日に学生証を所持していない場合には、教務課で仮受験票の交付を受けてから試験場に入ってください。

仮受験票は当日のみ有効で、その発行は原則として 1 試験期間中に 1 回限りです。

不慮の事故で受験できなかつたとき

教務課に申し出て所定の手続をしてください。

歯科医師国家試験と歯科医師免許

歯科医師国家試験の受験資格及び歯科医師免許の取得は、歯科医師法に規定されています。学業面において所定の課程を修めることはもちろんのこと、医療人となることからも生活面での節度ある行動が求められます（74、75 ページ参照）。

成績評価

各教科の成績の評価は、成績評価点あるいは成績評価表示で行われます。いずれも進級及び卒業判定の基礎となります。成績評価点は、学年評価点の算出に用いられます。

成績評価点

成績評価点は教科の最終成績で、その最高は100点です。なお、再試験の教科については、成績評価点の最高は60点です。

学年評価点

学年評価点は、学年内に履修した教科の成績評価点、単位数及び科目係数から算出します。

$$\text{学年評価点} = \frac{(\text{成績評価点} \times \text{単位数} \times \text{科目係数}) \text{ の総和}}{(\text{単位数} \times \text{科目係数}) \text{ の総和}}$$

なお、学年評価点は小数第1位を四捨五入した整数です。

科目係数は“授業の方法等”によって、次の表のとおりに定められています。

科目等	科目係数
講義科目、外国語科目、演習科目、実技科目	1
実験科目、実習科目	2

成績評価表示

自主創造の基礎1、2（第1学年）、教養総合講義（第1、2学年）、生体基礎総合演習（第2学年）、特別研究（第3学年）、専門総合特別講義Ⅲ（第4学年）、歯科学統合演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵa、Ⅵb（第1～6学年）、臨床実習アドバンスト（第6学年）の成績評価表示は、S、A、B、Cで示します。

また、アドバンスト外国語Ⅰ、Ⅱ（第2～5学年で交互に隔年開講）の成績評価表示は、S、A、B、C、Dとします。

歯科学統合演習のS、A、B、C判定基準は、各学年とも年度始めのカリキュラム説明で周知されます。

単位の認定と学業成績

単位の認定

進級あるいは卒業判定で単位認定がなされた場合は、履修した教科の学習成績は次のように学籍簿に記録されます。

履修したすべての教科について、所定の単位が認定されます。

また、日本大学とエリザベス・タウン・カレッジとの協定に基づき、サマースクールを受講し、所定の成績を修めた者、ならびに英語を対象とする複数の能力検定試験を受験し、成績が以下に示す基準を満たした者には単位認定が行われます。ただし、これらの単位と自由選択科目・アドバンスト外国語Ⅰ・Ⅱの単位は、卒業要件の198単位には含みません。

実用英語技能検定	準1級以上
----------	-------

TOEFL ITP (institutional testing program)	530点以上
---	--------

TOEFL iBT (internet based test)	75点以上
---------------------------------	-------

TOEIC	730点以上
-------	--------

外部語学試験による 単位認定

学業成績

学業成績は、各教科の成績評価点、成績評価表示に従い、次の5種で表します。

S (100～90点)

A (89～80点)

B (79～70点)

C (69～60点)

D (—)

GPA (Grade Point Average)

係 数

各教科の評価に該当する係数を定め、次の計算式によりGPAを算出します。このGPAは、各教科の成績評価とともに、累積された修得単位について計算され、成績証明書に記載されます。

各教科の評価に対する係数は、次のとおり定められています。

S = 4, A = 3, B = 2, C = 1

計 算 式

$$\text{計算式 } \text{GPA} = \frac{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4}}{\textcircled{1}, \textcircled{2}, \textcircled{3}, \textcircled{4} \text{ の修得単位数の合計}}$$

$\textcircled{1} = 4 \times S$ の修得単位数, $\textcircled{2} = 3 \times A$ の修得単位数

$\textcircled{3} = 2 \times B$ の修得単位数, $\textcircled{4} = 1 \times C$ の修得単位数

小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位を有効とします。

対象教科

原則として、進級あるいは卒業により認定された全ての教科が対象になります。

ただし、次の授業科目や修得単位等は計算に含めません。

- 1) 教養総合講義で必修単位数である2単位を超えて修得した教科
- 2) アドバンスト外国語Ⅰ、Ⅱ
- 3) 短期海外研修（サマースクール）等の参加により認定された単位
- 4) 編入学生の編入学時認定単位
- 5) その他卒業条件に必要とならない修得単位

進級・卒業・原級

進級・卒業

進級及び卒業は、学年評価点、各教科の成績評価点・成績評価表示を基礎として、教授会で審議の上、判定されます。

判定結果は掲示されます。

卒業の要件

本学部に6年以上在学して、総計198単位以上を修得した者は、部則第15条によって、教授会で審議の上、卒業が認められます（71頁参照）。卒業者には、学士（歯学）の学位が授与されます。

原級

次の一つに該当するときは、部則第13条によって、原則として原級（留年）となります（71頁参照）。

- ① 学年評価点が59点以下の者
- ② 成績評価点を得ていない授業科目がある者
- ③ 履修学年に定めた成績評価表示を得ていない授業科目がある者
- ④ 上記①～③以外の事由により、教授会の審議を経て、学部長が進級・卒業するにふさわしくないと判定した者

履修の年限

原級（休学を含む）を繰り返し、同一学年における履修の年限である3年を超える場合には、学則第77条及び部則第2条によって、退学となります（70頁参照）。

原級者の履修

- 1) 学業成績結果により原級となった者は、次とおり再履修をしなければなりません。
 - ① 成績評価点80点以上が得られなかった科目
 - ② 成績評価表示C以上が得られなかった科目
 - ③ 歯科学統合演習I・II・III・IV・V・VI
 - ④ 臨床歯科学II（臨床実習）
 - ⑤ 専門総合特別講義III（共用試験OSCEの結果に基づいて成績評価表示がなされる科目）
- 2) 再履修対象外の科目については、各教科担当責任者の承認を得たうえで、「履修免除願い」を教務課へ提出することで、原級年度の評価が適用されることとなります。ただし、履修免除となった場合においても、授業を受講することを推奨します。

休学・退学・除籍・再入学

休 学

休学願

病気その他やむを得ない理由により、欠席が続く場合は、教務課にご相談ください。なお、休学する場合は、保証人連署で「休学願」を教務課に提出してください。理由により診断書等の添付が必要となります。

原則として、入学年度は休学できません。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由に限り、認められる場合があります。

休学期間

休学期間は1年を超えることはできませんが、やむを得ずさらに休学を必要とする場合には、再度願い出ることができます。この場合、1年間に限り休学の延長が許可されることがあります。

休学期間が1学年の3分の2を超える場合は、その学年の履修年限に算入しません。ただし、在学年数には算入されます（学則第20、25条、部則第3条：67、68、70条参照）。

復 学

休学者の復学は、その学年の始めに限ります。復学する場合は、指定された期日までに保証人連署で「復学願」を教務課に提出し、許可を得る必要があります（部則第5条：70条参照）。

退 学

病気その他の理由により、退学しようとする場合は、学生証を添えて、保証人連署で「退学願」を教務課に提出してください（学則第28条、部則第6条：68、70条参照）。

除 稽

正当な理由なく長期間にわたって欠席した場合、あるいは学費の納入を3か月以上怠った場合は、除籍となることがあります（学則第30条：68条参照）。

本学部に原則として 1 年以上在学し 30 単位以上修得した者で、正当な理由で退学した者については、再入学が認められることがあります。付帯条件として、人物及び在学中の成績が妥当で、退学前の在学年数を含めて 12 年以内に卒業の見込みがある場合に限ります。再入学の際の入学年次は、退学時の学年を原則としますが、退学時の修得単位数等の事情によっては前の学年となることがあります。

修業年限・履修年限・在学年数

修業年限：最低 6 年間、修業しなくてはならない。

(下限) 休学期間は、修業年数に算入しない。

履修年限：同一学年における履修は、最高 3 年間を限度とする。

(上限) 休学期間が 1 学年の 3 分の 2 を超える場合は、その学年を履修年限に算入しない。

在学年数：最長で 12 年を超えることができない。

休学期間も算入する。

※編入学した者については、10 年を超えることができない。

共用試験

歯科医師として資格のない学生が患者さんの協力を得て臨床実習に参加するためには、事前に学生の能力と適性を評価することが求められます。また、学生が診療参加型臨床実習を通じて身につけた臨床能力を測り、歯科医師としての資質を備えていることを保証する必要があります。このような背景のもと、全国の歯科大学・歯学部が参加して実施されるのが共用試験です。本学部では、臨床実習前の共用試験を第4学年末に実施します。また、臨床実習終了後の試験は、5年次臨床実習後半および6年次臨床実習終了時に、それぞれ実施されます。

共用試験の構成

5年次診療参加型臨床実習前の共用試験として、臨床実習に参加するために必要な知識を問うCBT (Computer Based Testing) と基本的な臨床技能や態度を問うOSCE (Objective Structured Clinical Examination) があります。また、臨床実習終了後には、臨床実習を通じて身につけた臨床能力（コンピテンシー）を評価する診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（臨床能力試験）が、2020年度より実施されます。臨床実習前および臨床実習を通じて修得すべき内容は、歯学教育モデル・コア・カリキュラムに示されており、それに沿った内容についての試験が行われます。

CBT

CBTでは、基礎から臨床の各分野にわたる膨大な蓄積問題の中から、コンピュータがランダムに問題を抽出し、1問ずつ出題します。受験者はモニター上に提示された問題に解答します。

OSCE

OSCEでは、初診時医療面接、基本的診察および検査能力、基本的技能、説明・指導、基本的臨床技能という臨床5分野から6～7課題が出題され、受験者は決められた時間内で標準模擬患者やマネキンを用いた実技課題に取り組みます。

臨床能力試験

臨床能力試験では、臨床実地試験と一斉技能試験の2つの試験をパッケージとして実施します。臨床実地試験では、臨床現場における学生の態度やパフォーマンスを、一斉技能試験では、診療参加型臨床実習を通じて学生が習得した基本的な治療技術を評価します。なお、本学部では2020年度から実施します。

試験結果

CBT および OSCE の結果は、医療系大学間共用試験実施評価機構で集計され、各受験者の成績は、全国の受験者の平均、偏差値等のデータとともに実施大学へ報告されます。本学部では、CBT および OSCE の結果を、それぞれ歯科学統合演習Ⅳおよび専門総合特別講義Ⅲの成績に組み入れ、進級判定に用いています。なお、各受験者には個人成績表が配布されます。また、共用試験の成績が一定の水準に達するまで、臨床歯科学Ⅱ（臨床実習）を受講できません。

臨床能力試験では、臨床実地試験の合格が臨床歯科学Ⅱの修了要件の一部となります。また、一斉技能試験の合格はアドバンスト歯科学演習（臨床実習アドバンスト）の修了要件となる予定です。

専任教員一覧

(令和2年4月現在)

人間科学系

医療人間科学

教 授	尾 崎 哲 則
教 授	中 島 一 郎
専任講師	上 原 任
専任講師	三 澤 麻衣子

外国語（英語）

准 教 授	田 嶋 倫 雄
-------	---------

健康科学

准 教 授	佐 藤 紀 子
-------	---------

基礎科学系

数理情報科学

教 授	宮 崎 洋 一
-----	---------

物理学

教 授	山 岡 大
助 教	鈴 木 秀 則

化学

教 授	中 野 善 夫
助 教	渡 辺 孝 康

生物学

教 授	藤 田 智 史
助 手	小 林 理 美

口腔科学系

解剖学 I

教 授	高 橋 富 久
准 教 授	二 宮 褒 子
准 教 授	藤 原 恭 子
助 教	大 橋 晶 子

解剖学 II

教 授	磯 川 桂 太 郎
准 教 授	山 崎 洋 介
助 手	手 湯 口 真 紀

生理学

教 授	篠 田 雅 路
専任講師	坪 井 美 行
助 教	林 良 憲
助 教	人 見 涼 露

生化学

教 授	鈴 木 直 人
准 教 授	田 邁 奈 津 子
准 教 授	津 田 啓 方
助 教	山 口 洋 子

病理学

教 授	浅 野 正 岳
助 教	福 井 怜
助 教	角 田 麻 里 子
助 教	山 本 安 希 子

細菌学

教 授	今 井 健 一
准 教 授	田 村 宗 昌
准 教 授	神 尾 宜 一
専任講師	田 中

薬理学

教 助	授 小 林 真 清
助 教	中 谷 有 一
助 教	大 橋 德 文
助 教	之 香 德 文

歯科理工学

教 授	米 山 隆 之
准 教 授	小 泉 寛 公
専任講師	深瀬 康 宏
専任講師	掛 谷 宏

衛生学

教 助	川 戸 貴 行
准 教 授	田 中 秀 樹
助 教	井 久 美 子
助 教	尾 愛 美

法医学

教 授	網 干 博 文
専任講師	堤 博 文
専任講師	近 藤 啓 介
助 教	村 山 良

口腔外科学 I

教 授	外 木 守 佳 子
専任講師	田 中 孝 貴
専任講師	佐 藤 啓 介
助 教	篠 塚 一 平
助 教	西 久 保 翔
助 教	荻 澤 一 平

口腔外科学 II

教 教	授 米 原 啓 良
教 教	授 金 原 忠 良
准 教 授	授 清 原 良 良
専任講師	授 生 原 良 良
助 教	教 白 原 良 良
助 教	教 古 原 良 良
助 教	教 玉 原 良 良

口腔科学系 (つづき)

歯科保存学 I

教 授	宮 崎 真	至	雄 幸 太 史	英 芳	村 原 博
准 教 授	黒 川 弘 康		太 史 一 斗	太 史 一 斗	
准 教 授	高 見 澤 俊	樹	久 晃	英 芳	村 原 博
准 教 授	陸 田 明	智	英 芳	英 芳	村 原 博
助 教	辻 本 晓	正	英 芳	英 芳	村 原 博
助 教	石 井 亮	亮	英 芳	英 芳	村 原 博
助 教	小 森 谷 康	司	英 芳	英 芳	村 原 博

歯科保存学 II

教 授	武 市	収	吉 嶋	吉 嶋	吉 嶋
教 授	林 誠		馬 谷 原	琴 隆 彦	吉 嶋
准 教 授	清 水 康	平	田 村 泰	彦 弘	吉 嶋
専任講師	勝 呂 尚		田 村 泰	吉 嶋	吉 嶋
助 教	羽 鳥 啓	介	内 田 靖	吉 嶋	吉 嶋
助 教	鈴 木 裕	介	稻 葉 瑞	吉 嶋	吉 嶋
助 教	安 川 拓	也	吉 嶋	吉 嶋	吉 嶋

歯科保存学 III

教 授	佐 藤 秀	一	田 和 也	田 和 也	田 和 也
准 教 授	菅 野 直	之	嘉 邦 壱	嘉 邦 壱	嘉 邦 壱
准 教 授	吉 沼 直	人	本 島 堅	本 島 堅	本 島 堅
准 教 授	高 山 忠	裕	江 島 堅	江 島 堅	江 島 堅
専任講師	西 田 哲	也	澤 田 久	澤 田 久	澤 田 久
助 教	蓮 池 聰		雨 宮 仁	雨 宮 仁	雨 宮 仁
助 教	間 中 総	一郎	出 澤 彦	出 澤 彦	出 澤 彦

歯科補綴学 I

教 授	飯 沼 利 光		大 井 良 一	大 井 良 一	大 井 良 一
准 教 授	高 津 匡 樹		岡 柳 裕 子	岡 柳 裕 子	岡 柳 裕 子
専任講師	池 田 貴 之		小 関 野 麗 子	小 関 野 麗 子	小 関 野 麗 子
専任講師	伊 藤 智 加		北 山 稔 子	北 山 稔 子	北 山 稔 子
専任講師	李 淳		里 見 恭 み	里 見 恭 み	里 見 恭 み
助 教	浦 田 健 太 郎				
助 教	西 尾 健 介				

歯科補綴学 II

准 教 授	月 村 直	樹	白 川 哲	白 川 哲	白 川 哲
専任講師	大 谷 賢 二		高 森 一 浩	高 森 一 浩	高 森 一 浩
専任講師	大 山 哲 生		武 井 樹 紗	武 井 樹 紗	武 井 樹 紗
助 教	秋 田 大 輔				
助 教	安 田 裕 康				

歯科補綴学 III

教 授	松 村 雄 幸	英 太 史	英 太 史	英 太 史	英 太 史
准 教 授	萩 原 太 史	一 斗	一 斗	一 斗	一 斗
准 教 授	小 峰 博	久 晃	久 晃	久 晃	久 晃
助 教	野 川 博	英 芳	英 芳	英 芳	英 芳
助 教	本 田 雄 幸	英 芳	英 芳	英 芳	英 芳
助 教	平 場 晴 晃	英 芳	英 芳	英 芳	英 芳
助 教	小 平 晴 晃	英 芳	英 芳	英 芳	英 芳

摂食機能療法學

教 授	植 田 耕 一 郎	耕 一 郎	耕 一 郎	耕 一 郎
准 教 授	阿 部 仁 利	仁 利	仁 利	仁 利
准 教 授	中 山 渥 利	利	利	利
助 教	佐 藤 光 保	光 保	光 保	光 保

歯科病院系

総合歯科学

准 教 授	紙 本 篤 介	篤 介	篤 介	篤 介
専任講師	古 関 美 啓	美 啓	美 啓	美 啓
専任講師	関 竹 篤 介	篤 介	篤 介	篤 介
助 教	内 美 啓	美 啓	美 啓	美 啓

歯科矯正学

教 授	本 吉 昭 枝	吉 昭 枝	吉 昭 枝	吉 昭 枝
准 教 授	中 嶋 琴 隆 彦	琴 隆 彦	琴 隆 彦	琴 隆 彦
准 教 授	馬 谷 原 彦 弘	彦 弘	彦 弘	彦 弘
専任講師	田 村 泰 弘	泰 弘	泰 弘	泰 弘
専任講師	納 村 泰 弘	泰 弘	泰 弘	泰 弘
助 教	内 田 靖 紀	靖 紀	靖 紀	靖 紀
助 教	稻 葉 樹	樹	樹	樹

歯科放射線学

教 授	本 田 和 也	和 也	和 也	和 也
教 授	新 井 嘉 邦	嘉 邦	嘉 邦	嘉 邦
准 教 授	松 本 邦 壱	邦 壱	邦 壱	邦 壱
准 教 授	江 島 堅 一 郎	堅 一 郎	堅 一 郎	堅 一 郎
専任講師	澤 田 久 仁	久 仁	久 仁	久 仁
専任講師	澤 田 久 仁	彦	彦	彦
助 教	雨 宮 俊	俊	俊	俊
助 教	出 澤 彦	彦	彦	彦

歯科麻酔学

教 授	大 井 良 一	良 一	良 一	良 一
准 教 授	岡 柳 裕 子	裕 子	裕 子	裕 子
助 教	小 関 野 麗 子	麗 子	麗 子	麗 子
助 教	北 山 稔 子	稔 子	稔 子	稔 子
助 教	里 見 恭 み	恭 み	恭 み	恭 み

小児歯科学

教 授	白 川 哲 夫	哲 夫	哲 夫	哲 夫
専任講師	高 森 一 浩	一 浩	一 浩	一 浩
助 教	武 井 樹 紗	樹 紗	樹 紗	樹 紗
助 教	石 山 未	未	未	未

口腔診断学

教 授	今 村 佳 明	佳 明	佳 明	佳 明
准 教 授	岡 田 树 子	树 子	树 子	树 子
准 教 授	野 间 昇 弘	昇 弘	昇 弘	昇 弘
専任講師	篠 崎 貴	貴	貴	貴

歯科医師臨床研修制度

平成 18 年 4 月 1 日から診療に従事しようとする歯科医師は、国が認めた研修施設において、所定の資格を得た指導歯科医の下で 1 年以上の臨床研修を行なうことが義務化されています（歯科医師法第十六条の二～六：75 参照）。

研修制度の目的

研修歯科医（研修医）として患者中心の全人的医療を理解した上で、歯科医師としての人格を涵養し、総合的な歯科診療能力を身につけ、臨床研修を生涯研修の第一歩とすることを目的としています。

本学部の研修制度及び施設

本学部付属歯科病院は単独臨床研修方式（1 年間大学病院で研修）と臨床研修群方式（協力型臨床研修施設で 9 か月間または 3 か月間の研修および残りの期間を大学病院で研修）の研修方式があります。研修歯科医の受け入れ人数は 140 名、約 130 施設の協力型臨床研修施設が本歯科病院に登録されており、指導体制が少人数グループとなることを目指した研修プログラムであります。症例数や指導歯科医による指導時間が多い研修を行っております。

マッチング及び選考試験

歯科医師臨床研修マッチングプログラムは、歯科医師免許を得て歯科医師臨床研修を受けようとする者と、歯学もしくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院もしくは診療所（研修施設）の研修プログラムを、研修希望者及び研修施設の希望を踏まえて、一定の規則（アルゴリズム）に従って、コンピュータにより組合せを決定するシステムです。

本学部の希望順位を決定するための選考試験は、「書類審査」と「筆記試験」により総括的に評価します。学部生にとっての「書類審査」とは、「学部成績」と「生活態度」を重視しているといえます。「学部成績」には、「学業成績」に加え「再試験の頻度」や「原級」などが含まれます。また、「生活態度」は、「授業態度」をはじめとする「出欠席状況」・「部活動」・「学内外における学校行事への参加状況」・「表彰歴」などを総合的に評価します。

情意育成行事

歯科医師としての将来を展望し、学ぶ意欲と目的意識を高めるため、歯学教育に関連する種々の行事を各学年で行います。授業科目の枠を超えた、これらの体験的な授業外教育によって、医療人に求められる豊かな人間性、高い倫理性、深い洞察力の育成を図ります。

新入生オリエンテーション

入学直後の第1学年を対象に4月上旬と中旬に新入生オリエンテーションが実施されます。上旬には、教務、学生生活及び課外活動等のガイダンスが行われ、本学で学修する上での必要な情報を得ることができます。中旬のオリエンテーションは、日本大学の研修施設で実施され、ディスカッションなどグループ作業を通して、お互いをよく知り、理解し合う機会を持つことができます。また、社会でのルールやマナーを意識し、歯科医師を目指す新たな自覚への契機となることが期待されます。

解剖体追悼法要

第2学年後期に履修の「人体解剖学実習」では、毎年約30体のご献体を解剖し、人体の複雑な構造の理解に役立てています。そこで、歯学教育のために尊いご遺体を捧げられた献体者ご冥福をお祈りするとともに、同意をいただいたご遺族の方々の志に感謝の念を捧げるために、毎年10月、歯学部長以下教職員と第2学年生全員が参列して、築地本願寺において解剖体追悼法要が執り行われます。献体の意義を深く理解し、人の命の尊厳にふれ、謙虚な「良き歯科医師」となることをめざす自覚が涵養されます。

実験動物慰靈祭

歯科医学の学習は、実験動物の尊い犠牲の上に成り立っています。動物の犠牲は、それを通して得られた成果が人類の健康と福祉に貢献する場合にのみ、やむをえないものとして容認されます。

毎年4月、両国の回向院にて、第2～4学年の各クラス代表者と教職員が参列して実験動物慰靈祭が催されます。犠牲となった実験動物への感謝の念と生命に対する畏敬の念を新たにする機会です。

校外研修

対象は臨床実習が終了した第5学年生で、原則として全員が参加します。校外研修は、歯科器材等の開発・製作過程の見学等を行い、臨床実習とは異なる角度から歯科医療の一端に触れ、歯科医学に対する理解を一層深めることを目的として実施されています。

海外研修

創立当初から国際交流が行われていた本学は、現在もその伝統を受け継ぎ、世界32か国1地域の128大学等（2020年3月現在）と学術交流協定を結び、ひとりでも多くの学生が海外で勉学できる機会を持てるよう積極的に交流を展開しています。

全学部の学生を対象とする、休暇期間を利用した短期研修（サマースクール）は、一定の語学力を有した学生が参加できるもので、毎年度10月中旬に次年度の募集要項が発表されます。

なお、授業料の一部を大学が負担します。

研修先（サマースクール）

エリザベスツン・カレッジ

米国ペンシルヴェニア州ハリスバーグ（州都）近郊にあるリベラルアーツ・カレッジです。募集定員は20名で、語学研修・フィールドトリップ等が行われます。

研修期間は、8月上旬から8月下旬の約3週間の予定となっています。研修期間は、年度によって変更される場合があります。詳しくは掲示されるポスターを参照するか、教務課にお問い合わせください。

成績評価

講義（研修）終了時に試験が行われ、日本大学と同様の基準で成績評価がなされます。修了式では、各校から修了証明書（証書）が授与され、所期の成績を修めた者には本学部で単位が認定されます（25頁参照）。

参加条件

応募資格
選考

研修実施時において、本学の正規課程に在籍する学生。
選考は、書類選考及び面接試験によって総合的に判定されます。英語・日本語で行われる面接試験は大学本部で12月中旬に実施の予定です。詳しくは教務課に問い合わせるか、日本大学ホームページ国際交流（https://www.nihon-u.ac.jp/international/study_abroad/shortstay_summer/）を参照してください。

学生生活

学年主任とクラス担任

学年主任並びにクラス担任は、みんなが順調な学生生活を送ることができるよう教員と学生、学生相互間の交流を図り、クラス全体の学生生活と学修状況を把握するように努めています。

クラス全体の問題に関する相談に応じたり、球技大会やクラスの行事の企画などについてアドバイスを行い、学年代表者と連携して、有意義で楽しいクラス運営ができるように心掛けています。また、学年主任・クラス担任は、学生と積極的に交流し、学生一人ひとりに対して助言を与えるなどの役目も任っています。例えば、出欠席を含めた学修上の問題が生じたとき、家庭の事情や身体的理由からやむを得ず休学もしくは退学しなければならなくなったときや、クラブ活動などの課外活動で困ったことが起きたときなどには、自分ひとりで悩まずに学年主任またはクラス担任に相談してみてください。もちろん、これらの問題に関する保護者からの相談にも応じています。

学年主任やクラス担任を通して本学部からの連絡事項が学生や保護者に直接伝達されることもあります。

学生支援室

学生支援室では、みんなが学生生活を過ごしていく上でさまざまな問題について、学生の立場に立って相談に応じています。

例えば、勉学上、健康上、生活のこと、家庭事情による悩み、対人関係、課外活動などの学生生活についての悩みや問題を、相談員と学生とが一緒に考え、その中から本人が自分自身の問題を知り、解決できるように援助しています。授業期間中は、相談員が交替で在室しています。試験期間や休暇中は学生課が窓口になっています。

相談事項に関しての個人のプライバシーは厳守されますので、安心して相談してください。保護者の方も利用することができます。

相談時間：月曜日 12:00～13:00（担当 歯学部所属インテーカー）

水・木・金曜日 10:30～16:00（担当 本部所属カウンセラー）

火曜日 11:30～17:00（担当 本部所属カウンセラー）

場 所：3号館1階（☎ 03-3219-8051）

なお、大学本部（JR市ヶ谷駅徒歩1分）においても、相談等を受けることができますので、本部学生支援センター（☎ 03-5275-8238：相談専用）まで問い合わせください。

健 康 管 理

学
生
生
活

健康な学生生活を送るために「自己管理」が不可欠です。そのために、大学では、以下の援助を行っています。

定期健康診断

定期健康診断は、大学として毎年実施することが義務づけられております（学校保健安全法第13条）。病気の早期発見にもつながりますので、決められた期日に必ず受診してください。

健 康 相 談

保 健 室

病気による長期欠席、休学または中途退学などをできるだけ避けるため、日頃から健康に留意し、自己の健康管理に努めてください。もし、身体に異常があると感じたときは、保健室に相談してください。看護師が対応にあたっています。また、学校医も健康相談等に応じています。

場 所

3号館1階 ☎ 03-3219-8050

受付時間

平 日：9:00～17:00 土曜日：9:00～13:00

学 校 医

月曜日の午後1時00分から3時00分まで保健室に在室しています。

病 院 受 診

被保険者証

受診する際は「被保険者証」を必ず用意しておいてください。

紹介状(診療情報提供書)

一般病床数200床以上の病院を受診する場合、紹介状(診療情報提供書)がないと「初診時選定療養費」(5,000円前後)が自己負担になります。

その様な病院を受診する場合は、学校医が紹介状を作成しますので、保健室に問い合わせてください。

歯科病院診療費の割引

日本大学歯学部付属歯科病院で診療を受けた場合、保険外診療費を減免する制度があります。詳細は学生課に問い合わせてください。

校友会準会員診療費助成

健康保険を適用した保険診療負担金を校友会が助成します。詳細は学生課に問い合わせてください。

日本大学学生生徒総合保障制度

学内外での活動中における不測の事態や他人に損害を及ぼす事故を起こした際の補償に備えるため「日本大学学生生徒総合保障制度」への加入を強く勧めています。入学時に保護者へ案内をお送りしていますのでご確認ください。

学 生 行 事

球技大会・桜歯祭・NU祭は、学生の企画による本学部の三大イベントです。積極的に参加しましょう。また、休暇中に開催される全日本歯科学生総合体育大会（歯学体、オールデンタル）には体育会所属クラブ部員が多く参加し、活躍しています。

球 技 大 会

新入生の歓迎及び教職員と学生相互の親睦を深めることを目的とした行事で、附属の専門学校との共催で行われます。本学部の教職員及び学生が一堂に集まる行事で、競技種目や企画は年度によって多少変わります。

桜 歯 祭

附属の歯科技工専門学校の駿技祭、歯科衛生専門学校の翔衛祭との共催で10月上旬に行われます。開催期間は2日間で、歯に関する展示、各文化部の展示・発表、フリーマーケット、模擬店なども行われます。

また、地域のイベント「お茶の水アートピクニック」との同時開催で異なる賑わいを見せています。

N U 祭

各地に分散する日本大学の各部科校及び付属高等学校が、統一テーマの下に催す祭典がNU祭です。多くは学部祭との共催という形で実施され「いちにち歯医者さん」は、企画コンペで最優秀企画賞を受賞しています。

全日本歯科学生総合体育大会（歯学体）

全国29校の国公私立の歯学部と歯科大学が加盟し、総勢約7千名もの学生が参加する大会です。本学部のほとんどの体育会所属クラブが参加しています。日々の練習もこの歯学体制覇を最大の目標にしています。冬期部門と夏期部門があり、冬期部門は12月下旬と3月中旬に、夏期部門は8月上旬に開催されます。

過去9回の
総合優勝
参加について

本学部は、過去9回の総合優勝（冬期部門と夏期部門の全競技成績の合計）を成し遂げています。

本学部は第6学年の歯学体への参加を認めていません。

学 生 会

本会は、全学生及びクラブ協議会、球技大会・桜歯祭・NU祭の各実行委員会など、学生の自主的活動の組織を機能的に統合するもので、学生による意思決定の最高機関として、学生生活の充実・向上を目指しています。学生会委員は各委員会の代表者であり、意見交換・討議、次年度の活動予定作成等のため、毎年秋にはリーダーズキャンプという集中討議に臨みます。

学年代表者会

学年代表者は、各学年から選出される当該学年の代表者であり、第5・4学年生から学生会役員が選出されます。学年代表者会で審議した事項が学生会に上申されます。

クラブ協議会

本学部が公認した体育会と文化会（総数34クラブ）は、クラブ協議会を組織し、規約を定めて自主的に運営しています。毎年秋には、クラブ協議会研修会を行っています。

各種実行委員会

球技大会実行委員会

第5学年生を中心に組織され、各クラブと各学年からは運営委員や補助委員が選出されています。予算案の作成から大会の企画・設営・運営に至るまで総合的に役割を担っています。

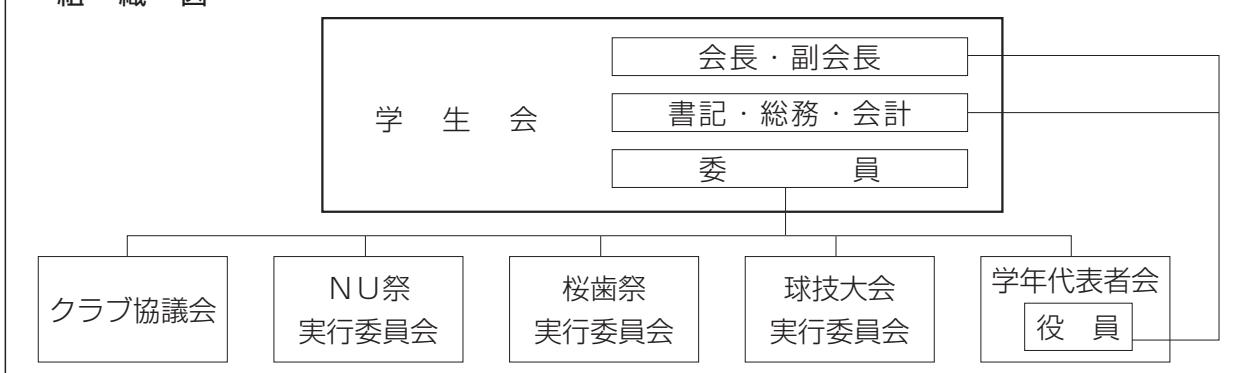
桜歯祭実行委員会

毎年メインテーマを掲げ、企画・運営にあたるのは主に第4学年生でそれに沿った企画が練られています。各クラブや各学年からも実行委員や補助委員が選出されます。

NU祭実行委員会

自分たちが学んでいる歯科の世界を、他学部の学生や本学部への進学希望者等一般の人々に広く紹介し、歯学部の学生としての自分を見つめるという意識を持つ学生から構成されています。

組織図



課外活動

学生生活の中で、課外活動は正課の授業とは異なり、学生が自主的に行うもので、グループ活動による実践的な経験を通じて社会生活に必要な自立力、協調性、指導力及び創造力などを体得する場です。本学部では、課外活動を教育の一環としてとらえ、奨励・援助しています。学生のみなさんは、本大学の伝統と建学の精神を基に、秩序と責任のある課外活動を行うように心がけてください。

本学部の課外活動はクラブ活動が主体となっています。

本学部のクラブ

現在のクラブ数は、次ページの表に示すように体育会 25、文化会 9 の計 34 です。各クラブには教職員が顧問として配置されています。年 2 回開催されるクラブ顧問会議では、円滑なクラブ運営のための協議が行われています。

クラブの公認

次ページの表に掲載されている各クラブは、本学部の公認団体です。クラブとして存続するため、また、団体がクラブとして公認されるためには、満たされなければならないいくつかの要件があります。「歯学部学生のクラブ（部及び同好会）に関する要項」(74 ページ) を参照してください。

クラブの入退部

クラブに入部する場合には所定の「入部届」をクラブに提出してください。また、退部する場合には「退部届」を学生課に提出してください。

課外活動中の事故

課外活動を行うときは、けがや事故のないように十分気をつけて行動してください。けがや事故が起きた場合は、直ちにクラブ顧問に連絡し、学生課に傷害事故報告書を取りに来てください。また、不測の事態に備えて「日本大学学生生徒総合保障制度」への加入を強く勧めております (37 ページ参照)。

クラブ一覧

体育会

(令和2年4月1日現在)

	クラブ	顧問	監督
1	アイスホッケー部	松本邦史	工藤圭紘
2	アメリカンフットボール部	池田貴之	西尾健介
3	合気道部	植田耕一郎	武市収
4	空手道部	田中秀樹	清水康平
5	剣道部	磯川桂太郎	勝呂尚
6	硬式庭球部	尾崎哲則	大山哲生
7	硬式野球部	清水治	羽鳥啓介
8	ゴルフ部	伊藤智加	丸野充
9	サーフィン部	外木守雄	黒川弘康
10	サッカー部	佐藤秀一	秋田大輔
11	自動車部	本吉満	佐伯悦司
12	柔道部	浅野正岳	内山貴夫
13	水泳部	鈴木直人	上原任
14	スキーパーク	紙本篤	蓮池聰
15	ソフトテニス部	中野善夫	白土博司
16	卓球部	今井健一	草野明美
17	日本拳法部	林誠	鈴木裕介
18	バスケットボール部	菅野直之	松井智行
19	バドミントン部	山岡大	武井浩樹
20	バレー部	堤博文	高見澤俊樹
21	ボウリング部	佐藤紀子	山本崇申
22	ヨット部	宮崎真至	藤本善裕
23	洋弓部	近藤真啓	石井亮
24	ラグビー部	金子忠良	間中総一郎
25	陸上競技部	網干博文	陸田明智

文化会

	クラブ	顧問	監督
1	奇術部	小峰太	篠塚啓二
2	軽音楽部	篠田雅路	古川明彦
3	茶道部	田村隆彦	吉沼直人
4	写真部	山崎洋介	須田駿一
5	生物部	藤田智史	山本清文
6	東洋医学研究部	掛谷昌宏	古地美佳
7	美術部	大谷賢二	澤田久仁彦
8	無線部	田中孝佳	篠崎貴弘
9	ワンドーフォーゲル部	坪井美行	神尾宜昌

校舎・学内施設などの使用

学校は共同生活の場です。みんなで協力して、気持ちよく過ごせるように心掛けしてください。

使用時間及び届け出

時間外の利用

校舎・施設の使用時間は、原則として月曜日から土曜日の午前8時から午後9時までです。また、授業時間以外に使用する場合は、教務課で予約の上、必ず学生課に「講堂等使用申込書」を提出してください。

- 1) 「講堂等使用申込書」には、学年主任・クラス担任、クラブ顧問等の申込み責任者の認印が必要です。
- 2) 使用日の3日前までに提出してください。
- 3) 「講堂等使用申込書」は必ず携帯し、控の一部を使用する校舎の警備員及び教務課に提出してください。

使用にあたって

1) 本学部では、患者さんや来客者への配慮から、学生によるエレベーター使用及び病院受付ロビーの通行は原則として禁止しています。災害時のエレベーター使用は特に危険です。

2) 火災予防に心掛け、日頃から避難経路、消火器設置場所を確認してください。

3) 講堂・実習室等に私物（教科書類、白衣、クラブ用具）などを放置しないこと。残置物は処分します。付属設備などの公共物を大切にし、5S（整理・整頓・清掃・清潔・習慣化）に努め、火気の使用は禁止です。なお、誤って汚したり破損したときは、ただちに学生課に届け出てください。

4) 本学部の館内は全館禁煙です。決められた場所以外での喫煙はできません。

学生用ロッカー

各学生には、学生用ロッカーが貸与されます。自己の責任において、実習器材等の保管などに利用してください。ロッカーの使用に際しては、次のことを守ってください。

- 1) 指定された番号のロッカーを使用し、勝手に交換したり、共同で使用しないでください。
- 2) ロッカーには必ず鍵をかけ、貴重品は厳重に管理してください。
- 3) 年度末には、ロッカー内の物はすべて持ち帰ってください。新年度には、改めてロッカーが貸与されます。
- 4) 火気の使用は厳禁です。

女子更衣室

女子学生用更衣室は、3号館2階・3階及び地下2階に設置されています。

使用にあたっては、次のことを守ってください。

- 1) 入口の鍵をかけずに使用してください。
- 2) 室内に荷物を放置せず、更衣後の荷物は必ず各自のロッカーに入れてください。
- 3) 整理・整頓を心掛け、飲食は禁止です。

部室並びに道場

部室は日本大学お茶の水校舎6階に、道場は3号館地下3階にあります。また、地下2階にウェイトルームが設けられています。

部室、道場及びウェイトルームの利用にあたっては、常に5S（整理・整頓・清掃・清潔・習慣化）を心掛け、次のことを守ってください。

- 1) 部室及びその鍵は、各クラブの主将が責任をもって管理してください。
- 2) 使用時間は、午前8時30分から午後9時までです。時間外の使用に際しては、あらかじめ学生課に届け出て許可を受けてください。
- 3) 授業時間中のウェイトルームの使用は禁止です。なお、利用者は、原則としてクラブ加入者のみに限られています。
- 4) 水分補給の為の飲料摂取は認められていますが、食事等は禁止されています。
- 5) 火気の使用は厳禁です。

学生ラウンジ「いこい」

「いこい」は3号館地下1階にあります。

カウンターとテーブルで計70席があり、パン、コーヒー、軽食、弁当等が販売されています。事前申し込みによって、平日午後6時以降（午後9時まで）の貸切りもできます。詳しくは学生課に問い合わせてください。

掲示板

利用する場合

本学部からの伝達事項は、基本的に、掲示板に掲示されます。毎日見る習慣をつけてください。掲示板は、当該学年の講堂付近に設置されています。

学生が掲示をしたい場合は、次のことを守ってください。

- 1) 掲示期間の押印を学生課で受けてください。
- 2) 上記の指定の掲示板を使って掲示してください。
- 3) 掲示期間は、原則として1週間です。

一般心得

変更の届け出

変更事項

入学時に提出した学籍簿と学生カードは、学生の身分に関する事項が記載された原簿で、在学中はもちろんのこと卒業後も保管されます。在学期間中に、① 本人または保証人の本籍・住所・氏名、② 保証人、③ 学費納入者のいずれかに関する事項に変更が生じた場合には、すみやかにその変更事項を学生課に届け出てください。

通 学

通学方法

本学部は地理的に便利な場所に位置していますので、事故や駐車などのことを考え、公共交通機関を利用するように指導しています。自動車、バイク及び自転車による通学は一切禁止しています。厳守してください。

定期券

通学定期券の購入区間は、現住所最寄駅から本学部最寄駅までの最も経済的な経路に限ります。

アルバイト

学生の本分は学業にあり、大学時代は学業に励める貴重な時期でもあります。アルバイトは、その必要があっても、学業、健康、健全な学生生活に差し障りがない最小限の範囲とします。法令に違反する職種、危険を伴う職種、あるいは、医療系学部の学生としてふさわしくないと判断されかねない職種は避けるようにしましょう。

留学生がアルバイトを希望する場合は、必ず学生課にご相談ください。

貴重品の管理

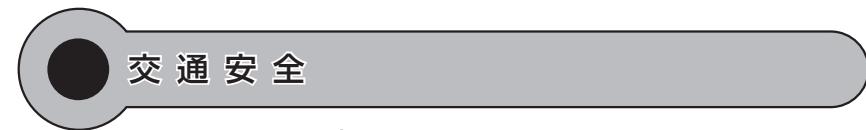
実習などで教室を離れる場合は、貴重品やバッグ等の持ち物は、自己の責任において厳重に管理してください。

なお、学内で物を紛失したとき、または他人の遺失物を発見したときは、ただちに学生課に届け出てください。もし、不審な人物・行為や不審な物を見かけたら、直ちに警備員もしくは学生課に連絡してください。

防災の心得

万が一の地震や火災に備えて、皆さんのが安全に行動できるように学生手帳の「防災の心得」及び配付している「防災のてびき」を必ず読んでおいてください。

「防災のてびき」は各自で携帯するようにしましょう。



交通 安 全

交通違反

安全運転及び交通道徳の遵守に努め、事故を起こさないように、また、事故に巻き込まれないように十分気をつけてください。

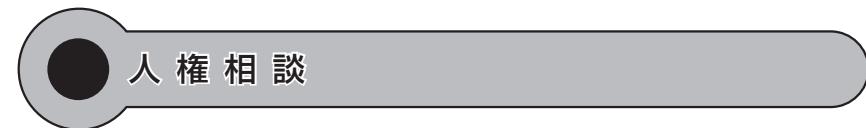
交通違反をすると、歯科医師国家試験の受験や歯科医師免許証の交付申請の際に問題になることがあります。免許証の発行が遅れて、臨床研修を行う上で支障を来すこともありますので、十分注意してください。

交通事故

万一、交通事故を起こした場合あるいは交通違反をした場合には、ただちに学生課に届け出してください。違反は学則に照らし懲戒の対象となります。

飲酒運転

「飲んだら乗るな」の徹底を。飲酒運転の当事者または帮助者とならないよう十分注意してください。



人 権 相 談

人権アドバイザー

セクシュアルハラスメント及びアカデミックハラスメント等の人権侵害にあったら、ひとりで悩まないで人権相談オフィスに相談してください。相談は、問題解決への近道になります。

人権相談オフィス及び人権アドバイザーに関する詳しい案内は、学生課窓口に備えてあるリーフレットを参照してください。

人権相談オフィス

TEL 03-3221-2562 E-mail : jinken@nihon-u.ac.jp



情 報 管 理

本学は、以下の情報管理宣言を定めて情報管理の徹底に努めています。学生のみなさんも日本大学を構成する一員として、この宣言を尊重し、情報の取扱いについてのルールを守り、個人情報などを不用意に流出させることのないよう十分注意してください。授業では、患者さんの写真など個人情報に関わるもののが少なくありません。

本学部でも情報管理に関する授業がありますので、情報の安全な取り扱いを身につけましょう。

日本大学情報管理宣言

日本大学は、教育理念を実現し、社会的責任を全うし、本学の誇りを守るため、次の三つを宣言します。

- 1 日本大学は、業務・教学情報の外部持ち出しを許しません
- 1 日本大学は、情報を大学の重要な財産と考え、厳格に管理します
- 1 日本大学は、構成員に対し情報管理教育を徹底します

日本大学の構成員は、自らが関わる情報が、大学の誇りと構成員・校友の尊厳に関わるものであることを常に自覚し、良識を持って情報に接することを誓います。

ソーシャルメディア利用

LINE や Twitter, Facebook, ブログなどのソーシャルメディアが普及し、情報伝達手段の一つとしてたくさん的人に活用されています。ソーシャルメディアは、広く情報を発信し、多くの情報を入手できるという便利さがある反面、正しく設定して使用しないと仲間内だけの情報が誰にでも見られる状況になってしまったり、アカウントを悪用されてしまったり、自分自身だけでなく家族や友人・知人をも思わぬトラブルに巻き込んでしまうという危険な側面もあります。

ソーシャルメディアは公の場です。投稿された情報は不特定多数の人が目にします。ひとたび公開され拡散が始まってしまえば、その情報を取り消すのは極めて困難で多くの場合不可能です。関連する法令を遵守し、他者を尊重してください。投稿する内容に責任を持ち、自分自身のプライバシーの保護にも気をつけましょう。

喫 煙

千代田区生活環境条例により、本学部周辺の地域は、路上喫煙及びタバコのポイ捨て禁止地区になっています。また、館内は全館禁煙です。

健康増進法

健康の維持・増進を担う医療人を目指す者として、喫煙習慣そのものと縁を切ることが現在求められています。

大麻や薬物

大麻や薬物及び「危険ドラッグ」等と称する商品の誘惑はみなさんの身にあります。もし誘われても勇気をもってきっぱりと断りましょう。困った状況になったときはすぐ学年主任・クラス担任、学生課に相談してください。

飲 酒

未成年者に飲酒をすすめることは法律で禁止されています。

飲酒は節度をもち、他人に無理強いすること、また、「イッキ飲み」「飲み比べ」等の危険な飲酒も禁止します。もし、アルコール・ハラスメントの被害にあった場合は、学年主任・クラス担任、学生支援室（36^{フロア}参照）または人権相談オフィスに相談してください。



販売や加入などの勧誘

学内で許可なく物品を販売することは禁じられています。不審な行為を見かけたら、学生課に連絡してください。通信販売の勧誘やキャッチセルスには十分注意し、慎重に対応してください。安易にアンケートなどに応じないことが大切です。また、カルト系の宗教・思想団体の勧誘は、サークル活動の勧誘あるいは偶然の出会いなどを装って忍び寄ります。安易に誘いにのらず、誘いのあったことを身内や友人の耳にも入れ、少しでも不審な時やトラブルが生じたら、すみやかにクラス担任や学生課に連絡・相談してください。

表 彰 制 度

学業成績が優秀な学生、また学術・文化、体育、善行、その他の部門において著しく貢献した学生を讃え、表彰する制度があります。

表彰制度には、日本大学の表彰制度と本学部の表彰制度があり、受賞者は厳正な選考の上、教授会の議を経て決定されます。

以下の各表の人数は令和元年度の実績です。

日本大学の表彰制度

日本大学学長賞・優等賞等

6年間を通じて学業成績優秀にして品行方正な学生、また学術・文化、体育、善行、その他の部門において著しく貢献した学生に対し、卒業時に選考の上、学長賞、優等賞、優秀賞が与えられます。

また、在学生には選考の上、奨励賞が与えられることがあります。

種 別	部 門	人 数
学 長 賞	学 業	1 名
優 等 賞	学 業	3 名

(令和元年度実績)

本学部の表彰制度

日本大学部科校長賞（歯学部長賞）

表
彰
制
度

6年間を通じて学業成績優秀にして品行方正な学生又は学術・文化、体育、善行、その他の部門において著しく貢献した学生（対象は個人）に対し、卒業時に選考の上、学部長賞が与えられます。

なお、受賞の基準は以下のとおりです。

学業部門

学術・文化部門

体育部門

善行部門

その他部門

学業部門：6年間を通じて学業成績が特に優秀にして品行方正な者

学術部門：学術大会、学術雑誌等で研究成果を発表し、学会賞を受賞又はそれに準ずる優れた成果を収めた者

文化部門：都道府県以上の大会・コンクール等で入賞・入選又はそれに準する成績を収めた者

個人競技：都道府県大会以上の規模の大会等で入賞以上の成績を収めた者、歯学体で最高位、又はそれに準ずる優秀な成績を収めた者

団体競技：チームが都道府県大会以上の規模の大会等で入賞以上の成績を収めるに当たって最も貢献した者、歯学体で最高位又はそれに準ずる優秀な成績を収めるに当たって最も貢献した者

社会の模範となる行為が公共団体、法人等から表彰された者

学内の課外活動及び学生生活活動の推進に著しく貢献し、又、当該学年の学習意欲の向上に努め、歯学部の発展に功績が認められた者又は本学部の名誉を高揚した者

部 門	人 数
学 業	4 名
体育・その他	2 名
その他の者	4 名

（令和元年度実績）

証明書・届出書・願書

学生証

学生証は、本学部の学生であるという身分を証明するものです。常に携帯し、紛失しないように気を付けてください。また、学生証は磁気カードとなっていますので、傷つけたり汚したりしないように心掛けてください。学生証の裏面に「学生証裏面学籍シール」が貼付されていない場合は無効となります。卒業または中途退学時には、教務課に返還してください。

学生証の発行

学生証裏面学籍シール

学生証は入学時に発行され、卒業まで同一のものを使用します。裏面の「学生証裏面学籍シール」は、有効期限が1年間となっていますので、毎年4月に必ず学生課で交付を受け、張り替えてください。

現住所の変更などで「学生証裏面学籍シール」の交換が必要な場合は、ただちに学生課に申し出てください。

学生番号

学生証に記載されている学生番号（7桁）は、本学部の学籍に登録されている番号を示しています。なお、実習等では当該年度に付与される学年番号（4桁）を使用します。

学生証の提示

学生証は、次のようなときに提示しなければなりません。

- 1) 試験を受けるとき（机上に置く）
- 2) 各種証明書の手続きを行うとき
- 3) 施設・物品などを借用するとき
- 4) 本大学が提示を要求したとき
- 5) 通学定期券を購入するとき
- 6) 学割の利用に際し、鉄道及びその他係員から要請があったとき
- 7) その他

学生証を紛失したとき

すみやかに学生課に届け出て、教務課に再発行を願い出てください。再発行の場合は有料となります。

記載事項に変更が生じたとき

記載事項（姓名、住所など）に変更が生じた場合は、直ちに必要書類を添え、保証人連署の上、学生課に届け出てください。

証 明 書

各種の証明書は、本人の申し出によって発行されます。証明書申し込みから発行まで原則3日かかりますので、余裕をもって申し込んでください。

手続き及び手数料

各種証明書を必要とする場合は、次の窓口で、申し込み用紙に各種証明書の手数料（証紙）を添えて申し込むと、交付されます。

なお、手数料の証紙は、証紙販売機で購入してください。証紙販売機は1号館1階及び3号館1階に設置されています。

種類	窓口	手数料（円）
在学証明書	教務課	100
成績証明書	//	200
卒業証明書	//	200
卒業見込証明書	//	100
修了証明書（大学院）	//	200
修了見込証明書（大学院）	//	100
英文証明書（オリジナル）	//	600
英文証明書（コピー）	//	200
学生証再発行	//	1,000
再試験受験料	//	1,000
学年別実習バッジ再交付	学生課	100
学生手帳再交付	//	300
健康診断証明書	保健室	100

通学定期券の購入

通学定期券を購入する場合、経路確認された「学生証」が必要となります。ただし、入学時や年度を越えて購入する場合は「通学証明書」が必要となります。その際は、学生課窓口で申し込んでください。

出証
書明
・書
願・
書届

学 割

学割（学校学生生徒旅客運賃割引証）の発行枚数は、原則1回につき2枚までとなっています。帰省や旅行で必要なときは学生課で交付を受けてください。ただし、申し込みは、使用日の前日までに済ませてください。なお、紛失しても再発行されません。

使用上の注意事項が裏面に記載されていますので、使用する前に必ず読んでください。

事務取扱時間

月曜日～金曜日 9:00～13:00

14:00～18:00

土曜日 9:00～12:00

なお、日曜・祝日、日本大学創立記念日及び夏季・冬季休業の一定期間は取り扱いません。

屆出書・願書一覽

出証書明願書屆

学費等

学 費

学費には、入学金・授業料・施設設備資金及び教育充実料があります。

入学金は入学時のみ、授業料は卒業するまでの毎年次、施設設備資金は6年次まで、教育充実料は3年次まで納入することになっています。

なお、一度納入した学費はいかなる理由があっても返還されません。

納 入 額

各年次の学費の納入額は、次の表のとおりです。

(単位：円)

学 費	1 年 次		2 年 次・3 年 次		4 年 次～6 年 次	
	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期
入 学 金	600,000	—	—	—	—	—
授 業 料	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
施設設備資金	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000
教 育 充 実 料	800,000	800,000	300,000	300,000	—	—
納入額（合計）	3,750,000	3,150,000	2,650,000	2,650,000	2,350,000	2,350,000

※その他の費用等については、次ページを参照願います。

納 入 方 法

学費は前学期・後学期の年2回に分けて納入することになっており、会計課から、前学期分は4月上旬、後学期分は9月上旬に納付者へ振込依頼書が送付されます。期限（前学期：4月末日、後学期：9月末日）までに提示した金額を納入してください。

期日までに、所定の学費を納めることができない場合は、保証人連署で「分納許可願」を納入期限までに学生課に提出し、許可を受けてください。詳細については、学生課に問い合わせてください。

滞 納

所定の期日までに学費を許可なく納入しなかった場合は、最終的には除籍となります。納入期限を厳守してください。

休学などの場合

休学期間中の学費については、関連規定の定めるところによります。

また、停学を命ぜられた場合は、その期間中でも学費を納入しなければなりません。原級（留年）となった場合も同様です。

なお、詳細については教務課もしくは会計課に問い合わせてください。

教科書・実習器材費

卒業するまでには学費以外にも教科書や実習器材の費用が必要です。これらの費用は年度によって多少の変更があります。

(令和元年度実績)

学年	教科書費	実習器材費	合計
1年	約 25,000円	約 9,000円	約 34,000円
2年	約 112,000円	約 89,000円	約 201,000円
3年	約 151,000円	約 264,000円	約 415,000円
4年	約 198,000円	約 353,000円	約 551,000円
5年	_____	_____	_____
6年	約 65,000円	_____	約 65,000円
合計	約 551,000円	約 715,000円	約 1,266,000円

後援会費・校友会費(在学生・準会員)

歯学部後援会は、歯学部の学生がより充実した学生生活をおくることができるよう支援する組織です。

また、日本大学校友会は会員相互の親睦と福利の増進を図り、本学の興隆発展に寄与することを目的とした校友組織です。

入会金・会費(委託徴収)

後援会	入会金(入学時)	100,000円
	会費(毎年次)	30,000円
校友会	会費(毎年次)	10,000円
※校友会正会員年会費 10,000円を6年次の後学期学費納入時に徴収いたします。		

学生への支援事業

後援会	支援事業として、教育面では、奨学金の貸与(5学年以上)、国家試験費用の補助などを行っています。一方、学生生活面では球技大会や桜歯祭などの学校行事のほか、第1学年感染症抗体価検査、第4学年B型肝炎ワクチン予防接種、第5学年校外研修、卒業アルバムの制作、謝恩会、卒業記念パーティー、クラス懇親会及びクラブ活動などにも補助されています。また、歯学体で、上位入賞クラブに対して褒賞金が授与されています。
-----	---

校友会	日本大学学生への支援事業として、準会員診療費助成制度、校友会(奨学金付教育ローン)奨学生制度があります。 詳細については、学生課に問い合わせてください。
-----	---

学
費
等

奨学金制度

奨学金制度には、次のようなものがあります。募集はそのつど掲示されますので、掲示に注意してください。また、その他、各種地方公共団体・民間育英奨学金制度・教育ローンがあります。なお、奨学金に関する詳細を知りたいときは、学生課に問い合わせてください。

以下の各表の給付・貸与額・人数は、令和元年度の実績です。

日本大学特待生（給付）

学業成績優秀にして品行方正な学生に対し、毎年度選考の上、特待生として、下記の甲種・乙種のうち、いずれかの奨学金が日本大学から与えられます。

種別	奨学金	人數	対象
甲種	授業料1年分 相当額の半額 及び図書費 12万円	1名	2年次～6年次
乙種	授業料1年分 相当額の半額	5名	

(令和元年度実績)

日本大学創立130周年記念奨学金（第1種・第2種）（給付）

経済的理由により学費等の支弁が困難な学生に対し、選考の上、奨学金（給付）が与えられます。

種別	給付額	人數	対象
第2種 (給付)	年額30万円	なし	1年次～6年次

(令和元年度実績)

※ 第1種（給付）については令和元年度実績なし

日本大学事業部奨学金（給付）

経済的理由により学費等の支弁が困難であり、学業成績が優秀で人物が優れている学生に対し、選考の上、奨学金（給付）が与えられます。

種別	給付額	人數	対象
給付	年額 24 万円	6 名	1 年次～6 年次

（令和元年度実績）

日本大学歯学部佐藤奨学金（給付）

本学部の創設者である佐藤運雄先生寄贈の基金によって、特に学業成績が優秀である学生、または課外活動において顕著な功績があった学生に対し、選考の上、日本大学歯学部から奨学金（給付）が与えられます。

種別	奨学金	人數	対象
給付	年額 20 万円	5 名	2 年次～6 年次
	年額 10 万円	25 名	

（令和元年度実績）

日本大学歯学部佐藤奨学金（貸与）

本学部の創設者である佐藤運雄先生寄贈の基金によって、天災または学費納入者の不慮の事故などにより、学費の納入が困難な学生に対し、その理由によって貸与します。

種別	年額	人數	対象
貸与	授業料相当額以内	1 名	6 年次

（令和元年度実績）

日本大学歯学部同窓会奨学金（給付）

歯学部同窓会から、学業成績が優秀で人物が優れている学生、または課外活動において顕著な成果を収めた学生に対し、選考の上、奨学金（給付）が与えられます。

種別	奨学金	人数	対象
給付	年額 10万円	3名	2年次～6年次

（令和元年度実績）

日本学生支援機構（給付）

意欲と能力がありながら経済的理由により修学が困難な学生に対し、給付する制度です。

※詳細は学生課にお問い合わせ下さい。

日本学生支援機構奨学金（貸与）

学業・人物が優れ、経済的理由で修学が困難な学生に対し、選考の上、日本学生支援機構（旧日本育英会）が貸与する制度で、第一種・第二種奨学金の2種類があります。

種別	月額	人数	対象
第一種奨学金 貸与（無利子）	自宅通学者 2万円・3万円・4万円・ 又は5万4千円 自宅外通学者 2万円・3万円・4万円・ 5万円又は6万4千円	47名	1年次 ～ 6年次
第二種奨学金 貸与（有利子*）	2万円から12万円までの 1万円単位の金額の中から 選択 増額** 4万円		

* 利率固定方式と利率見直し方式により異なりますが、

貸与終了時に決定した利率が返還完了まで適用されます。

** 12万円を選択の場合に限り希望により、4万円の増額が可能。

付属施設・付属機関

図書館

本学部の図書館は1号館1階に入口があります。所蔵資料は、約10.1万冊余(外部保管含む)を保有し、内容は歯科学、医科学の基礎系・臨床系全般をはじめとして、自然科学、人文・社会科学分野の全般にわたっています。

電子ブックなどの電子資料は学内のネットワークからパソコンやタブレット端末で閲覧ができます。また、学外から利用できる電子資料もあります。

他学部図書館へは、学生証を提示することで入館でき、資料の閲覧や貸出を受けることもできます。

詳しくは、歯学部の図書館ホームページまたは、図書館利用案内をご覧ください。

<http://www2.dent.nihon-u.ac.jp/library/>

お問い合わせ：de.lib@nihon-u.ac.jp 図書館カウンター専用

図書館ホームページから、貸出資料の状況確認と期限延長、予約、購入リクエスト、文献複写依頼、メール質問などのオンラインサービスを利用できます。入館並びに各種サービスを受ける際には、学生証が必要となります。

利用案内

開館時間	月曜日～金曜日 9：00～21：00 土曜日 9：00～18：00 (開館時間を変更する場合があります。)
休館日	日曜日、祝祭日、日本大学創立記念日、年末年始及び夏季休暇期間中の土曜日、その他大学行事により指定された日 開館時間の変更、臨時休館については、ホームページや案内掲示などでお知らせします。
入館方法	学生証のバーコード部分を入館ゲートの読み取り部にかざしてください。 学生証は必ず携帯してください。

図書館のサービス

当館にない資料

館内の書架は、すべて開架方式になっています。資料は自由に閲覧できます。ただし、視聴覚資料やPCの利用は、カウンターに申込んでください。

当館で所蔵していない資料でも、日本大学の各学部の図書館や他大学・他機関の図書館から取り寄せることができます。

また、図書館に備え付けてほしい本がある時は、オンライン又はカウンターで購入リクエストを出して下さい。

当館にある資料の貸出を希望する場合は、希望資料と学生証をカウンターに提示してください。

一般貸出の貸出冊数は3冊以内で、貸出期間は2週間以内です。また、一時貸出の貸出冊数は3冊以内で、貸出時間に制限があります。辞書・辞典類などの参考図書、新着雑誌、視聴覚資料（一部資料を除く）は、館内利用のみです。なお、閉館中に返却する場合は、図書館出入口脇に設置されているブックポストを利用して下さい。

学術文献を検索できる各種データベースを用意していますので、図書館ホームページから利用して下さい。

図書館ホームページの「図書館使用法」に調べ方案内ページや各種データベースの使い方マニュアル、動画などを用意しています。調べものの相談は、カウンターまでお気軽に寄せください。

以下のウェブツールに最新情報をアップしているのでご利用ください。

・ツイッター～DL (Dental Library)

図書館からのお知らせ／医歯薬、研究関連ニュースなど

・ブログ～Dent Lib Space

本の紹介／Q&A事例集／図書館の展示 など

・新着図書本棚～ブクログ

ウェブ上の仮想本棚に新着図書を紹介しています。

返却期限を超過した場合は、延滞日数分の貸出停止となります。

貸出資料の紛失・汚損は、現物購入による弁償となります。

図書館内の資料に限り複写できます。

複写料金 白黒1枚10円、カラー1枚30円

(注)個人のノートやリポート等の複写は認めておりません。

著作権法（第31条）で複写が許される範囲

1. 図書館所蔵資料であること
2. 著作物の一部分であること
3. 調査研究の目的であること
4. 一人につき一部であること

歯科病院

日本大学歯学部付属歯科病院は、う蝕、歯周病から顎、顔面等における疾患まで、一般歯科診療機関では対処に困難な症例あるいは特殊な治療を要する患者さんを広く受け入れ、先端歯科医療を実践し、社会に大いに貢献している総合歯科病院です。

病院組織は、診療部門、医療情報部門、医療技術部門そして事務部門から構成され、診療部門は専門診療部、診断部、特殊診療部、先進医療診療部、総合診療部、医療連携部、教育診療部及び三島診療部の9部門に大別されています。専門診療部には12の診療科、診断部には3つの診断科、特殊診療部には9つの診療科、先進医療診療部には先進医療診療科、三島診療部には三島診療科が設置されています。

治療施設は、特殊感染症の患者さんや身障者の方々のための設備を備え、歯科用ユニット約140台、入院患者用ベッド24床等を有しています。

平成30年度の来院患者数は延べ18万人です。

診療日・時間

診療受付時間

・初めて診察を受けられる方（初診）

月曜日～金曜日：9：00～15：00

土曜日： 9：00～10：30

・2度目からの診察を受けられる方（再診、予約制）

月曜日～金曜日：9：00～16：30

土曜日： 9：00～12：30

※ただし、急患はこの限りではありません。

日曜日、祝日、10月4日（創立記念日）、年末年始、その他本院が定めた日は、休診となります。

歯科医学教育への役割

本歯科病院は先端歯科医療を実践し、社会に貢献すると共に、歯学部学生、大学院生、臨床研修歯科医（研修医）に歯科医学教育を行う役割を担っています。

第2学年では、授業科目「医療人間科学Ⅲ」で「歯科病院見学」の実習が行われます。また、第5学年では、臨床実習を主体とした前・後期にわたる1年間の臨床歯科学Ⅱを、第6学年では、アドバンスト歯科学演習を本歯科病院の教育診療部で履修し、有能な一般歯科医師（GP：General Practitioner）となるための基礎教育を受けます。さまざまな治療のケーススタディに触れることで、医療技術はもちろんのこと、患者さんとのコミュニケーションを深めるなかで、GPとしての倫理観を養い、「患者さんの気持ちがわかる歯科医師」としての感性が磨かれます。

卒業後に1年間の臨床研修が必修化されています。本歯科病院総合診療部において、研修歯科医として必要な診断・診療能力の基礎から応用までを学修できるよう教育プログラムが組まれています。

歯科病院見学

臨床実習

アドバンスト歯科学演習

臨床研修

診療概要

口腔外科Ⅰ・Ⅱ

外来診療では抜歯、歯槽骨整形、小帯切除、囊胞、粘膜疾患、外傷等の処置、入院診療では顎顔面口腔領域の複雑な外傷、囊胞、腫瘍、先天異常、顎変形症、睡眠外科、インプラント治療にかかる骨移植等の処置を行います。

歯科麻酔科

手術室における口腔外科手術時の全身麻酔、外来における歯科治療時の静脈内鎮静等により全身管理を行います。また、小児・障がい児（者）の歯科治療時の全身管理や院内における緊急時の対応を行います。

歯科矯正科

不正咬合の患者さんに対し、良好な歯列及び咬合状態を構築する診療を行います。顎の変形を伴う場合には手術を併用した矯正治療を行います。

小児歯科

小児期において、う蝕治療をはじめ歯列や咬合の異常への対応など、総合的な歯科治療を行います。

保存修復科

う蝕を主とする硬組織疾患を治療し、歯の形態と機能を回復させ、これらの疾患が歯髄や歯周組織に波及することを予防します。

歯内療法科

う蝕を主とする硬組織疾患から罹患した歯髄や根尖周囲組織のための根管治療を主に行います。「X線 CT 画像診断に基づく手術用顕微鏡を用いた歯根端切除術」などの治療も受診できます。

歯周病科

歯周組織に起こるさまざまな病気を治療し、予防するとともに、先進医療を用いた積極的な歯周組織再生療法も行います。

総義歯補綴科

無歯顎の患者さんに対し総義歯による欠損修復治療を行います。さらに高齢者の口腔ケアなどにも積極的に対処します。

局部床義歯科

歯列部分欠損の患者さんに対し、義歯などの人工物（補綴装置）により欠損修復治療を行います。また、磁石を用いた義歯など先進的な治療方法も導入しています。

クラウン・ブリッジ科

歯の一部や歯そのものが欠損したところを、冠（クラウン）や固定式の義歯（ブリッジ）で修復します。審美的な補綴治療も行います。

摂食機能療法科

一生おいしく、楽しく、安全な食生活を営むために、口腔のリハビリテーションを、外来、訪問診療により行います。

口腔診断科

初めて受診された患者さんの口や顎の病気を診断するとともに、全身的な病気が口や顎の症状と関係していないか診断します。

歯科放射線科

顎顔面領域の歯や骨などに起こる硬組織疾患及び口腔内外の粘膜や筋などの軟組織疾患について、エックス線を中心とした種々の画像検査を行い診断します。

病理診断科

口や顎の病気、口腔がん等の細胞診断及び病理組織診断を行い、適切な治療に結び付けます。

心療歯科

ストレス等により口腔内に発現する疼痛をはじめとする諸症状に対する治療を行います。

診療概要

歯科インプラント科	歯列欠損の患者さんに対しインプラント（人工歯根）を利用して欠損修復治療を行います。
スポーツ歯科	スポーツにかかる咬合の改善や外傷の予防（マウスガード）等、総合的に診療を行います。
歯科人間ドック科	口腔内の疾病を発見するとともに、一生自分の歯で健康に生活できるよう指導を行います。
顎顔面補綴科	腫瘍などで顎の骨や顔に生じた欠損を、人工物（顎顔面補綴装置）にて修復し、失われた機能や形態を回復するために、総合的に治療を行います。
ペインクリニック科	口腔組織に起因する顎顔面や頭頸部の痛み、全身の疾患によって生じる口腔顔面の痛みを診断し、コントロールします。
いびき対応科	いびきや睡眠時の無呼吸に悩まされている患者さんに、装置（スリープスプリント）を装着して、良質な睡眠をもたらす治療を行います。
顎関節症科	顎の痛み、開口障害等の患者さんに対し、これを回復し再発を防止する治療を行います。
予防歯科	歯周病やう蝕の予防として、刷掃指導及び歯石除去を行い、治療が終了した患者さんに対しても、再発を予防するために定期健診を行います。
先進医療診療科	先進医療のバイオ・リジェネレーション法を一部保険給付で受療できます。先進医療診療科で歯周組織再生誘導法が行われています。

その他の診療部科の概要

教育診療部	第1～5教育診療科で組織され、配属の教育診療医は総数約170名です。第5・6学年生に対して、教育診療医が臨床現場でのチュートリアル教育を担当します。第5学年の1年間および第6学年前期は、各教育診療科によって臨床実習が実施されます。臨床現場での問題解決型の学修を通じて、一般歯科医師に求められる知識、技能・態度の基礎を体験的に修得し、卒業後の歯科医療行為に備えた実践的な基盤が育成されます。
総合診療部・総合診療科	歯科医師臨床研修の主な目的は、歯科医師免許取得後の歯科診療における知識・技術及び態度の実践的な修得です。本歯科病院での臨床研修は単独臨床研修方式及び臨床研修群方式で、患者診療、セミナー、臨床症例検討、学術学会参加等からなります。 臨床研修の期間は1年であり、協力型臨床研修施設9か月または3か月を選択して残りを歯科病院で研修するプログラムと歯科病院研修12か月の研修プログラムがあります。さらに東京都の島しょや保健所での研修も行っています。

医療情報部・医療情報科

本歯科病院の施設基準及び関係法規を管理し、業務の安全な効率化及び病院経営の適正化を行います。また、電子カルテによる医療情報の管理・保存及び個人情報の管理を行います。

医療連携部・医療連携科

歯学部同窓会会員及び地域医療機関からの紹介患者の円滑な受け入れ体制を整え、支援しています。

三島診療部・三島診療科

歯科病院の分院として、三島歯科医療センターが日本大学国際関係学部三島駅北口校舎 1 階にあります。地域の歯科医師会と連携を図りながら、地域歯科医療の充実と発展に貢献すること及び臨床実習・臨床研修を行う医育機関として、地域診療に根差した歯科医師を育成します。

厚 生 寮

休日や休暇中に利用できる厚生施設としては、日本大学本部管理の厚生寮があります。これらの厚生寮を利用する場合は、利用日の 10 日前までに学生課に申し出て所定の手続きをしてください。

なお、寮の使用にあたっては、それぞれの寮の利用上の注意をよく守ってください。

日本大学本部管理の厚生寮

軽井沢

軽井沢研修所
長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢 1052 – 1
☎ 0267 (42) 2401

また、本大学にはこれ以外にも、各学部が管理している厚生寮（日本大学厚生施設案内を参照）があります。それらの寮を利用したい場合には、まず利用できるか否かを本学部の学生課に問い合わせて確認の上、利用日の 2 週間前までに手続きをしてください。

学 生 寮

本大学には、他の学生の模範となる俊英を育成することを目的とした「武蔵俊英学寮」が東京都武蔵野市の閑静な場所にあります。

主に新入生の希望者の中から学業・人物ともに優れた学生が選考され、本学部学生も入寮・生活しています。2 年次以降に入寮を希望する際は、学生課に問い合わせてください。また、大学の直営寮である 6 つ（首都圏）の学生寮（男子寮：松戸・町田・稻城、女子寮：赤堤・宮坂・東が丘）を設置しました。地方から安心して本学にて勉学に励めるように生活環境を整えるのが最大の目的です。

希望者は学生課まで申し出てください。

歯科体育施設

グラウンド・体育館・テニスコート・ゴルフ練習場などの歯科体育施設は千葉県松戸市にあり、松戸歯学部と共同で使用しています。

第1学年の健康科学I（実技）は、これらの体育施設でも行われます。また、体育会（クラブ）の活動にも利用されています。

なお、クラブハウス5室と倉庫1室（いずれも禁煙）は松戸歯学部から借用しており、クラブ活動で利用されています。

施設使用のための手続きについては、学生課に問い合わせてください。

歯科体育施設の定期使用

本学部の定期使用の優先日は、原則として水・金・土曜日で、日曜日は第1・第3・第5日曜日です。ただし、授業・大学行事及び大学が認めた公式競技会が優先されます。

所 在 地 千葉県松戸市栄町西2-870-1

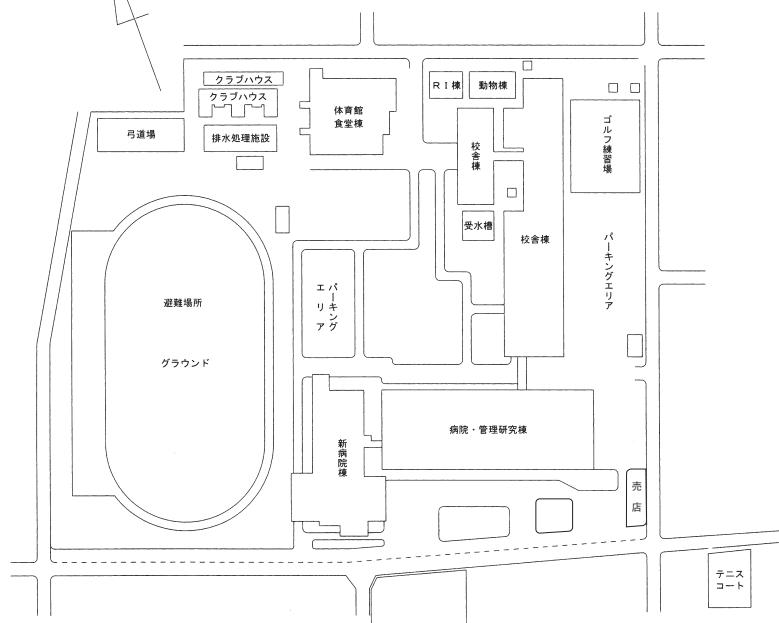
所 在 図



アクセス

JR常磐線・東京メトロ千代田線・新京成電鉄：
松戸駅西口1番バス乗り場（京成バス）
「日大病院」行き「日大歯科病院」下車（約15分）

施設配置図



付属施設・付属機関

関係規則等

日本大学学則(抜粋)

第1章 総則

第1節 目的及び使命

第1条 本大学は、日本精神にもとづき、道徳をたつとび、憲章にしたがい、自主創造の気風をやしない、文化の進展をはかり、世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的とする。

第2条 本大学は、広く知識を世界にもとめて、深遠な学術を研究し、心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする。

第2節 大学組織

第3条 本大学は、学部及び大学院をもって、これを組織する。

(表省略・大学案内参照)

第3節 教職員及び教授会

第4条 本大学の教員を分けて教授・准教授・講師・助教及び助手とする。

2 教職員に関する規定は、別にこれを定める。

第5条 本大学各学部に教授会を置き、専任教授全員、3名以内の専任准教授代表及び事務局長をもって、これを組織する。

第6条 教授会は、学部長が招集して、その議長となる。

第7条 教授会は、総会員の半数以上の出席によって成立する。

第8条 議長は、議事録を作成し、出席者中2名の署名押印を得るものとする。

第9条 教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- ① 学生の入学及び卒業に関すること。
- ② 学位の授与に関すること。
- ③ 前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項。

2 前項第3号の事項については、別に定める「学長裁定」による。

3 教授会は、第1項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について教育研究上の専門的な観点から審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。なお、本大学の諸規

定において教授会が審議することと定められている事項については、教授会はこれを審議し、意見を述べなければならない。

4 教授会の意見を集約する必要がある場合は、出席者の過半数によるものとする。

第10条 前条の教授会における審議とは、議論・検討することを意味し、決定権を合意するものではない。

第11条 教授会は、次の事項について報告を受けるものとする。

- ① 大学院に関すること。
- ② 学位論文の審査に関すること。
- ③ 当該学部の予算及び決算に関すること。
- ④ その他学長及び学部長が必要と認めたこと。

第4節 学生定員

第12条 本大学学部の学生定員は、次のとおりである。
第一部

学部名	学科名	毎年入学定員	収容定員
歯学部	歯学科	130	780

(当該学部のみ記載。他は省略。)

第5節 学年・学期及び休業日

第13条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 学期は、次のとおりとする。ただし、事情によつて異なる場合がある。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

第15条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日でも特に授業又は試験を行うことがある。

- ① 日曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ③ 本学創立記念日（10月4日）
 - ④ 春季休業 3月11日から3月31日まで
 - ⑤ 夏季休業 7月11日から9月10日まで
 - ⑥ 冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで
- 2 休業日の変更及び臨時の休業日については、そのつどこれを定める。

第6節 入学・在学・転学・転籍・休学・留学・退学及び除籍

第16条 入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

第17条 学部に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を持ち、本大学の選抜試験に合格した者とする。

- ① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- ③ 外国において学校教育による12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- ④ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ⑤ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- ⑥ 文部科学大臣の指定した者
- ⑦ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- ⑧ 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- ⑨ 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学 校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって、本大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものであり、かつ、本大学の選抜試験に合格した者を入学させることができる。

第18条 入学を志願する者は、各学部所定の手続によつて願い出るものとする。

第19条 入学の選抜試験に合格した者は、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

第20条 修業年限とは、本大学の教育課程を修了するため必要な期間のことを行う。

2 在学年限とは、本大学において学生の身分を有することができる期間のことを行う。

3 修業年限は、最低4年とし、在学年限は、8年とする。

4 医学部・歯学部・松戸歯学部・生物資源科学部獣医学科及び薬学部の修業年限は、最低6年とし、在学年限は、12年とする。

5 前2項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて在学年限の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

6 第3項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、本大学に3年以上在学した者（これに準ずる文

部科学大臣の定める者を含む）が、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。ただし、第21条第2項第1号から第4号の資格で編入学した場合は、この規定による卒業は認められない。

第21条 編入学とは、他の種類の学校を卒業した者が、教育課程の一部を省いて途中から履修すべく本大学に入学することをいう。ただし、大学を卒業した者又は大学に1年以上在学した者が、教育課程の一部を省いて途中から履修すべく本大学に入学する場合も編入学とする。

2 学部に編入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を持ち、本大学の編入学試験に合格した者とする。ただし、定員に余裕があり、かつ在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考の上編入学を許可することができる。

- ① 短期大学（専門職短期大学、外国の短期大学及び我が国における外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む）を卒業した者
- ② 高等専門学校を卒業した者
- ③ 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程で文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
- ④ 専修学校の専門課程で文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
- ⑤ 大学（専門職大学、外国の大学及び我が国における外国の大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（大学相当）日本校）を含む）を卒業した者
- ⑥ 大学（専門職大学、外国の大学及び我が国における外国の大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（大学相当）日本校）を含む）に1年以上在学し、編入学できる学部等が定める単位数を修得している者
- 3 編入学を願い出た者については、学部等の所定の手続によって願い出るものとする。
- 4 編入学の選抜試験に合格した者は、学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。
- 5 編入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。
- 6 編入学の年次は、2年次又は3年次とする。
- 7 編入学者の在学年限は、許可された編入学年次に応じ、第20条第3項又は第4項に定める在学年限から編入学年次数を控除し、それに1を加えて得た年数とする。
- 8 編入学者は、編入学年次の教育課程によって履修するものとする。
- 9 編入学者の既修単位は、低年次配当科目を優先し、原則として2年次編入学者は、40単位、3年次編入学者は、70単位を基準とし、認定することができる。

10 通信教育部における編入学については、別に定める規程による。

第22条 転部とは、所属する学部とは異なる学部（通信教育部内を含む）へ異動することをいう。なお、法学部における第一部及び第二部間の異動についても転部とする。

2 転科とは、所属する学部の異なる学科へ異動することをいう。

3 転籍とは、通信教育課程を有する学部において、同一学部の通学課程と通信教育課程の間を異動することをいう。

- ただし、通学課程と通信教育課程の間で異なる学部への異動については、転部とする。
- 4 転部・転科及び転籍できる者は、次の各号に該当する資格を持つものとする。ただし、定員に余裕があり、かつ、在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考の上、許可することがある。
- ① 本大学に在学中の者で、転部・転科及び転籍できる学部等が定める単位数を修得しているもの
 - ② 人物及び在学中の成績が妥当な者
- 5 転部・転科及び転籍を願い出た者については、学部等の所定の手続によって願い出るものとする。
- 6 転部・転科及び転籍の選考に合格した者は、学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。
- 7 転部・転科及び転籍の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。
- 8 転部・転科及び転籍の年次は、2年次又は3年次とする。ただし、4年次への転籍（同一学科間）は、許可することができる。
- 9 転部・転科及び転籍した者の在学年限は、許可された転部・転科及び転籍年次に応じ、第20条第3項又は第4項に定める在学年限から転部・転科及び転籍が許可された年次数を控除し、それに1を加えて得た年数とする。
- 10 転部・転科及び転籍した者は、転部・転科及び転籍が許可された年次の教育課程によって履修するものとする。
- 11 転部・転科及び転籍した場合、既修の授業科目は、異動した課程の定める基準の範囲内において認定することができる。
- 12 通信教育部における転部・転科及び転籍については、別に定める規程による。
- 第25条 休学とは、病気その他やむを得ない事由により、3か月以上修学できない状態のことという。
- 2 復学とは、休学期間満了によって、再び修学することをいう。
- 3 休学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で願い出て、その許可を得て原則として入学年度を除き、休学することができる。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認めることができる。
- 4 休学期間は、1学期又は1年とし、通算して在学年限の半数を超えることができない。
- 5 休学者は、その事由が解消された場合、保証人連署で願い出て、許可を得て復学することができる。
- 6 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。
- 7 休学期間は、在学年数に算入する。
- 第27条 留学とは、本大学が教育上有益と認めたときは、休学することなく、外国の大学において、許可を得て一定期間修学することをいう。
- 2 留学の期間は、修業年数に算入する。
- 第28条 退学とは、在学の中途において在籍関係を解除することをいう。退学には、その手続きにより、次のものがある。
- ① 病気その他やむを得ない事由による、学生の意志に基づく願い出によるもの。ただし、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で退学願を提出して、許可を受けなければならない。

- ② 学生が死亡したことによる、保証人からの届出によるもの
 - ③ 第30条に基づく除籍によるもの
 - ④ 第76条及び第77条に基づく懲戒によるもの
- 2 第36条に基づく年度のGPAが1.50未満で、修学指導の結果、改善が見込まれないと判断した場合は、退学勧告を行う。
- 第29条 再入学とは、病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、当該学部等に再び入学することをいう。
- 2 病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、その事由が解消し、当該学部等に再入学を志望したときは、退学前に在籍していた学科の定員に余裕があり、かつ在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考の上再入学を許可することができる。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部の再履修を命ずることがある。
- 3 再入学できる者は、次の各号に該当するものとする。
- ① 本大学に原則として1年以上在学し、再入学しようとする学部等が定める単位数を修得している者
 - ② 病気その他やむを得ない事由で退学した者
 - ③ 人物及び在学中の成績が妥当な者
- 4 除籍によって退学になった者については、事情勘案の上、前項に準じて再入学を認めることができる。
- 5 再入学の学科については、原則として退学時の学科とする。
- 6 再入学を願い出た者については、学部等の所定の手続によって願い出るものとする。
- 7 再入学の選考に合格した者は、学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。
- 8 再入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。
- 9 再入学の年次は、退学時の学年次を原則とするが、修得単位数等の事情により年次を下げるか上げて許可することができる。また、学年末の退学者については、修得単位数等の事情により年次を上げて入学を許可することができる。
- 10 再入学者の在学年限は、許可された再入学年に応じ、第20条第3項又は第4項に定める在学年限から再入学年次数を控除し、それに1を加えて得た年数とする。ただし、医学部・歯学部・松戸歯学部・生物資源科学部獣医学科及び薬学部においては、在学年限を定めることができる。
- 11 再入学者は、再入学年次の教育課程によって履修するものとする。ただし、学則変更等の事情により再入学前の入学年度の教育課程によることができる。
- 12 退学前の既修単位は認定する。ただし、教育課程等の変更により、退学前の既修単位が認定されないことがある。
- 13 通信教育部における再入学については、別に定める規程による。
- 第30条 除籍とは、学生の帰すべき事由により在籍関係を強制的に解除し、退学させることをいう。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍することができる。
- ① 故なくして学費の納付を怠った者
 - ② 故なくして欠席が長期にわたる者
 - ③ 在学年限を超えた者

第7節 履修規定

第32条 各授業科目的単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。また、教育上必要と認められる場合には、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもって代えることができる。

- ① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ② 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術学部における個人指導による実技の授業については15時間の授業をもって1単位とする。
- ③ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上のお互いの併用により授業を行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第33条 教育職員の免許状を得ようとする者は、別に定める規定によって教職課程を履修しなければならない。
(大学案内参照)

第34条 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。

- 2 試験には、平常試験・定期試験・追試験及び再試験がある。
 - ① 平常試験とは、当該授業科目履修者を対象に授業科目担当教員が学期の途中に適宜行う試験のことをいう。
 - ② 定期試験とは、当該授業科目履修者を対象に大学の定めた試験期間中に行う試験のことをいう。定期試験は学期末又は学年末に行う。
 - ③ 追試験とは、やむを得ない事由のため定期試験を受けることのできなかった者のために行う試験のことをいう。
 - ④ 再試験とは、受験の結果不合格となった者のために行う試験のことをいう。
- 3 追試験及び再試験は、当該学部において必要と認めたときに限り、これを行う。

第35条 修学についての所定の条件を備えていない者は、受験資格を失うことがある。

第36条 学業成績の判定は、S、A、B、C、D及びEの6種をもってこれを表し、S(100～90点)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、D(59点以下)、E(履修登録したが成績を示さなかったもの)をもって表し、S、A、B、Cを合格、D、Eを不合格とする。合格した授業科目については、所定の単位数が与えられる。

- 2 第1項の学業成績の学修結果を総合的に判断する指標として、総合平均点(Grade Point Average、以下「GPA」という)を用いることができる。
- 3 前項に定めるGPAは、学業成績のうち、Sにつき4、

Aにつき3、Bにつき2、Cにつき1、D及びEにつき0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目的評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、総履修単位数(P又はNとして表示された科目を除く)で除して算出する。GPAは、小数点第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで有効とする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、履修登録後、所定の中止手続きを取ったものはP、修得単位として認定になったものはNと表示する。
- 5 GPA算出の対象科目は、卒業要件単位数に含まれる授業科目(単位認定科目としてNと表示された科目を除く)とする。
- 6 GPAは、学期のGPA、年度のGPA及び入学時からの累積のGPAとする。
- 7 通年科目は、学期のGPA算出の際には、後学期のGPAに算入する。
- 8 授業科目を再履修した場合、累積のGPA算出の際にには、直近の履修による学業成績及び単位数のみを算入するものとし、以前の学業成績及び単位数は算入しない。
- 9 試験において不正行為を行った場合は、処分を受けた条件に基づき、評価をE、評価点はなしとして取り扱う。

第37条 各学部を卒業するために必要な最低単位数は、第2章教育課程及び履修方法に定めるところによる。

- 2 学生が許可を受けて在籍する学部以外の学部で履修した授業科目的単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目的履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項に定める授業科目の履修については、別に定める。
- 4 学生が許可を受けて他の大学、専門職大学、短期大学又は専門職短期大学で履修した授業科目的単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目的履修により修得したものとみなすことができる。
- 5 前項の規定は、学生が許可を受けて外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 6 学生が許可を受けて行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修は、当該学生が在籍する学部の授業科目的履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。
- 7 学生が本大学に入学する前に大学、専門職大学、短期大学又は専門職短期大学において履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目的履修により修得したものとみなすことができる。
- 8 学生が本大学に入学する前に第6項に規定する学修は、当該学生が在籍する学部の授業科目的履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。
- 9 第2項、第4項、第5項及び第7項により修得したものとみなす単位並びに第6項及び第8項により与えることのできる単位は、合わせて60単位を超えない範囲で、卒業するために必要な単位数に算入することができる。

第8節 卒業及び学士の学位

第38条 第20条に定めた修業年限に達し、所定の授業科目及び単位を修得し、卒業した者に学士の学位を授与する。

第39条 前条の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

歯学部 歯学

(当該学部のみ記入他は省略)

第9節 学費及び貸給費

第40条 授業料その他所定の学費は、別表2の定めるところにより納付するものとする。

2 編入学・再入学・転部・転科及び転籍の学費の取扱いについては、別に定める。

3 休学及び留学を許可された学生の休学及び留学期間中の学費の取扱いについては、別に定める。

(入学試験要項参照)

第41条 授業料を分納しようとする者は、事由を述べた書面により、保証人連署で願い出るものとする。

第42条 試験料・論文審査料・その他各種の手数料等については別表3の定めるところにより納付するものとする。

第43条 既納の学費は、いかなる理由があっても返還しない。

第44条 停学を命ぜられた学生は、停学期間中も授業料を

納付しなければならない。

第45条 学業人物ともに優秀な学生であって、学費支弁の方法のない者には、学費を減免し、又は貸与・給付することがある。

2 減免・貸給費については、別にこれを定める。

第14節 賞罰

第75条 人物及び学業成績が優秀な者には、授賞することがある。

2 授賞に関する規定は、別に定める。

第76条 学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があつた場合にはその情状によって懲戒を行うことがある。

第77条 懲戒は、退学・停学及び訓告の3種とする。

2 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ② 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
- ③ 正当の理由がなくて出席常でない者
- ④ 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 停学とは、一定期間、授業の受講及び施設設備の利用等を禁止し、その他の課外活動等についても禁止することをいう。

4 訓告とは、文書で戒めることをいう。

5 懲戒の手続に関する規定は、別に定める。

歯学部部則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学部は、日本大学の目的及び使命に則り、歯学の理論及びその応用を教授・研究し、併せて人格を陶冶して有為な歯科医師を養成することを目的とする。

第2章 在学・転学・休学及び退学

(修業年限及び在学年数)

第2条 本学部の修業年限は最低6年とし、在学年数は12年を超えることができない。

2 編入学した者の修業年限は最低5年とし、在学期間は10年を超えることができない。

3 前1項及び2項の同一学年における履修は第3条第4項に該当する場合を除き3年を限度とする。

4 転入学した者については、別に定める「再入学の取扱い基準」を準用する。

(休学)

第3条 疾病又はその他の事由により、引きつづき3か月以上欠席しようとするときは、診断書又は事由書を添え、保証人連署で休学願を提出して、許可を受けなければなら

ない。

2 休学期間はその学年とする。

3 休学した者が、更に休学を要する場合は、許可を受けて1年間に限り休学ができる。

4 休学期間が1学年の3分の2を超える場合は、その学年を修業の年限に算入しない。

第4条 疾病その他の事由で本学部が必要と認めた者は、休学せざることがある。

(復学)

第5条 休学者が復学する場合は、その学年の始めとし、指定する期日までに保証人連署で復学願を提出して、許可を受けなければならない。

(退学・転学)

第6条 疾病その他の事由で退学しようとする者又は他へ転学を志願しようとする者は、事由書を添え、保証人連署で願い書を提出して、許可を受けなければならない。

第3章 授業・試験・進級及び卒業

(授業)

第7条 授業科目は必修科目および選択科目からなり、授業は年間30週とする。

(定期試験)

第8条 定期試験はその学年内に履修した授業科目についてこれを実施する。ただし、授業科目によっては試験以外の方法でその成績を査定することができる。

第9条 定期試験を受験するためには、所定の実習等を完了していなければならない。

(追試験)

第10条 疾病その他の事由により定期試験を受験できなかつた者は、試験欠席届に必要に応じて診断書を添えて追試験の受験を願い出ることができる。

(再試験)

第11条 各授業科目の成績不良者には、再試験を行う。

(学年進級制)

第12条 本学部は、学年進級制を採用する。

(進級判定及び単位認定)

第13条 学年評価点、各授業科目の成績評価点・成績評価表示を基礎として、教授会の審議を経て、学部長が、進級判定及び単位の認定を行う。なお、以下の各号の一に該当する者は、原則として原級に留める。

- ① 学年評価点 59 点以下の者
- ② 成績評価点を得ていない授業科目がある者
- ③ 履修学年に定めた成績評価表示を得ていない授業科目がある者
- ④ ①～③以外の事由により、教授会の審議を経て、学部長が進級・卒業するにふさわしくないと判定した者

(原級者の履修)

第14条 第13条の①、②及び③によって原級とする者は、次のとおり再履修することとする。

- ① 成績評価点 80 点以上が得られなかった科目
- ② 成績評価表示 C 以上が得られなかった科目
- ③ 臨床歯科学Ⅱ及び歯科学統合演習 I・II・III・IV・V・VI

- ④ 共用試験結果に基づいて成績評価表示がなされる科目
- 2 前項において再履修対象外の科目については、原級年度の成績評価によるものとする。
- 3 第13条の④によって原級とする者は、原則として当該学年の全授業科目を履修しなければならない。

(卒業判定)

第15条 198 単位以上を修得した者について、教授会の審議を経て、学部長の内申により学長が卒業を決定する。

第4章 委託生・研究生・聴講生及び外国人留学生

第16条 委託生・研究生・聴講生及び外国人留学生に関する、日本大学学則に規定しない事項については、別に定める。

第5章 奨学金

第17条 本学部学生で学業・人物ともに優秀な者には、次の奨学金を貸与、又は給付することができる。

- ① 日本大学特待生
- ② 日本大学創立 130 周年記念奨学金
- ③ 日本大学事業部奨学金
- ④ 日本大学歯学部佐藤奨学金
- ⑤ 日本大学歯学部同窓会奨学金
- ⑥ その他奨学金

第6章 その他

第18条 本部則に規定しない事項については、日本大学学則による。

附 則

1 この部則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程（抜粋）**第1章 総則**

(趣旨)

第1条 この規程は、日本大学基金規程第5条に基づき、本大学大学院、学部、通信教育部、短期大学部、専攻科及び専門学校に在籍する学生（以下「学生」という）の正課・課外教育中又は課外活動中等に発生した傷害及び死亡事故等（以下「事故」という）に対する給付金等についての必要事項を定める。ただし、日本大学競技部に所属する学生の競技中等に発生した傷害及び死亡事故等に対する給付金等については、別に定める。

(給付の対象及び適用)

第3条 この規程による給付金の給付は、次の各号に掲げる事故に対して行う。ただし、事故発生原因が故意又は重大な過失による場合又は法令若しくは本大学の学則、諸規程等に違反した行為による場合はこの限りでない。

- ① 正課教育中の事故
- ② 大学（大学院、学部、通信教育部、短期大学部、専攻科及び専門学校を含む）が主催する行事実施中の事故
- ③ 学科、クラス、ゼミナール等（以下「学科等」という）が、あらかじめ所定の手続により届出をして行った課外教育中の事故
- ④ 正式に団体届をした団体（以下「団体」という）が、あらかじめ所定の手続により届出をして行った課外活動

中に発生した事故

⑤ その他前各号に準ずる事故

(給付金の種類)

第4条 給付金の種類は、次の各号とする。

- ① 治療費
- ② 見舞金
- ③ 死亡弔慰金

(治療費)

第5条 治療費は、第3条各号に定める事故による傷害に対し、原則として、公的医療保険適用後の本人負担分全額を給付する。ただし、本人負担分が高額療養費支給制度の適用により、後日扶養者に還付された場合は、その還付金を、速やかに大学へ返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1号に定める事故による治療費については、公的医療保険適用の有無にかかわらず全額給付の対象とことができる。

3 前項の給付については、別に定める。

4 第1項及び第2項の規定により治療費の給付を受ける者は、卒業又は修了後も継続して治療する場合に限り、給付を受けることができる。

5 前4項に定める治療費の給付期間は、相当と認められる事由がない限り、治療の日から180日を限度とする。

(見舞金)

第6条 見舞金は、治療に入院を要する場合及び後遺障害が生じた場合に給付する。

2 見舞金の給付額については、別に定める。

(死亡弔慰金)

第7条 死亡弔慰金は、原則として第3条各号に定める事故が直接の原因で180日以内に死亡したとき給付する。

2 死亡弔慰金の給付額については、別に定める。

(重複適用)

第8条 第4条各号の給付金は、本大学が認める範囲内で重複して給付することができる。

(諸費用)

第9条 第4条各号に定める給付金以外の事故に係る諸費用については、本大学が認めた場合に限り、その全額又は一部を給付することができる。

(給付の決定)

第10条 理事長及び学長は、第15条に定める学生傷害事故等調査委員会の報告に基づき、第11条に定める学生傷害事故等給付金委員会の議を経て給付の可否及びその種類等を決定する。ただし、緊急の必要あるときはこの限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかにこの規程に定める手続をとらなければならない。

第3章 給付申請手続

(事故報告)

第18条 学生の傷害事故が発生したときは、次の各号に定める教職員は、事故の状況及び応急措置等について、書面により速やかに学生部又は学生課に報告しなければならない。

- ① 正課教育中の場合は担当教員
- ② 行事実施中の場合は当該責任者
- ③ 学科等が行う課外教育中の場合は指導者又は引率責任者
- ④ 団体が行う課外活動中の場合は顧問又は引率責任者
- ⑤ その他前各号に準ずる場合は当該責任者

2 前項の報告があったときは、委員会又は学部委員会は内容を審議し、第3条各号に該当する事故と認められる場合には、学部長並びに理事長及び学長に報告しなければならない。

(給付の申請)

第19条 給付金の申請は学生部又は学生課が、所定の申請書に次の書類を添付して、理事長及び学長宛てに行うものとする。

- ① 領収書又はそれに代わる証明書
- ② 診断書（大学が必要と認めたとき）
- ③ その他必要な書類

(給付の決定手続及び受給者)

第20条 理事長及び学長は、給付を決定したときは、所定の通知書により学部長に通知するものとする。

2 給付金の受給者は、原則として本人又は父母とする。

第4章 その他

(所管)

第21条 学生の事故に関する事務は、本部においては学生部、学部等においては学生課が行う。ただし、2学部以上の学生が参加する行事実施中等の事故に関する事務は学生部が行う。

(規程の適用)

第22条 この規程は、第3条第1号及び第2号に限り、学則に定める本大学科目等履修生及び研究生等にも適用することができる。

(適用除外)

第23条 この規程は、地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する事故には適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成30年11月2日から施行する。
- 2 昭和55年2月1日制定の日本大学学生の傷病事故に関する補助金給付規程は、これを廃止する。

校舎施設使用要領

- 1 授業以外に学内の施設を使用する場合は、3日前までに教務課で予約をし、「講堂等使用申込書」に教務課で認印を受けた上、学生課に提出すること。
- 2 「講堂等使用申込書」には、必ずクラス担任又はクラブ顧問等の申込み責任者及び申込者の認印があるものとする。
- 3 「講堂等使用申込書」は、使用する際に必ず携帯し、当該校舎の警備員及び教務課に控の一部を提出すること。
- 4 施設の使用出来る時間は、原則として月曜日から土曜日の午前8時から午後9時までとする。
但し、上記時間以外に使用する場合は別に学生課に相談の上、「講堂等使用申込書」を提出し許可を受けること。
- 5 決められた場所以外での喫煙を禁止する。
- 6 施設等の使用にあたっては、清掃・整理整頓に努め、火気の使用は禁止する。なお、汚損・破損した場合には速やかに学生課へ届出すること。

- 7 患者さんや来客への配慮から、学生のエレベーター使用及び病院受付ロビーの通行は、原則として禁止する。
- 8 日本大学お茶の水校舎・3号館地下3階道場の使用については下記のとおりとする。
 - ① 定められた部屋を無断で変更してはならない。
 - ② クラブ部室の鍵は各々のクラブ主将が責任を持つて管理し、複製の作成はしないこと。
 - ③ 特にクラブ部室の使用にあたっては前項を遵守すること。
 - ④ クラブ部室の使用時間は午前8時30分から午後9時までとする。但し、左記時間以外に使用する場合は学生課の許可を受け、「時間外入校許可願」を提出すること。
 - ⑤ 休日の使用については別途届出し上記事項を遵守すること。

(令和2年4月1日)

日本大学歯学部学生会に関する要項

第1条 本要項の目的は、学生の自主活動の重要性に鑑み、学生による意思決定の最高機関である日本大学歯学部学生会（以下、学生会）に対して、日本大学歯学部（以下、本学部）が援助、育成することにある。

第2条 学生会の推薦に基づき選出された学生会役員は、学生生活委員会の議を経て承認され、教授会へ報告されるものとする。

第3条 本学部は、学生会役員がその使命に反する行為を行ったとき、学生生活委員会の議を経て、謹慎または解任等を命ずることがある。

第4条 本学部に対して学生会から照会あるいは要望等があった場合には、すべて学生生活委員会が受理し、その内容に応じて関連する委員会に委託するものとする。

第5条 本学部は、学生会に対して補助金（本学部後援会

からの補助金も含む）を支給する。

第6条 本学部は、学生会に対して以下の書類を学生課に提出させるように義務づける。

- ① 学生会役員名簿
- ② 学生会議事録
- ③ 大学からの補助金（本学部後援会からの補助金を含む）、寄附金等の会計報告書および月別収支報告書
- ④ その他本学部が必要と認めたもの

第7条 本学部は、学生会から第6条に定める書類の提出がないときには、補助金の支給を停止することがある。

第8条 本要項の改正は、学生生活委員会が審議し、教授会の議を経てこれを行う。

附 則 本要項は、平成14年4月1日から施行する。

日本大学歯学部のクラブ（部及び同好会）に関する要項

第1条 本要項は、学生生活における課外活動の重要性に鑑み、本学部が学生のクラブ（部及び同好会）に対し、援助、育成することを目的とする。

第2条 本学部は、学生の課外活動の団体をクラブ協議会の推薦に基づき、学生生活委員会で諮った後、教授会の議を経て「部」又は「同好会」として公認する。

第3条 クラブは本学部の教授、准教授、専任講師、参事又は参事補である者を顧問として有し、次の要件を充たさなければならない。

- ① 「部」は3名以上の学生が所属し、定期的活動を行っている団体
- ② 「同好会」は3名以上の学生が所属し、1年以上定期的活動を行っている団体
- ③ 3年間定期的活動を行った「同好会」は、自動的に「部」へと昇格する。

第4条 以下の団体はクラブとして公認しない。

- ① 既存のクラブと同系の団体
- ② 他学部又は他大学と合同した団体

第5条 クラブ公認の時期は年度当初とし、その効力は当該年度内とする。

第6条 前年度公認されたクラブで、当年度公認要件を充たしていないものは、その事情により条件を付して公認することができる。

第7条 クラブは本学部学生課の指示に基づき、以下の書

類を同課に届け出なければならない。

- ① 主将及び顧問名
- ② 入部届
- ③ クラブ構成員名簿
- ④ 学部からの補助金に関する会計報告書
- ⑤ 年間活動予定表及びその報告書
- ⑥ 合宿及び対外試合等の届け出
- ⑦ 退部届
- ⑧ その他大学が必要と認めたもの

第8条 本学部で公認されたクラブでなければ、日本大学歯学部名を冠しての対外試合等の活動を認めない。

2 本学部で公認されたクラブでなければ、日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程の適用を受けることができない。

第9条 クラブは本学部から補助金を受けることができる。

2 補助金の額については、別に定める。

第10条 本学部は大学の名誉を傷つける行為、又は学生の本分に反する行為があったクラブに対し、（学生生活委員会で諮った後、教授会の議を経た上で）活動停止又は解散等を命ずることがある。

第11条 将来クラブとして公認されようとする団体は第3条②に示す「同好会」の要件を備えたうえ、クラブ協議会の承認を得なければならない。

附 則 この要項は、平成25年4月1日から施行する。

歯科医師法（抜粋）

第一章 総則

〔歯科医師の任務〕

第一条 歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

第二章 免許

〔免許〕

第二条 歯科医師になろうとする者は、歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

〔免許の絶対的欠格事由〕

第三条 未成年者には、免許を与えない。

〔免許の相対的欠格事由〕

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により歯科医師の業務を適正に行うことのできない者として厚生労働省令で定める者
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあつた者

〔歯科医籍〕

第五条 厚生労働省に歯科医籍を備え、登録年月日、第七条第一項の規定による処分に関する事項その他の歯科医師免許に関する事項を登録する。

〔登録、免許証の交付及び届出〕

第六条 免許は、歯科医師国家試験に合格した者の申請により、歯科医籍に登録することによって行う。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、歯科医師免許証を交付する。

[免許の取消、業務停止及び再免許]

第七条 歯科医師が第四条各号のいずれかに該当し、又は歯科医師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 三年以内の歯科医業の停止
- 三 免許の取消し

[政令及び厚生労働省令への委任]

第八条 この章に規定するもののほか、免許の申請、歯科医籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関する必要な事項は政令で、第七条第一項の処分、第七条の二第一項の再教育研修の実施・同条第二項の歯科医籍の登録並びに同条第三項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関する必要な事項は厚生労働省令で定める。

第三章 試験

[試験の内容]

第九条 歯科医師国家試験は、臨牞性上必要な歯科医学及び口くう衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

[試験の実施]

第十条 歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が、これを行う。

[歯科医師国家試験の受験資格]

第十一條 歯科医師国家試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（第十六条の二第一項において単に「大学」という。）において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者

[不正受験者の措置]

第十五条 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験に関して不正の行為があつた場合には、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができます。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

[厚生労働省令への委任]

第十六条 この章に規定するもの外、試験の科目、受験手続その他試験に関して必要な事項及び実地修練に関して必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

第三章の二 臨床研修

[臨床研修]

第十六条の二 診療に従事しようとする歯科医師は、一年

以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定した病院又は診療所が臨床研修を行うについて不適当であると認めるに至つたときは、その指定を取り消すことができる。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の指定又は前項の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 第一項の規定の適用については、外国の病院又は診療所で、厚生労働大臣が適當と認めたものは、同項の厚生労働大臣の指定する病院又は診療所とみなす。

[研修医の義務]

第十六条の三 臨床研修を受けている歯科医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るために努めなくてはならない。

[臨床研修修了者の登録]

第十六条の四 厚生労働大臣は、第十六条の二第一項の規定による臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を歯科医籍に登録する。

- 2 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、臨床研修修了登録証を交付する。

[登録手数料]

第十六条の五 前条第一項の登録を受けようとする者及び臨床研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

[厚生労働省令への委任]

第十六条の六 この章に規定するもののほか、第十六条の二第一項の指定、第十六条の四第一項の歯科医籍の登録並びに同条第二項の臨床研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 業務

[歯科医師でない者の歯科医業の禁止]

第十七条 歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない。

[名称の使用制限]

第十八条 歯科医師でなければ、歯科医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

その他

歯学部電話番号一覧

03-3219-8△△△ (ダイヤルイン)

FAX 3219-8310 (4号館:庶務課設置)
3219-8312 (本館:管理課設置)
3219-8314 (3号館:教務課設置)
3219-8321 (1号館:図書館設置)

室名	番号	室名	番号
庶務課	8001	口腔外科学Ⅰ研究室	8102
教務課	8002	口腔外科学Ⅱ研究室	8355
会計課	8003	歯科保存学Ⅰ研究室	8141
学生課	8004	歯科保存学Ⅱ研究室	8142
学生支援室	8051	歯科保存学Ⅲ研究室	8107
保健室	8050	歯科補綴学Ⅰ研究室	8143
管財課	8005	歯科補綴学Ⅱ研究室	8144
図書館事務課	8006	歯科補綴学Ⅲ研究室	8145
研究事務課	8060	歯科矯正学研究室	8105
夜間連絡先(1号館警備)	8079	歯科放射線学研究室	8104
夜間連絡先(本館警備)	8075	歯科麻酔学研究室	8140
夜間連絡先(3号館警備)	8074	小児歯科学研究室	8106
管理課(庶務係)	8020	口腔診断学研究室	8099
管理課(医事係)	8022	摂食機能療法学研究室	8198
薬剤室	8100	総合診療科医局	8195
スタッフステーション	8033	医療人間科学研究室	8192
解剖学Ⅰ研究室	8120	外国語(英語)研究室	8160
解剖学Ⅱ研究室	8121	健康科学研究室	8162
生理学研究室	8122	数理情報科学研究室	8166
生化学研究室	8123	物理学研究室	8163
病理学研究室	8124	化学研究室	8164
細菌学研究室	8125	生物学研究室	8165
薬理学研究室	8126	歯科技工専門学校教員室	8009
歯科理工学研究室	8127	歯科衛生専門学校教員室	8008
衛生学研究室	8128	専門学校事務室	8007
法医学研究室	8129	同窓会事務室	8028

日本大学学部等一覧

本 部 (日本大学会館)

〒102-8275 千代田区九段南4-8-24
☎ 03(5275) 8110 (総務課)

法 学 部

〒101-8375 千代田区神田三崎町2-3-1
☎ 03(5275) 8501 (庶務課)

文 理 学 部

〒156-8550 世田谷区桜上水3-25-40
☎ 03(5317) 9677 (庶務課)

経 済 学 部

〒101-8360 千代田区神田三崎町1-3-2
☎ 03(3219) 3301 (庶務課)

商 学 部

〒157-8570 世田谷区砧5-2-1
☎ 03(3749) 6711 (庶務課)

芸 術 学 部

〒176-8525 練馬区旭丘2-42-1
☎ 03(5995) 8201 (庶務課)

国際関係学部

〒411-8555 三島市文教町2-31-145
☎ 055(980) 0801 (庶務課)

危機管理学部

〒154-8513 世田谷区下馬3-34-1
☎ 03(6453) 1600 (代表)

ス ポ ー ツ 科 学 部

〒154-8513 世田谷区下馬3-34-1
☎ 03(6453) 1600 (代表)

理 工 学 部

〒101-8308 千代田区神田駿河台1-8-14
☎ 03(3259) 0514 (庶務課)

(同船橋校舎)

〒274-8501 船橋市習志野台7-24-1
☎ 047(469) 5330 (庶務課)

生産工学部

〒275-8575 習志野市泉町1-2-1
☎ 047(474) 2201 (庶務課)

(同実験校舎)

〒275-8576 習志野市新栄2-11-1
☎ 047(474) 2801 (事務課)

工 学 部

〒963-8642 郡山市田村町徳定字中河原1
☎ 024(956) 8618 (庶務課)

医 学 部

〒173-8610 板橋区大谷口上町30-1
☎ 03(3972) 8123 (庶務課)

歯 学 部

〒101-8310 千代田区神田駿河台1-8-13
☎ 03(3219) 8001 (庶務課)

松戸歯学部

〒271-8587 松戸市栄町西2-870-1
☎ 047(368) 6111 (代表)

生物資源科学部

〒252-0880 藤沢市龜井野1866
☎ 0466(84) 3800 (庶務課)

薬 学 部

〒274-8555 船橋市習志野台7-7-1
☎ 047(465) 2111 (庶務課)

通信教育部

〒102-8005 千代田区九段南4-8-28
☎ 03(5275) 8901 (庶務課)

日本大学病院

〒101-8309 千代田区神田駿河台1-6
☎ 03(3293) 1711 (代表)

医学部付属板橋病院

〒173-8610 板橋区大谷口上町30-1
☎ 03(3972) 8111 (代表)

歯学部付属歯科病院

〒101-8310 千代田区神田駿河台1-8-13
☎ 03(3219) 8080 (案内)

歯学部三島歯科医療センター

〒411-8588 三島市文教町1-9-18
日本大学国際関係学部三島駅北口校舎1階
☎ 055(980) 1991

松戸歯学部付属病院

〒271-8587 松戸市栄町西2-870-1
☎ 047(360) 7111 (案内)

そ
の
他

歯科大学・歯学部一覧

北海道医療大学歯学部

〒 061-0293 北海道石狩郡当別町金沢 1757
☎ 0133-23-1211

北海道大学歯学部

〒 060-8586 札幌市北区北 13 条西 7 丁目
☎ 011-706-4313

岩手医科大学歯学部

〒 020-8505 盛岡市内丸 19-1
☎ 019-651-5111

東北大歯学部

〒 980-8575 仙台市青葉区星陵町 4-1
☎ 022-717-8244

奥羽大学歯学部

〒 963-8611 郡山市富田町字三角堂 31-1
☎ 024-932-8931

明海大学歯学部

〒 350-0283 坂戸市けやき台 1-1
☎ 049-285-5511

日本大学松戸歯学部

〒 271-8587 松戸市栄町西 2-870-1
☎ 047-368-6111

東京医科歯科大学歯学部

〒 113-8510 文京区湯島 1-5-45
☎ 03-3813-6111

東京歯科大学

〒 101-0061 千代田区神田三崎町 2-9-18
☎ 03-6380-9001

日本歯科大生命歯学部

〒 102-0071 千代田区富士見 1-9-20
☎ 03-3261-8311

昭和大学歯学部

〒 142-8555 品川区旗の台 1-5-8
☎ 03-3784-8000

神奈川歯科大学

〒 238-8580 横須賀市稻岡町 82
☎ 046-822-8751

鶴見大学歯学部

〒 230-8501 横浜市鶴見区鶴見 2-1-3
☎ 045-574-8627

新潟大学歯学部

〒 951-8514 新潟市中央区学校町通 2-5274
☎ 025-223-6161

日本歯科大学新潟生命歯学部

〒 951-8580 新潟市中央区浜浦町 1-8
☎ 025-267-1500

松本歯科大学

〒 399-0781 塩尻市広丘郷原 1780
☎ 0263-52-3100

朝日大学歯学部

〒 501-0296 岐阜県瑞穂市穂積 1851
☎ 058-329-1111

愛知学院大学歯学部

〒 464-8650 名古屋市千種区楠元町 1-100
☎ 052-751-2561

大阪歯科大学

〒 573-1121 枚方市楠葉花園町 8-1
☎ 072-864-3111

大阪大学歯学部

〒 565-0871 吹田市山田丘 1-8
☎ 06-6879-5111

岡山大学歯学部

〒 700-8525 岡山市北区鹿田町 2-5-1
☎ 086-223-7151

広島大学歯学部

〒 734-8553 広島市南区霞 1-2-3
☎ 082-257-5604

徳島大学歯学部

〒 770-8504 徳島市蔵本町 3-18-15
☎ 088-633-9100

九州歯科大学

〒 803-8580 北九州市小倉北区真鶴 2-6-1
☎ 093-582-1131

九州大学歯学部

〒 812-8582 福岡市東区馬出 3-1-1
☎ 092-641-1151

福岡歯科大学

〒 814-0193 福岡市早良区田村 2-15-1
☎ 092-801-0411

長崎大学歯学部

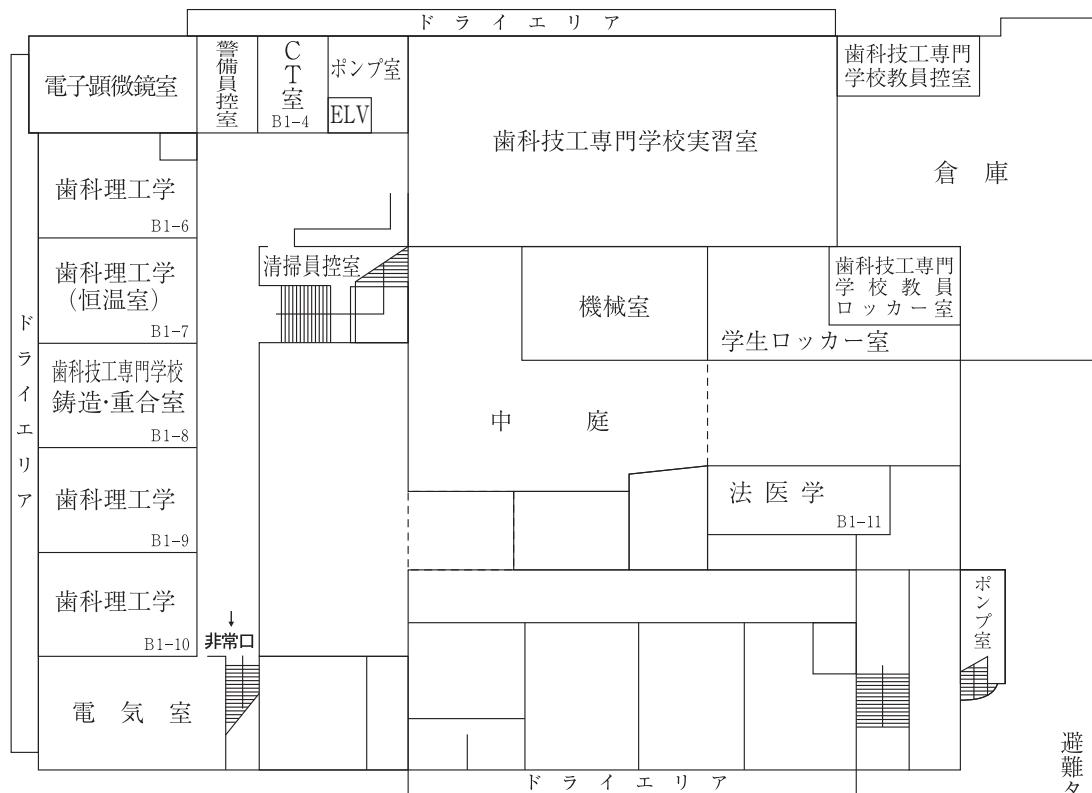
〒 852-8588 長崎市坂本 1-7-1
☎ 095-819-7600

鹿児島大学歯学部

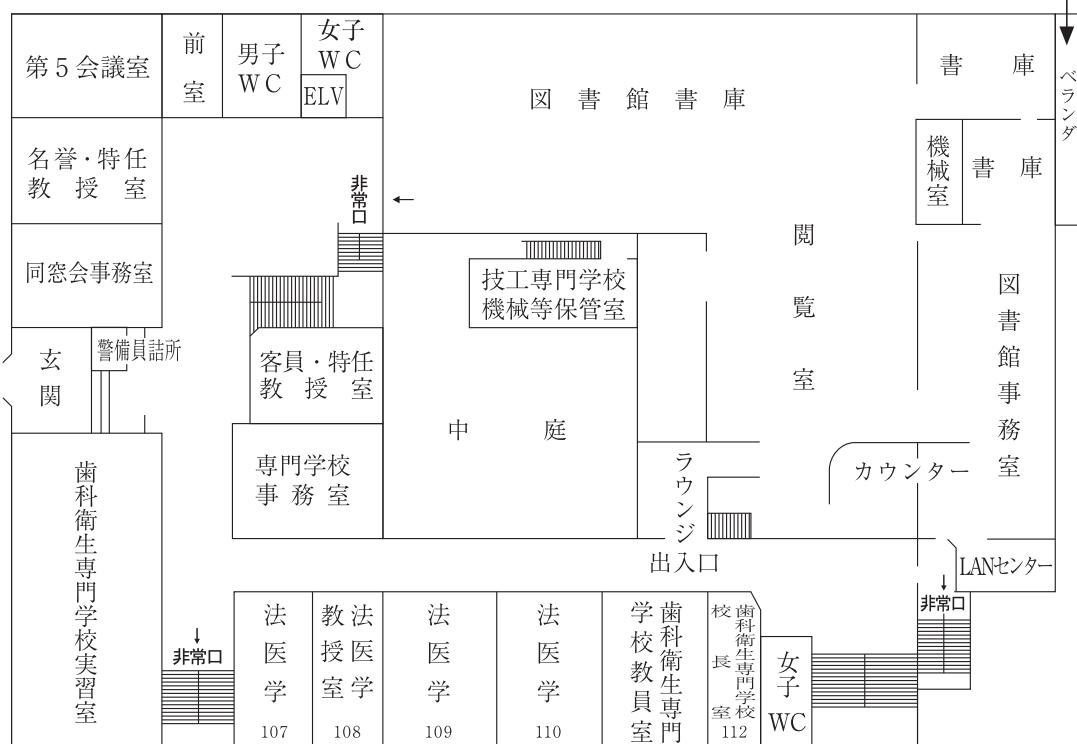
〒 890-8544 鹿児島市桜ヶ丘 8-35-1
☎ 099-275-5111

校舎平面図

1号館地下1階



1号館1階



1号館 2階



1号館 3階

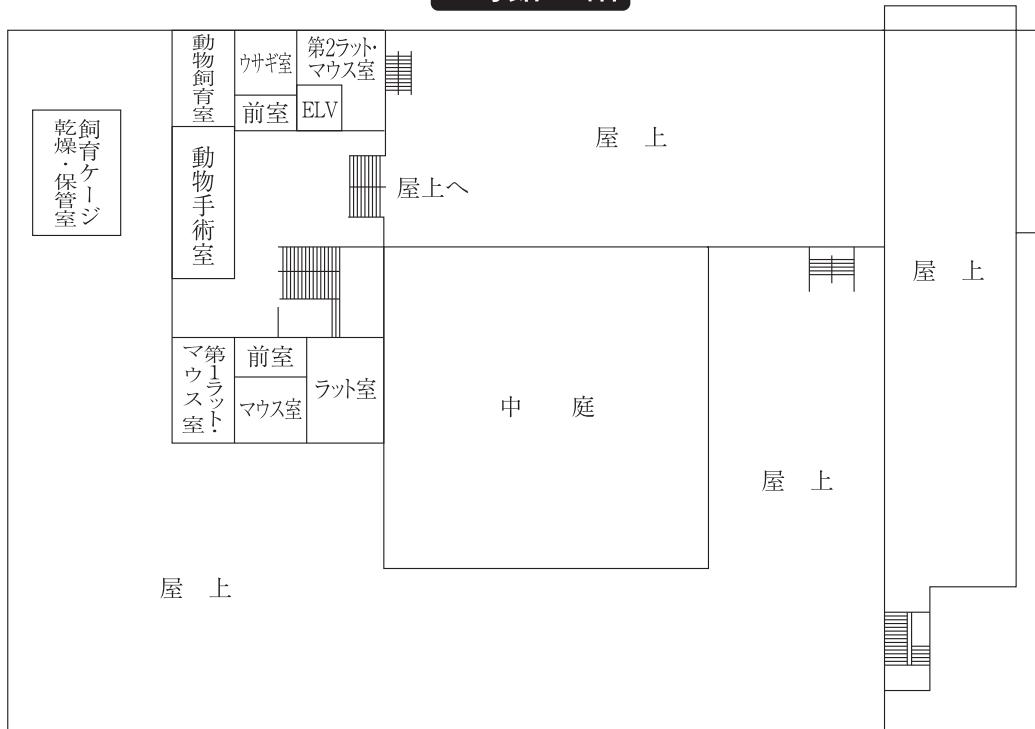


1
号
館

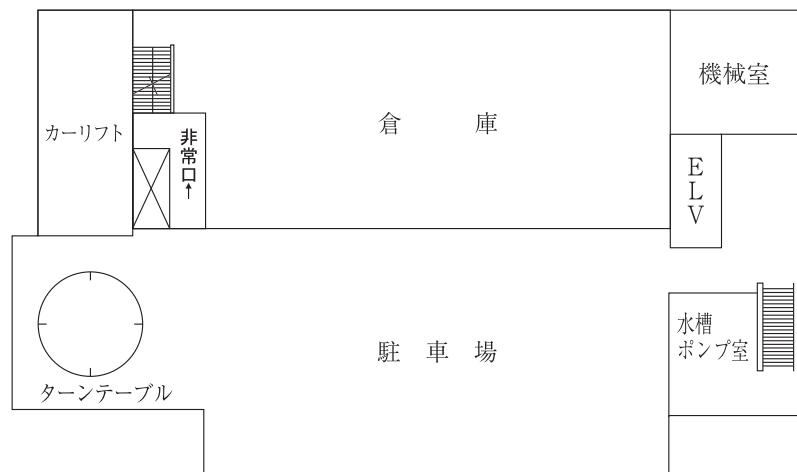
1号館 4階



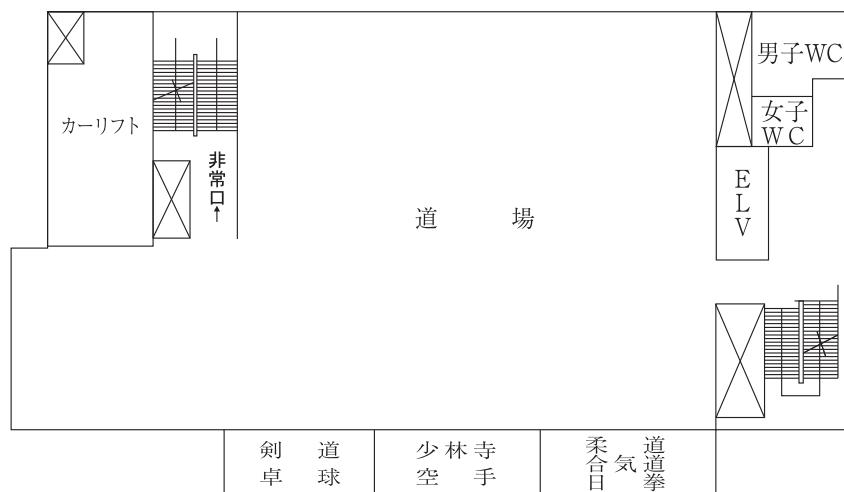
1号館 5階



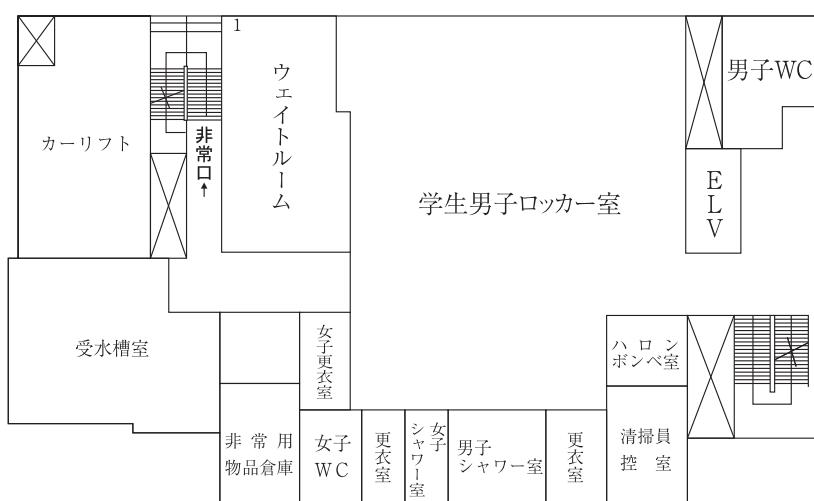
3号館地下4階



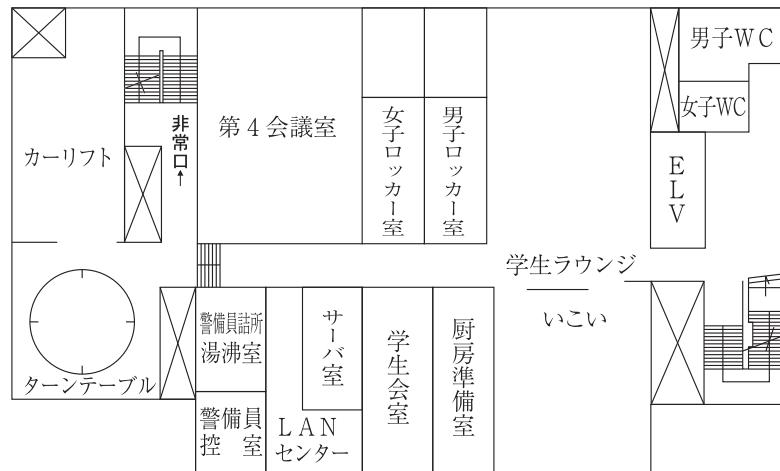
3号館地下3階



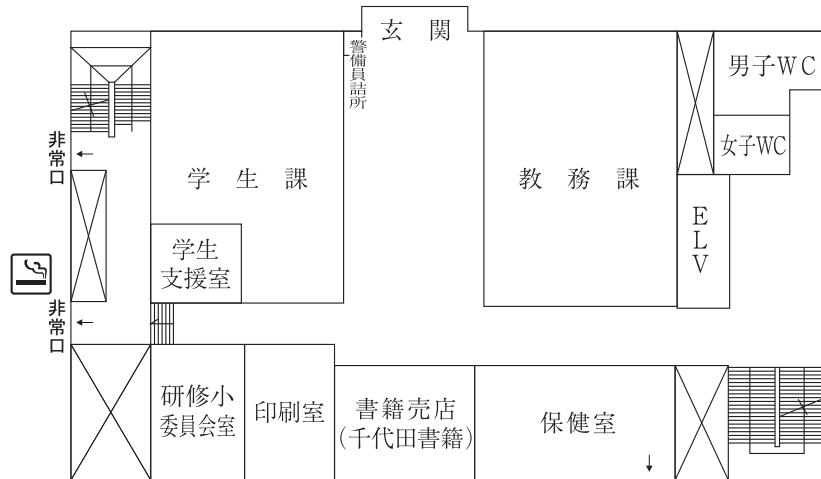
3号館地下2階



3号館地下1階



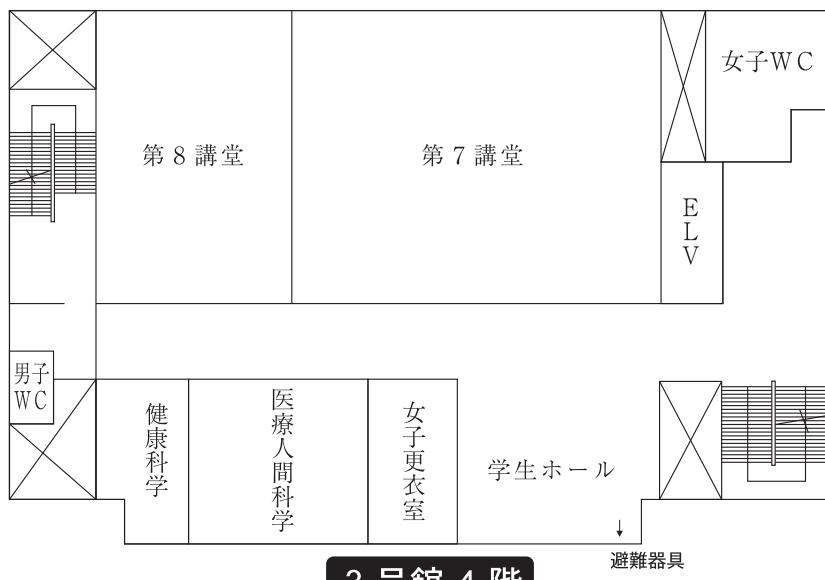
3号館1階



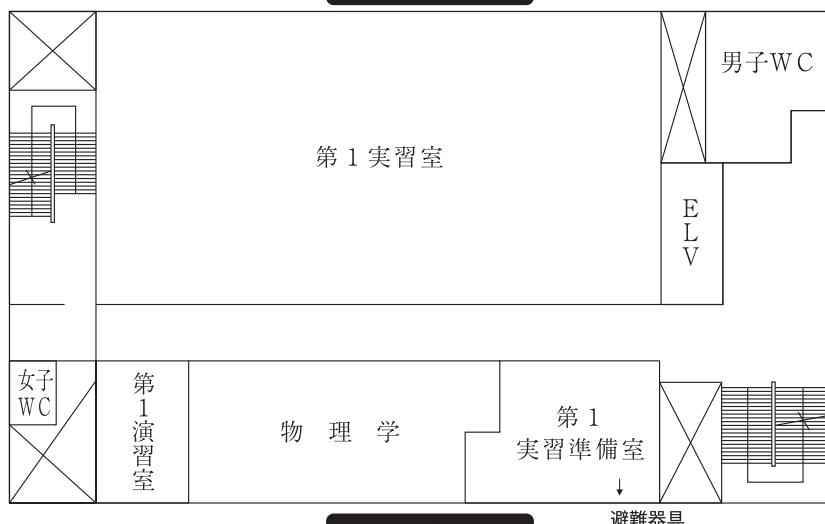
3号館2階



3号館 3階



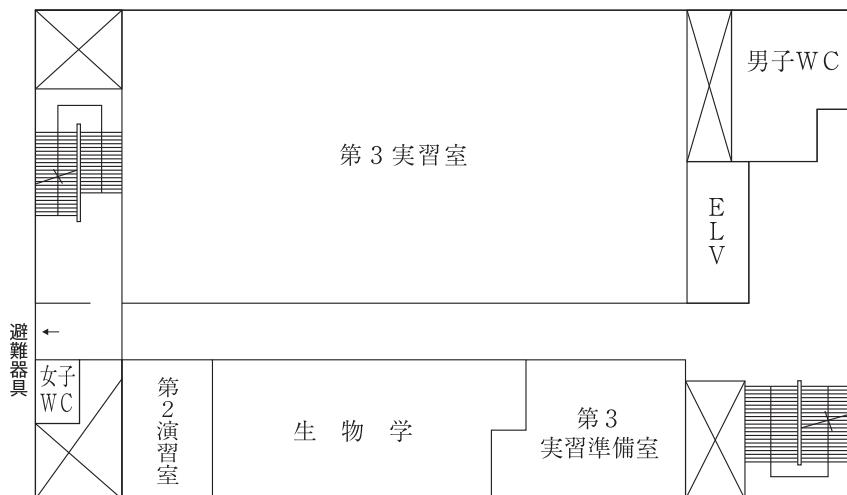
3号館 4階



3号館 5階



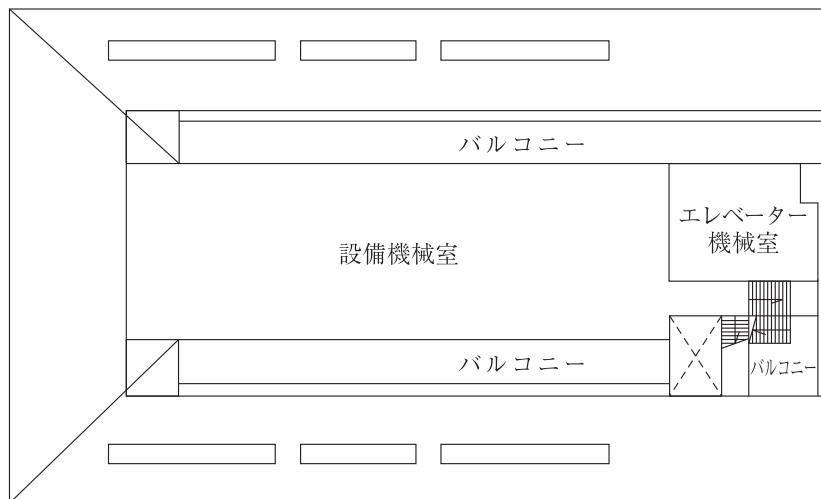
3号館 6階



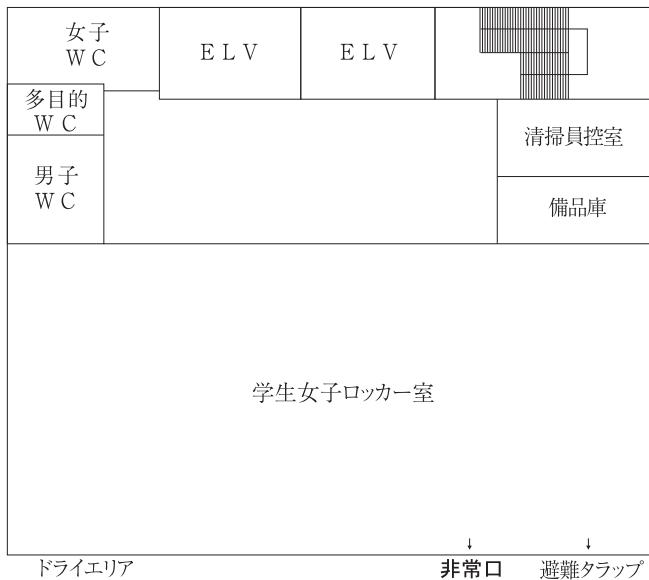
3号館 7階



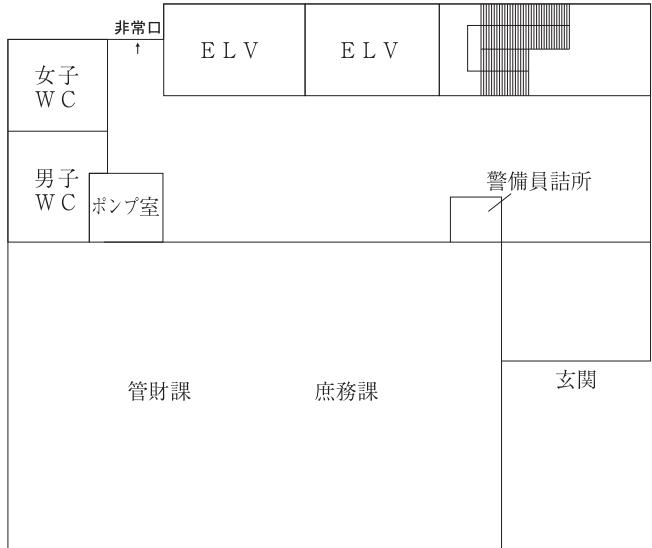
3号館 8階



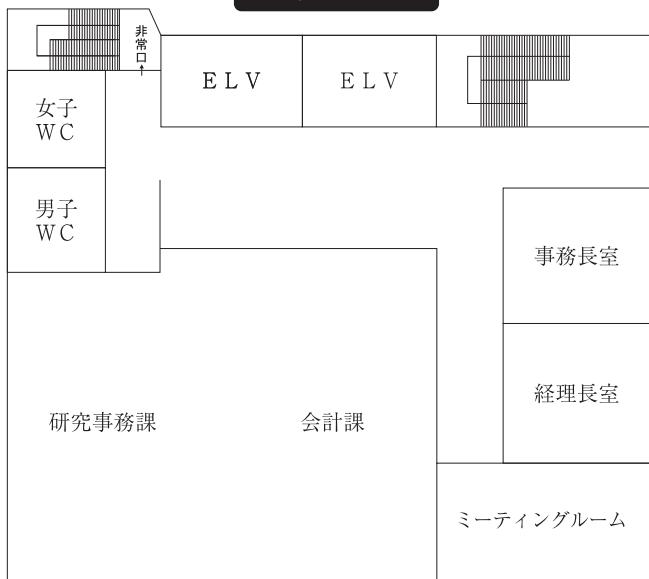
4号館地下1階



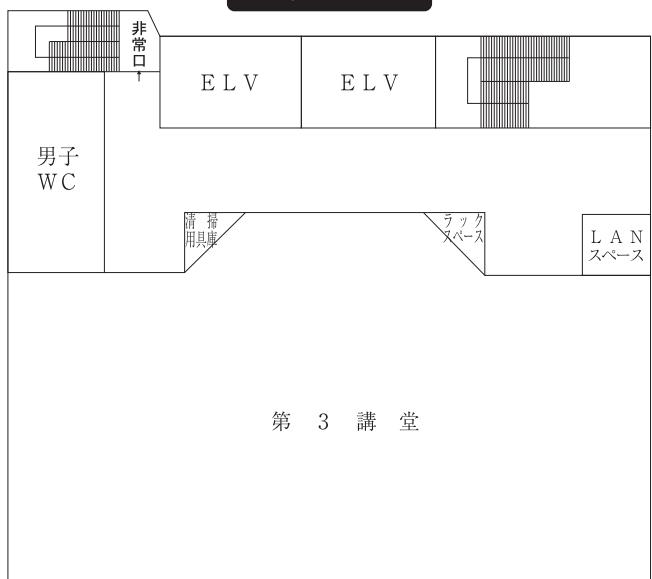
4号館1階



4号館2階

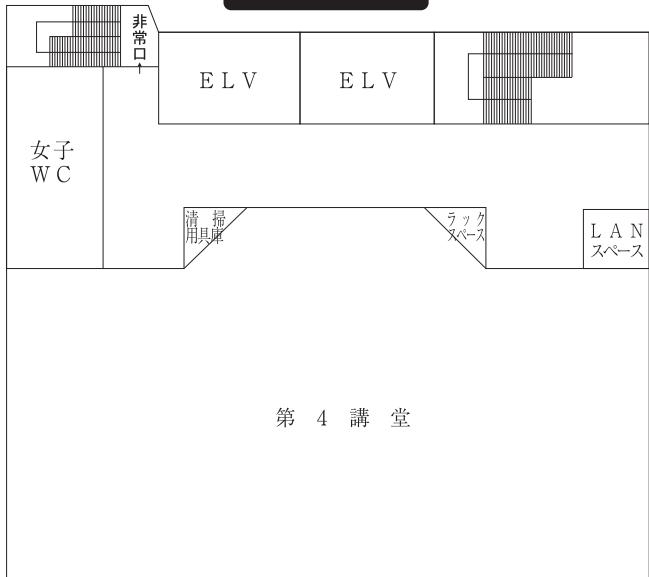


4号館3階

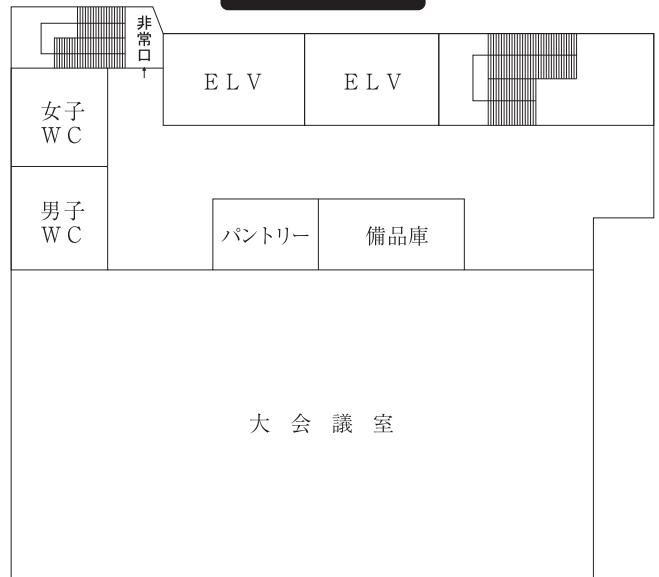


4
号
館

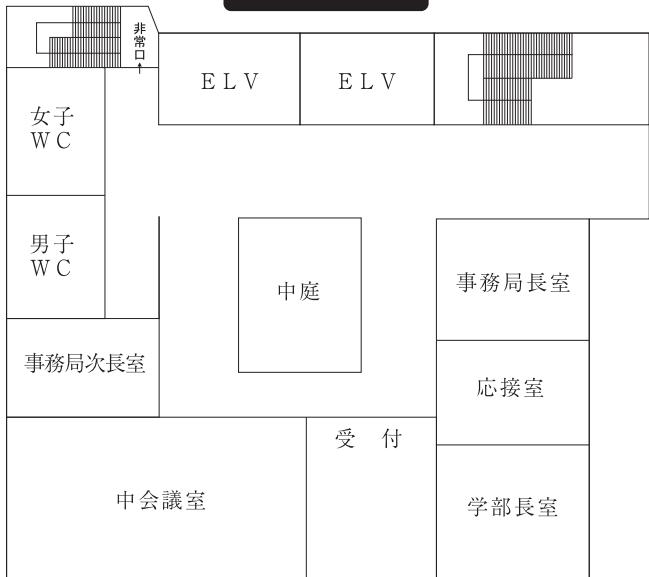
4号館 4階



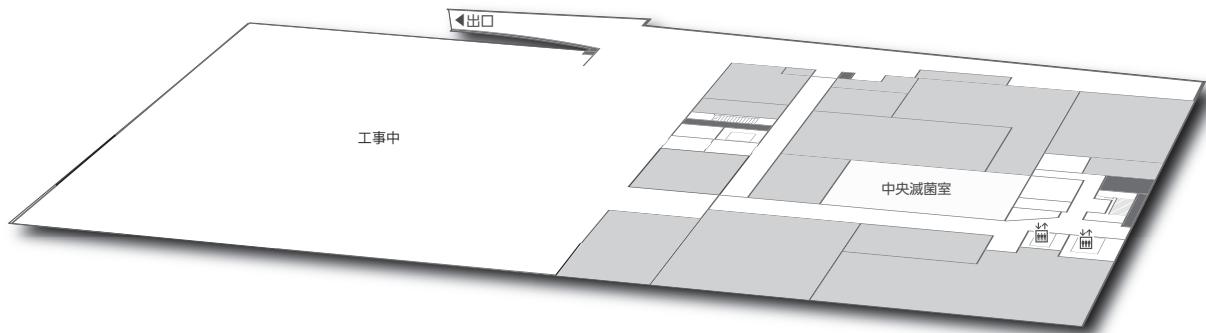
4号館 5階



4号館 6階

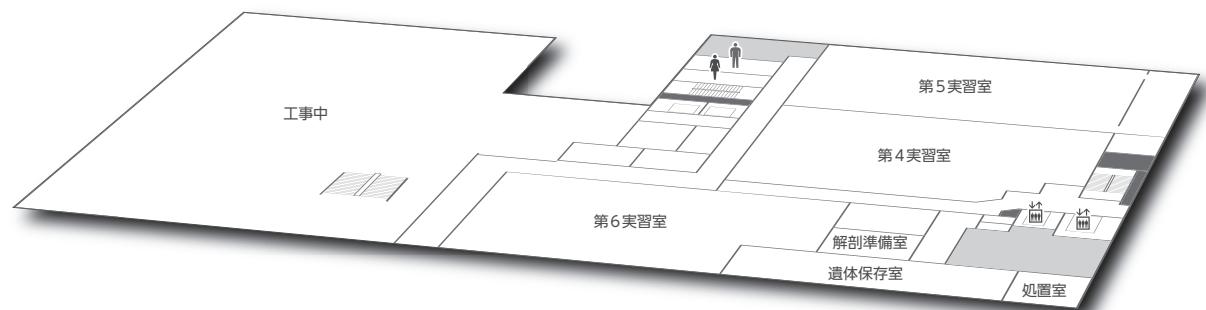


本館地下2階



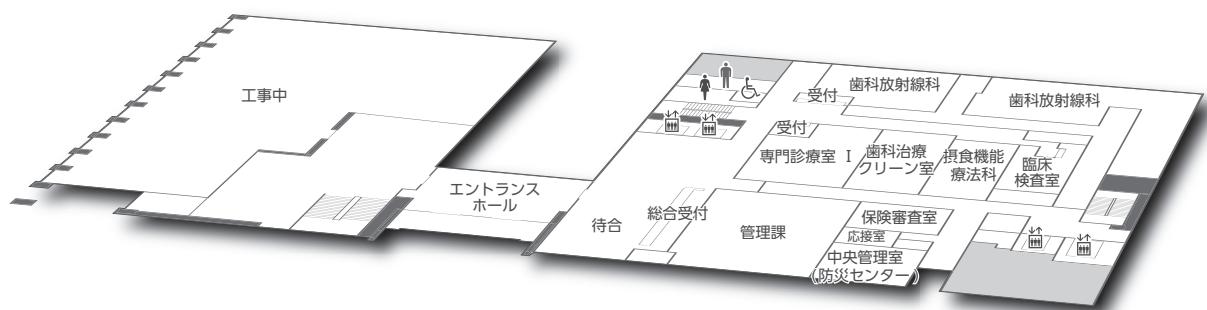
本

本館地下1階

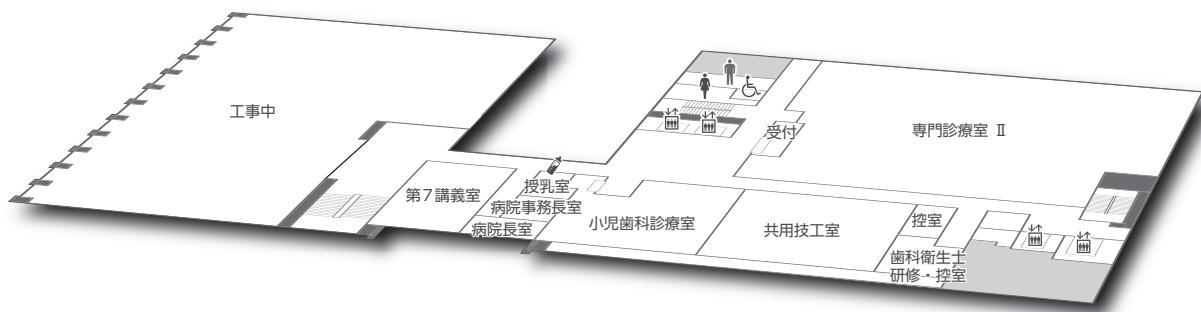


館

本館1階

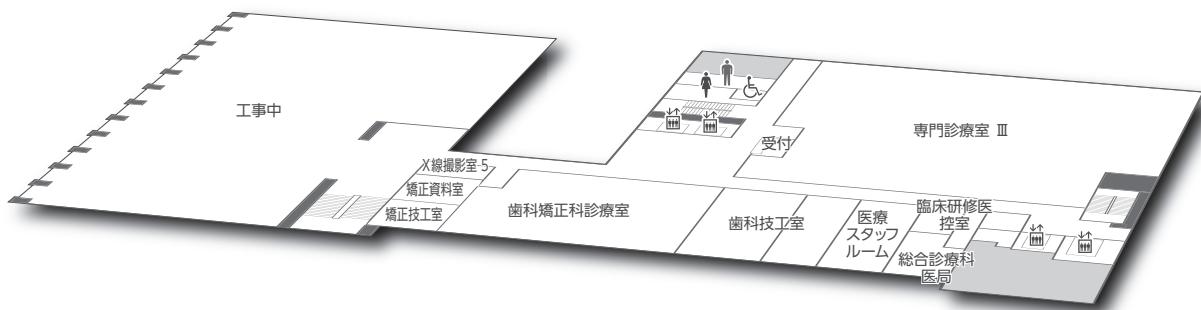


本館 2 階



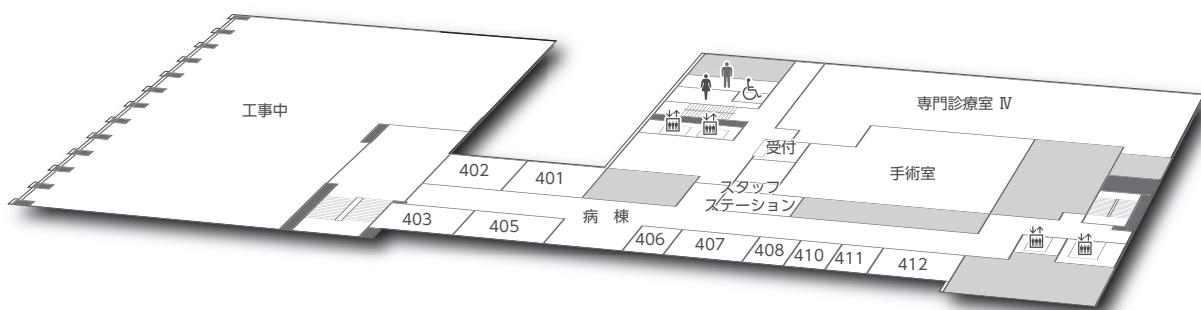
本

本館 3 階

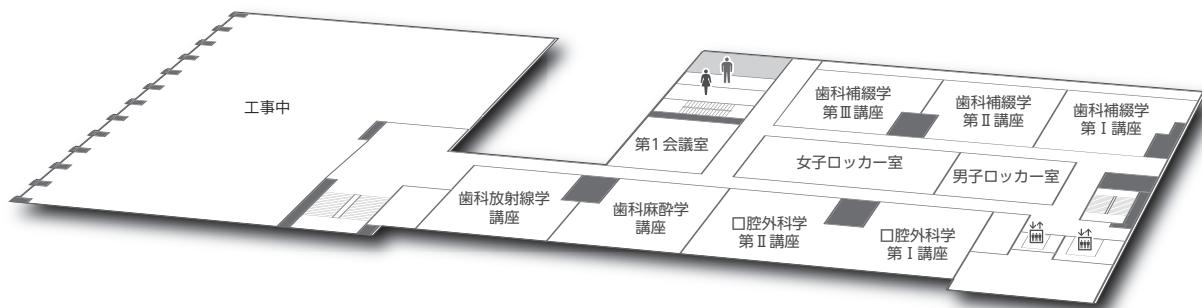


館

本館 4 階

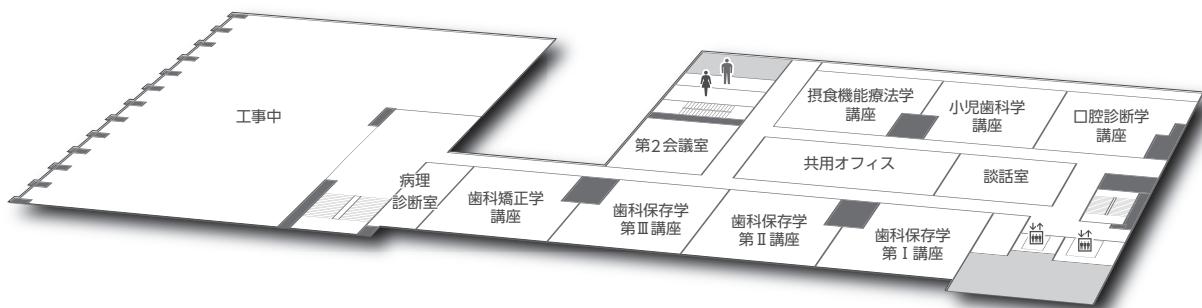


本館 5 階



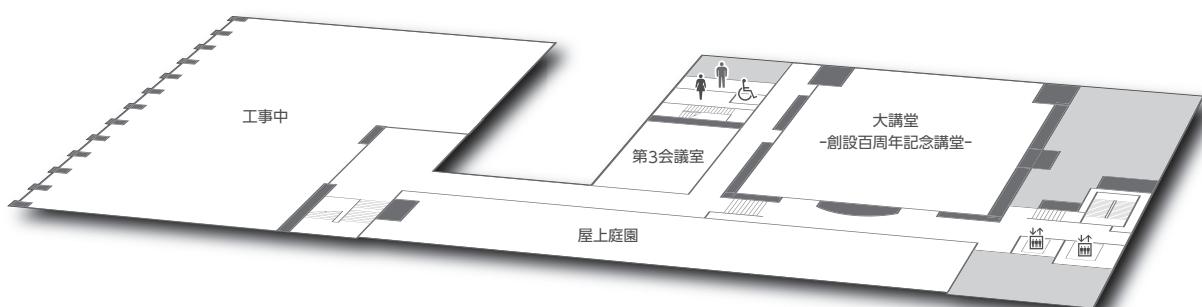
本

本館 6 階



館

本館 7 階



日本大学校歌

作詞 相馬 風谷 作曲 山田 御耕

J = 120

1. ひにひにあらーんにじぶんひい
2. しかににあさきーんにじぶんひい
かのーはなーのさかゆくせかーいーのこく
づるーくにーにふがくとゆるーがーぬこく
やのーうえにあはさえひとりかがやくのくにみち
がくーのえもにとあはさえひとりかがやくのくにみち
のなおいてぎぜんとじょうたちたざるだい
ひとすじにぎこんとじょうたちたざるだい
がくにほーんせいせきとじゆうーのき
がくにほーんせいせきとじゆうーのき
ひようのもとにあるあわづれまらがゆくとのしめ
のおともゆるあわづれまらがゆくとのしめ
いはおもしやいざたたえんだいがくほんい
ざうたわんわれらがーりそーう

二、
一、日に日に新たに文化の華の
さかゆく世界の曠野の上に
朝日と輝く国の名負いて
巍然と立ちたる大学日本
正義と自由の旗標のもとに
集まる学徒の使命は重し
四海に先んじ日いづる国に
富嶽とゆるがぬ建学の基礎と
榮ある歴史の道一すじに
向上息まざる大学日本
治世の一念炎と燃ゆる
われらが行く手の光を見よや
いざ讀えん
いざ歌わん
いざ歌わん
われらが理想

日本大学歯学部部歌

作詞 沖野 岩三郎 作曲 弘田 龍太郎

m.m. J = 108 壮快に

見つ師見よしるのんだいれついあわうあらどしら
ひとつとよしゆえいしゆんでわむだいれついあわうあらどしら
かかこかねがのみのね音きち音にはのに
あひとあかと一かきつみもつ告燃は告ぐるるるみるかかこかねがのみのね音きち音にはのに
はお權はれな威れしじとし一いさおこささおこさ一たまこたつんそつ
雄かわ雄タタれしきらしきこがさすこつすがるよががるぞが母しみ母校なな校一!りれ!
雄かわ雄タタれしきらしきこがさすこつすがるよががるぞが母しみ母校なな校一!りれ!

三、
二、つどえるわれら若うどの
瞳に燃ゆる輝きは
同じ思いにいそしまん
堅き心のしるしなり
師弟の睦みうるわしく
ともに励みてこの道の
権威とここをなさんこそ
われらが強き希望なれ
見よ駿台の朝ぼらけ
晓告ぐる鐘の音に
雄々おれしさぎりの中に立つ
曉告ぐる鐘の音に
雄々晴れしさぎりの中に立つ
つどえるわれら若うどの
瞳に燃ゆる輝きは
同じ思いにいそしまん
堅き心のしるしなり
見よ駿台の朝ぼらけ
晓告ぐる鐘の音に
雄々おれしさぎりの中に立つ
見よ駿台の朝ぼらけ
晓告ぐる鐘の音に
雄々おれしさぎりの中に立つ

学部要覧 [2020年度版]

2020年4月1日 発行

編集・発行 日本大学歯学部

〒101-8310 東京都千代田区神田駿河台1-8-13
電話 03(3219)8002(教務課)



自主創造
日本大学

N U S D